

湖南省上下水道業務包括委託要求水準書

湖南省上下水道事業所

令和8年10月1日 ～ 令和11年9月30日

湖南省上下水道業務包括委託要求水準書 目次

	ページ数
第Ⅰ章 委託内容	1
1 委託の目的	1
2 本書の位置づけ	1
3 業務監視体制	1
(1) 業務監督者の選任	1
(2) 業務監督者の職務	1
① 民間事業者に対する指示・指導、承諾及び協議	1
② 本水準書に基づく業務履行のための帳票類の承認	1
③ 本水準書に基づく業務履行状況の検査	1
④ その他委託者が指示する業務の連絡調整	1
4 委託業務の対象区域	1
5 業務委託の期間	2
6 業務委託の範囲	2
(1) 水道施設維持管理業務	2
① 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の運転管理業務	2
② 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の保安全管理業務	2
③ 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の環境整備業務	2
④ 水質管理業務	2
⑤ 汚泥処理業務	2
⑥ 給水栓の開始・休止業務	2
⑦ 材料・備品の管理	2
⑧ 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の保安全管理	2
⑨ 水道に関する住民対応業務	2
⑩ 給水装置工事竣工検査業務	2
⑪ その他業務	2
(2) 下水道施設維持管理業務	3
① 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場等の保安全管理業務	3
② 下水道宅内排水設備検査業務	3
③ 公共汚水樹詰まり対応	3
④ 宅内ポンプ故障対応	3
⑤ その他業務	3
(3) 公金徴収事務等業務	3
① 窓口受付業務	3
② 調定更正業務	4
③ 電子計算機処理業務	4
④ 徴収・収納業務	4
⑤ 水道施設(メーター)管理地理情報システム運用業務	4
⑥ 検針業務	5
⑦ 滞納整理業務	5
⑧ 給水停止業務	6
⑨ その他業務	6
第Ⅱ章 共通事項	7
1 業務従事者の要件	7
(1) 直接雇用関係にある業務従事者の確保	7
(2) 業務従事者の名簿の作成	7
(3) 有資格者の配置	7
(ア) 技術者等の資格要件	7
(イ) 有資格者の配置	8

2 業務従事者の配置	8
(1) 統括管理責任者及び各業務責任者の勤務	8
(2) 総括管理責任者の職務代行	8
(3) 全日夜間業務の勤務	8
(4) 湖南省上下水道料金センターの配置	8
(5) 緊急時の体制整備	8
3 実施計画策定	8
4 身分証明書等	8
(1) 身分証明書の交付	8
(2) 身分証明書の携帯	8
(3) 身分証明書の提示	8
(4) 身分証明書の返却	8
5 業務従事者の厳守事項	8
(1) 身分証明書の着用	8
(2) 現地訪問で使用者等の土地又は建物等に立ち入る場合の措置	8
(3) 業務の履行中の態度及び言動	9
(4) 業務従事中の他の営業行為の禁止	9
6 届出の変更	9
(1) 届出が必要となる変更	9
(2) 届出が必要となる変更（その他）	9
7 要求水準の未達	9
8 委託業務の引継ぎ	9
(1) 引継ぎ期間	9
(2) 契約満了時及び契約解除時の業務引継ぎ	9
(3) 引継ぎにかかる負担	9
9 安全管理	9
(1) 委託者への報告	9
(2) 保安対策	9
(3) 委託者の立入調査及び業務立会い	9
10 危機管理・対応	9
(1) 初期対応マニュアルの作成	9
(2) 危機的事象発生時の応援体制	9
(3) 災害防止のための臨時措置の立案	9
(4) 防災に関する訓練	9
(5) 緊急給水活動等の災害支援協力	9
(6) 個人情報保護に関する処置	9
11 本業務に係るリスク分担	10
12 苦情に対する一次対応	10
13 報告書等の提出	10
14 車輛の運行	10
15 業務の再委託	10
16 秘密の保持	10
(1) 情報漏洩の禁止	10
(2) 上下水道料金システム等の情報漏洩禁止	10
(3) 記録類の処分方法	10
17 個人情報等の管理・保護	10
(1) 情報漏洩情報漏洩防止の措置	10
(2) 個人情報個人情報の取り扱い方法	10
18 負担区分	10
(1) 当該業務における委託者と受託者の負担区分	10
(2) 貸与品の管理	10
(3) 経費等の負担	11

19 無断使用の禁止	12
20 関係法令遵守	12
21 環境への配慮	14
(1) 景観への配慮	14
(2) 騒音、振動、悪臭、粉塵、濁水対策に関する基準	14
(3) 交通安全対策	14
22 報告事項	14
(1) 湖南省水道事業給水条例及び施行規程等に違反する行為	14
(2) 湖南省下水道条例及び施行規程、湖南省公共下水道使用料条例等に違反する行為	14
(3) その他、委託者に報告する必要があると認めるもの	14
23 文書及びデータの取扱い	14
(1) 文書及びデータの取扱いを次の事項に留意して行うこと。	14
① 文書及びデータの受け渡しに関する事項	14
② 文書及びデータの保存・保管に関する事項	14
③ 文書及びデータの漏えい・滅失・き損及び改ざんの防止に関する事項	14
④ 文書及びデータの処分・破棄及び返却に関する事項	14
(2) 文書及びデータ管理の記録、取り扱いに関する監査	14
24 事故発生時の報告書の提出	14
(1) 領収書その他書類の紛失等	14
(2) 身分証明書の紛失等	14
(3) 支給品の亡失、破損等	14
(4) 徴収した水道料金等の紛失、盗難等	14
(5) 電子データ及びその関連文書等の紛失、滅失及びき損等	14
(6) 委託者が報告を必要と認めるもの	14
25 事故等の処理	14
(1) 事故等の処理方法	14
(2) 事故発生時の損害賠償	14
26 契約解除に伴う措置	14
(1) 貸与品の返還について	14
(2) 収納した水道料金等の支払	15
(3) 帳票類の引渡し又は処分について	15
(4) 資料等の運搬にかかる経費負担	15
27 その他の遵守事項	15
28 雑則	15
29 協議	15
第三章 水道施設維持管理業務の要求水準書	16
第1節 前提条件	16
1 対象施設の概要	16
(1) 浄水場・受水池	16
(2) 受水池・配水池	16
(3) 加圧ポンプ場・ラインポンプ	17
(4) 電動弁・減圧弁等	17
(5) 水管橋	17
2 処理フロー、設備概要等	18
3 維持管理業務の基本方針	18
(1) 品質管理	18
(2) 現有処理能力の活用	18
(3) 水質検査計画の履行	18
(4) 浄水汚泥の減量化	18
(5) 維持管理業務の作業期間	18
(6) 材料・備品の管理	18
(7) 各設備の保全管理の延命化	18

(8) 事故や災害時の迅速な復旧	18
4 運転に関する条件	18
(1) 浄水水質に関する基準	18
(2) 水量に関する基準	18
① 妙感寺水源地の原水濁度が15度を越えた場合	18
② 農業用水優先により、妙感寺水源地において取水ができない場合	18
③ 妙感寺水源地において取水量の減少または取水ができない場合	18
④ 東河原浄水場において取水量が減少した場合	18
⑤ その他委託者の指示がある場合	18
(3) 水圧管理に関する要求水準	18
5 汚泥処理に関する要求水準	19
6 施設機能の維持に係る保安全管理要求水準	19
7 業務実績	19
第2節 水道施設の維持管理業務内容	19
1 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の運転管理業務	19
(1) 品質管理	19
(2) 浄水処理施設機能の発揮	20
(3) 原水高濁度、漏水等の異常時の処置	20
(4) 防災・防犯管理	20
(5) 運転技術の安定化及び従業員の技術水準の維持	20
(6) 運転管理に係る記録類の管理	20
(7) 委託者が実施する工事、調査等に対する協力・調整及び立会	20
(8) その他運転に関すること。	20
2 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の保安全管理業務	20
(1) 日常管理業務	20
① 日常点検の各種データ（の記録及び整理	20
② 薬品の補充	20
③ 蛍光灯、表示灯等の交換	20
④ 巡視施設の保安点検	20
⑤ その他受託者の提案によるもの	20
(2) 定期点検	20
① 絶縁抵抗、接地抵抗、振動等の測定	20
② 設備の故障、整備、更新等の台帳整理及び整備計画の立案	20
③ 油脂類の補給、交換	20
④ 施設・設備等の補修塗装及び清掃	20
⑤ グランドパッキン、Vベルト等の消耗品類の交換	20
⑥ その他受託者の提案によるもの	20
(3) 設備保守点検	20
① 上水道施設電気保安・法定点検業務	20
② 上水道各施設遠方監視制御設備保守点検業務	20
③ 水質モニタリング装置保守点検業務	21
④ 消防設備保守点検業務	21
⑤ 空調機の簡易点検	21
⑥ クレーンの定期自主検査	21
(4) 緊急対応	21
(5) 機器台帳の管理	21
(6) 管路保守点検	21
① 管路パトロール	21
② 漏水対応	21
③ 管理排水	21
④ 簡易補修	21
⑤ 給水管修繕工事の立会い	21

⑥	漏水調査業務	21
⑦	その他	21
3	浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の環境整備業務	22
(1)	清掃及び除草業務	22
(2)	配水池底部清掃業務	22
①	沈澱物の浮遊による浄水の濁りに留意する	22
②	受水及び配水を停止させない	22
③	浄水の排水量が多くなるような方法とする	22
④	十分な衛生上の処置を講じる	22
⑤	受託者は、事前に計画書を提出し委託者の承認を得る	22
4	水質管理業務	22
(1)	定期水質検査及び臨時水質検査等	22
(2)	毎日水質検査	22
①	測定点	22
②	測定項目	22
(3)	簡易水質検査	23
①	測定点	23
②	測定項目	23
(4)	顕微鏡検査	23
①	測定点	23
②	測定項目	23
(5)	その他の検査	23
①	次亜塩素酸ソーダ中の塩素酸、有効塩素濃度、比重	23
②	水源地で発生する汚泥の溶出試験	23
③	水源地から排出される排水の分析	23
(6)	水質検査計画及び検査結果の作成支援	23
①	原水及び浄水の水質状況及び水質管理条件の考察	23
②	水質検査項目、採水場所、検査頻度の検討及び考察	23
③	臨時の水質検査に関する事項	23
④	水質検査の方法	23
5	汚泥処理業務	23
(1)	沈澱池・排水池スラッジの引抜き	23
(2)	沈澱池の槽内及び傾斜板の清掃と劣化等の点検	23
(3)	沈澱池から浄水場へのスラッジの移送	23
(4)	天日乾燥床の管理	23
(5)	天日乾燥後の浄水汚泥の掻き取り	23
(6)	スラッジの運搬	23
(7)	乾燥汚泥集積所の管理	23
(8)	産業廃棄物収集運搬車両への浄水汚泥の積み込み	23
6	給水栓の開始・休止業務	23
(1)	量水器の取付または撤去)	23
(2)	故障量水器の取替	23
7	材料・備品の管理	23
(1)	水道用修繕資材の在庫管理	23
(2)	給水車の管理	23
(3)	応急給水用具の管理	24
(4)	工事用具の管理	24
(5)	量水器の在庫管理	24
(6)	検定満期量水器の管理	24
①	取替用の量水器出庫準備	24
②	検定満期量水器返却作業	24
8	浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の保安管理	24

(1) 施錠等の保安対策	24
(2) 安全管理、事故防止に必要な処置	24
(3) 保安記録簿の作成、報告	24
9 水道に関する住民対応業務	24
10 給水装置工事竣工検査業務	24
(1) 申込書申込書の受付・完了検査準備	24
① 申込書受付	24
② 納付書交付	24
③ 完了届及び竣工検査願・竣工図面受付	24
④ 完了検査準備	24
(2) 現地検査	25
① 図面、設備に関すること	25
② 水質に関すること	25
③ 水圧に関すること	25
④ 管理設・露出部分の施工に関すること	25
⑤ メーターボックスに関すること	25
⑥ 受水槽のある場合は、受水槽及びその周辺に関すること	25
(3) 検査書類の記入	25
(4) 報告書作成及び承認	25
11 その他業務	25
(1) 物品調達業務	25
① 部品の使用目的、箇所、個数の承諾	25
② 物品の費用	25
③ 調達費の上限	25
(2) 小修繕業務	25
① 工事の目的、箇所、個数の承諾	25
② 工事の費用	25
③ 工事費の上限	25
(3) 薬品の調達・管理	25
第IV章 下水道施設維持管理業務の要求水準	26
第1節 前提条件	26
1 対象施設の概要	26
(1) ポンプ場	26
(2) マンホールポンプ場	26
2 保守点検業務の基本方針	26
(1) 保守点検基準の遵守	26
(2) 各設備が有している機能が発揮できるような点検	26
(3) 各設備の保全管理	26
(4) 事故や災害時の迅速な復旧	26
3 施設機能の維持にかかる保全管理要求水準	26
4 業務実績	26
第2節 下水道施設の維持管理業務内容	27
1 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場等の保全管理業務	27
(1) 日常点検	27
① 日常点検の各種データの記録及び整理	27
② 外観損傷	27
③ 表示器等の異常有無確認	27
④ その他受託者の提案によるもの	27
(2) 定期点検	27
① 絶縁抵抗、接地抵抗、振動等の測定	27
② 油脂類の補給、交換	27
③ 施設・設備等の補修塗装及び清掃	27

④ 委託者が指示する立会	27
⑤ その他受託者の提案によるもの	27
(3) 設備保守点検	27
① 下水道施設電気保安・法定点検業務	27
② 消防設備保守点検業務	28
(4) 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場等の緊急対応	28
(5) 機器台帳の管理	28
2 下水道宅内排水設備検査業務	28
(1) 申請書の受付・完了検査準備	28
① 申請書受付	28
② 申請書の検査・確認書交付	28
③ 完了届・使用開始届受付	28
④ 完了届・使用開始届の検査	28
⑤ 完了検査準備	28
(2) 現地検査	28
① 図面、設備に関すること	28
② 排水管内部に関すること	28
③ 指定蓋の使用に関すること	28
④ 勾配、水の流れに関すること	28
⑤ 防臭柵及びその周辺に関すること	28
⑥ 阻集器及びその周辺に関すること	28
⑦ 既設管のある場合はその周辺に関すること	28
(3) 検査済証の交付及び書類の記入	29
(4) 報告書作成及び承認	29
3 公共汚水柵詰まり対応	29
4 宅内ポンプ故障対応	29
5 その他の業務	29
(1) 物品調達業務	29
① 部品の使用目的、箇所、個数の承諾	29
② 物品の費用	29
③ 調達費の上限	29
(2) 小修繕業務	29
① 工事の目的、箇所、個数の承諾	29
② 工事の費用	29
③ 工事費の上限	29
(3) 薬品の調達・管理	29
第V章 水道事業及び下水道事業公金徴収事務等業務の要求水準	30
第1節 前提条件	30
第2節 水道事業及び下水道事業公金徴収事務等業務内容	30
1 窓口・受付業務	30
(1) 実施体制	30
(2) 電話対応・苦情処理等	30
(3) その他、受付業務に関する附帯業務	30
① 各種資料の作成と確認	30
② 委託者の指示による資料作成	30
③ 各種下水道使用料に関するデータの集計	30
2 調定・更正業務	30
3 電子計算機処理業務	30
(1) 上下水道料金システムの登録処理	30
① 給水装置工事申込書（新設・口径変更・改造・増設・仮設）	30
② 上下水道開始届出書	30
③ 上下水道名義変更届出書	31

④	上下水道休止届出書	31
⑤	給水装置撤去届出書	31
⑥	口座振替依頼書（新規・変更・解約・廃止）	31
⑦	上下水道料金送付先変更届書	31
⑧	上下水道料金算定に関する特例措置の適用申請	31
⑨	市税等口座振替お知らせ依頼書	31
⑩	公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届	31
⑪	下水道一時使用開始申込書	31
⑫	下水道一時使用廃止申込書	31
⑬	下水道使用量に係る使用人数届書	31
⑭	下水道私設メーター設置者の排水量変更、確定処理	31
⑮	検定満期取替メーターの入力	31
(2)	検針対象施設の確定	31
(3)	検針データの確認及び登録処理	31
(4)	口座データの作成	31
(5)	減免申請に対する審査決定後の登録処理	31
(6)	水道料金等の収納状況の印刷	31
(7)	各種データの更新・集計	31
4	徴収・収納業務	31
(1)	納入通知書等の出力及び発送準備	31
(2)	料金収納	31
(3)	入金処理	32
(4)	口座振替データの作成、送付	32
(5)	口座振替不能の処理	32
(6)	口座振替の停止	32
(7)	金融機関別件数金額一覧表	32
5	水道施設(メーター)管理地理情報システム運用保守業務	32
(1)	システムへのメーターポイントの登録・削除	32
(2)	名義変更等の書類のデータ化と関連付け	32
(3)	開閉栓情報等の反映	32
(4)	システム及び端末に保存されたデータのバックアップ	32
(5)	システム処理後の書類整理	32
(6)	システムの通常保守	32
(7)	システムの緊急保守	33
(8)	定期点検	33
6	検針業務	33
(1)	ハンディーターミナル	33
(2)	検針の方法	33
(3)	システムの運用	33
(4)	検針データの管理	33
(5)	再検針	33
(6)	新規検針分	33
(7)	お知らせ票の投函	33
(8)	お知らせ票の再発行	33
(9)	委託者への連絡	33
①	メーターボックス内漏水（異常水量の確認）	33
②	メーターの故障	33
③	メーター逆付け及び指示数の減	33
④	メーターボックス外周囲の漏水	33
⑤	水道の不正使用	33
(10)	現地訪問時の留意事項	34
(11)	異常水量の調査	34

(1 2) 未検針処理	34
(1 3) 名義変更にとまなう検針	34
(1 4) 下水道私設メーター検針の準備	34
(1 5) 下水道メーターの検針	34
(1 6) 下水道私設メーター設置者への通知準備	34
(1 7) 大口使用者割引制度申請者への通知準備	34
7 滞納整理業務	34
(1) 滞納整理準備	34
(2) 滞納整理訪問計画の策定	34
(3) 滞納整理	35
(4) 訪問督促	35
(5) 分納計画	35
(6) 夜間・休日訪問	35
(7) 滞納整理状況の報告	35
8 給水停止業務	35
(1) 給水停止対象者の申請及び決定	35
(2) 給水停止用納入通知書及び説明文書の作成及び発送	35
① 給水停止用書類	35
② 納入通知書	35
③ 水道料金のお支払いについて	35
(3) 給水停止対象者に対する説明	36
(4) 給水停止予告通知書送付対象者の申請及び決定	36
(5) 給水停止予告通知書及び関連書類の作成及び発送	36
(ア) 給水停止予告通知書	36
(イ) 納入通知書	36
(ウ) 水道料金のお支払いについて	36
(6) 給水停止予告通知書不到達者に対する送達への同行	36
(7) 給水停止執行通知書発行対象者の申請	36
(8) 給水停止執行	36
(9) 給水停止者の停止後訪問	36
(1 0) 給水停止解除及び猶予における開栓	36
(1 1) 給水停止報告書の作成及び提出	36
(1 2) 給水停止者及び猶予者の管理及び対応	36
(1 3) 給水停止執行猶予者に対する給水停止執行の申請	36
(1 4) 給水停止執行	37
9 その他業務	37
第VI章 委託料の支払い等	38
1 委託料の請求及び支払	38
第VII章 資料一覧	39
1 別紙資料	39
2 閲覧資料	40

湖南省市上下水道業務包括委託要求水準書

第 I 章 委託内容

1. 委託の目的

湖南省市の水道事業は、昭和 31 年に通水を開始以来、これまで人口の増加や給水区域の拡張、また、安全で安心できる良質な水の安定供給に努めてきたところである。

しかし、近年長引く景気の低迷や給水人口の低迷、節水型社会の浸透により、全国的に水道料金収入が伸び悩む中、自然災害への対策や新たな水質問題、さらには水道技術の継承問題への対応など、多くの課題に直面しており、湖南省市においても同様の課題を抱えている状況である。

一方、下水道事業については、昭和 54 年度に下水道事業計画の認可を受けて以来、積極的に整備促進を図った結果、下水道普及率は令和 7 年度末時点で 98% を超えている。その反面、水道事業と同様に、使用料収入の伸び悩みや近い将来に耐用年数を迎える施設の更新対応等、維持管理を含めたストックマネジメント計画や経営戦略に基づく経営の効率化が喫緊の課題となっている。

こうしたことを背景に本市では、平成 27 年度から上下水道施設維持管理業務に、上下水道の公金徴収業務等を併せた、包括的な業務委託を実施している。

本委託は、民間事業者の持つノウハウや創意工夫を活用し、安全な水道水の安定供給、下水道による公共衛生の改善および公共用水域の水質保全を図り、市民サービスの向上を目的とするもので、上下水道施設維持管理業務及び上下水道事業公金徴収事務等業務の一体的・包括的な委託業務の具体的な手法について、民間事業者からの提案に基づき実施するものである。

2. 本書の位置づけ

本業務要求水準書は、入札参加者が技術提案を作成するにあたり、本委託にかかる前提条件及び湖南省市が求める最低限のサービス水準を定めると同時に、より効果的な業務改善や効率化、市民サービスの向上、収納率の向上等につながる提案を求め、安全で安定した上下水道事業の運営の基盤となる優れた技術提案の作成に資するものである。

3. 業務監視体制

(1) 湖南省市（以下「委託者」という）は、業務監督者を選任する。

(2) 業務監督者の職務は次のとおりとする。

- ① 民間事業者（以下「受託者」という）に対する指示・指導、承諾及び協議
- ② 本水準書に基づく業務履行のための帳票類の承認
- ③ 本水準書に基づく業務履行状況の検査
- ④ その他委託者が指示する業務の連絡調整

4. 委託業務の対象区域

湖南省市給水区域、湖南省市污水处理区域及び市の指定する市外

※参考

給水人口(令和 8 年 3 月 31 日現在)	53,897 人
処理区域内人口(令和 8 年 3 月 31 日現在)	53,233 人

5. 業務委託の期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

ただし、今後予定されるウォーターPPPの導入に伴い、期間を変更する場合がある。

なお、受託者の決定日から令和8年9月30日までの期間は、業務引継ぎ及び研修期間とし、期間内の日程及び内容については湖南省と受託候補者との協議で決定する。

また、委託期間終了時には、後継者に対し業務の履行に支障をきたすことのないように引継ぎをすること。

6. 業務委託の範囲

受託者が履行する業務の範囲は、次のとおりとする。

ただし、今後予定されるウォーターPPPの導入に伴い業務の範囲を変更する場合がある。

(1) 水道施設維持管理業務

- ① 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の運転管理業務
- ② 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の保全管理業務
 - ・ 日常管理業務
 - ・ 定期点検
 - ・ 設備保守点検
 - a) 上水道施設電気保安・法定点検業務
 - b) 上水道各施設遠方監視制御設備保守点検業務
 - c) 水質モニタリング装置保守点検業務
 - d) 消防設備保守点検業務
 - e) 空調機の簡易点検
 - f) クレーンの定期自主検査
 - ・ 緊急対応
 - ・ 機器台帳の管理
 - ・ 管路保守点検
- ③ 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の環境整備業務
 - ・ 清掃及び除草業務
 - ・ 配水池底部清掃業務
- ④ 水質管理業務
 - ・ 定期水質検査及び臨時水質検査等
 - ・ 毎日水質検査
 - ・ 簡易水質検査
 - ・ 顕微鏡検査
 - ・ その他の検査
 - ・ 水質検査計画及び検査結果の作成支援
- ⑤ 汚泥処理業務
- ⑥ 給水栓の開始・休止業務
- ⑦ 材料・備品の管理
- ⑧ 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の保安管理
- ⑨ 水道に関する住民対応業務
- ⑩ 給水装置工事竣工検査業務
- ⑪ その他業務
 - ・ 物品調達業務
 - ・ 小修繕業務
 - ・ 薬品の調達・管理

(2) 下水道施設維持管理業務

① 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場等の保全管理業務

- ・ 日常点検
- ・ 定期点検
- ・ 設備保守点検
 - a) 下水道施設電気保守・法定点検業務
 - b) 消防設備保守点検業務
- ・ 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場等の緊急対応
- ・ 機器台帳の管理

② 下水道宅内排水設備検査業務

③ 公共汚水桝詰まり対応

④ 宅内ポンプ故障対応

⑤ その他業務

- ・ 物品調達業務
- ・ 小修繕業務
- ・ 薬品の調達・管理

(3) 公金徴収事務等業務

① 窓口受付業務

- ・ 水道料金、下水道使用料、水道加入申込金、手数料等（以下「水道料金等」という。）の収納
- ・ 徴収・収納金の管理、引継ぎ（現金整理簿等の資料作成を含む）
- ・ 上下水道使用異動届（開始、休止、名義変更等）の受付及び確認
- ・ 給水装置の新設及び改造申込書の受付
- ・ 使用者送付先等変更届の受付
- ・ 共同住宅特例措置適用申請の受付
- ・ 減免申請の受付及び通知文書の作成
- ・ 上下水道料金収納状況等のお知らせの発行
- ・ 水道料金等の納入通知書の再発行
- ・ 口座振替・自動払込利用申込書の受付
- ・ 納付相談（分割納付を含む）
- ・ 使用者からの苦情、問い合わせ等の対応
- ・ 納入済通知書の受取
- ・ 水道料金、下水道使用料の消し込み
- ・ 排水設備新設等計画確認申請書等の受付
- ・ 下水道一時使用（廃止）届の受付
- ・ 下水道使用量に係る使用人数届書の受付
- ・ 開始届・休止届に基づくメーター設置・取外依頼書の作成
- ・ 大口割引（個別受給給水契約）申請の受付（新規・更新）
- ・ 水道台帳及び下水道台帳閲覧対応
- ・ 下水道排水設備責任技術者試験対応（新規・更新）
- ・ 水洗化奨励金の受付
- ・ 融資あっせんの受付
- ・ 公共汚水桝特別設置申請（完了届）及び交付に関する対応
- ・ 道路等占用申請の受付
- ・ 道路通行制限（禁止）申請書の受付
- ・ 下水道指定工事店申請の受付（新規・更新）
- ・ 給水工事指定工事店申請の受付（新規・更新）

- ・受益者負担金の対応
- ・給配水施設工事承認申請（完了届）の受付
- ・その他、受付業務に関する附帯業務
- ② 調定更正業務
 - ・調定・賦課に関する資料作成及び報告（調定に伴う決裁は委託者で行う）
 - ・上下水道料金減免申請水量報告等に基づく上下水道使用料減免処理及び調定更正処理（調定更正に伴う決裁は委託者で行い、漏水による減免は該当者に文書通知）
 - ・その他、調定・更正業務に関する附帯業務
- ③ 電子計算機処理業務
 - ・上下水道料金システム等の運用管理（セキュリティ管理を含む。保守は委託者が行う）
 - ・上下水道料金システム等運用日付の作成、入力（委託者の決定後）
 - ・水道料金等の計算確定処理
 - ・各種届出書等の入力及び再確認
 - ・減免審査決定後の入力及び再確認
 - ・口座振替依頼書・自動払込利用申込書の入力及び再確認
 - ・各種予約データの日時更新
 - ・各種帳票類の出力、提出
 - ・上下水道料金システム等更新の補助業務
 - ・検定満期メーター取替入力及び確認
 - ・その他、電子計算機処理業務に関する附帯業務
- ④ 徴収・収納業務
 - ・水道料金等（未納金を含む）の収納（現地精算を含む）
 - ・各種納入通知書作成と発送処理
 - ① 水道料金等の納入通知書、督促状及び催告状の作成準備
 - ② 水道料金等の納入通知書、督促状及び催告状の発送準備
 - ③ 口座振替のお知らせの発送準備
 - ・宛先不明分の納入通知等の調査及び再郵送準備
 - ・還付の原因が生じたときは事由（重複払い等）を報告し、収納更正処理に関する書類を作成すること。（収納更正に伴う決裁は、委託者で行う）
 - ・口座振替データ（分割納付を含む）の作成及び提出
 - ・口座振替申込・廃止処理及び金融機関等への通知
 - ・メーター指針値の確認及び料金の算出
 - ・領収印の管理
 - ・口座振替の促進及び啓発
 - ・ゆうちょ銀行及び各金融機関の振替件数の集計、提出
 - ・その他、徴収・収納業務に関する附帯業務
- ⑤ 水道施設（メーター）管理地理情報システム運用保守業務
 - ・データの作成及び更新
 - ・申請書類の電子データ化及びファイリング
 - ・管理台帳の作成及び更新
 - ・上下水道料金システムからのデータインポート
 - ・検定満期交換メーターの集計及び対象メーター地図の出力
 - ・システムの通常保守、緊急保守、定期点検
 - ・その他、水道施設（メーター）管理地理情報システム運用保守業務に関する附帯業務

⑥ 検針業務

- ・ 検針員の指導及び監督
- ・ 検針事前準備（データ作成、ハンディー機器の準備等）
- ・ 新設分の調査及び検針順路の決定
- ・ 検針日程、進行状況の管理
- ・ 各戸検針作業
- ・ 随時検針（名義変更等による精算検針含む）
- ・ 「水道使用水量等のお知らせ」の出力及び配布
- ・ 検針データ入力処理
- ・ 使用水量の算出及び認定（推定使用水量含む）
- ・ 検針時におけるメーター等不具合の発見及び報告
 - a) メーターボックス内漏水
 - b) メーターの故障（パイロットの確認等）
 - c) メーターの逆付け及び指示数の減（逆回転及び差し引き不能）
 - d) メーターボックス外周囲の漏水
 - e) 水道の不正使用
 - f) その他不具合等
- ・ 検針済データの抽出及び料金システム等への転送（確認業務含む）
- ・ 漏水等の調査及び使用者へのお知らせ
- ・ 異常水量の調査及び使用者へのお知らせ
- ・ 無届使用者の氏名及び使用開始年月日等の調査
- ・ 未検針の処理及び認定処理
- ・ 委託者が指定する使用者等の調査
- ・ 検針再調査及び再処理
- ・ 給水条例等違反の発見及び報告
- ・ 検針等に係る苦情処理等の対応
- ・ 使用者の要請及び委託者が指定するお知らせ票の発送準備
- ・ 委託者が指示する下水道私設メーターの検針準備及び検針
- ・ 下水道私設メーター検針に基づく下水道使用料の算出と通知文書の作成
- ・ 検針の各種帳票作成及び報告
- ・ 大口使用者割引制度（個別受給給水契約）に係る通知文書発送準備等の事務処理
- ・ 検針の各種集計作成及び報告
- ・ メーター故障に伴う「取替依頼書」の作成
- ・ その他、検針業務に関する附帯業務

⑦ 滞納整理業務

- ・ 未納者一覧リストの作成及び提出
- ・ 滞納整理に関する交渉等の記録（個人票への記載、料金システムへの登録を含む）の管理及び報告
- ・ 訪問計画の策定及び申請
- ・ 各種催告文書の作成、発送及び電話催告並びに臨時戸別訪問（夜間・休日徴収を含む）
- ・ 未納者の本人確認及び未納状況の告知
- ・ 未納者との納付相談
- ・ 納付方法の決定及び報告
- ・ 分納誓約書の作成及び報告（分割納付の基準は委託者が指示する）
- ・ 分納誓約書に基づいた上下水道料金徴収事務依頼書の作成及び提出
- ・ 未収金の請求、徴収及び領収書の交付（徴収済額の資料作成を含む）
- ・ 受託者領収印の管理

- ・収納状況の確認
 - ・収納金の納入
 - ・未納者の転出先の追跡調査及び送付先変更入力
 - ・滞納整理に関する資料の作成
 - ・不納欠損データの集計、資料作成（不納欠損に伴う決裁は委託者で行う）
 - ・催告状印刷前の発行対象者確定処理
 - ・その他、滞納整理業務に関する附帯業務
- ⑧ 給水停止業務
- ・給水停止対象者の選定及び申請（決定は委託者で行う）
 - ・給水停止用納入通知書及び説明文書の作成、発送準備
 - ・給水停止対象者に対する臨時個別訪問
 - ・給水停止予告通知書送付対象者の申請
 - ・給水停止予告通知書及び給水停止執行通知書の作成及び交付（通知書の交付に伴う決裁は委託者で行う）
 - ・給水停止予告通知書不到達者に対する送達への同行
 - ・給水停止執行通知書発行対象者の申請（決定は委託者で行う）
 - ・給水停止執行
 - ・給水停止者の停止後訪問
 - ・給水停止解除
 - ・給水停止報告書の作成及び委託者への報告（人数、金額等含む）
 - ・収納金の納入
 - ・給水停止者及び猶予者に対する管理及び対応
 - ・その他、給水停止業務に関する附帯業務
- ⑨ その他業務
- ・その他各業務に附帯する業務

第Ⅱ章 共通事項

1. 業務従事者の要件

- (1) 受託者は、自己の責任において、直接雇用関係にある業務従事者（臨時に雇用するものも含む。以下「業務従事者」という。）を確保し、本業務に従事させるにあたり効率的な実施に必要な教育を行うこと。なお、増員及び欠員の補充については、受託者において募集し、採用するものとする。
- (2) 受託者は、業務従事者の名簿を作成し、速やかに委託者へ提出すること。また、業務従事者に異動があった場合も同様とする。
- (3) 次に掲げる技術者の区分に応じ、資格要件を満たす業務従事者及び、有資格者をそれぞれ本業務に配置する。

(ア) 技術者等の資格要件

職 名	資 格 要 件
統括管理責任者	<p>包括業務全体の一元的な統括管理ができ、以下の要件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別業務の全業務内容を理解しており、市との窓口となり、業務を管理する能力がある者 ・現場で生じる各種課題や市からの求めに対し、相応かつ迅速な意思決定が可能となるよう努めることができる者
維持管理業務責任者 (統括管理責任者と兼務可能)	<p>上下水道維持管理業務全体の責任者として以下の要件を満たす者。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水道法第 24 条の 3 第 5 項に規定する受託水道技術管理者となる資格を有している者。 ・水道浄水施設管理技士 2 級以上の資格を有している者。 ・統括管理責任者の不在時には、その業務を代行できる能力がある者。 ・責任者の職務にあたる管理能力を有する者として、次に掲げる一つに該当する者。 <ol style="list-style-type: none"> ①上下水道施設において 3 年以上の業務責任者の経験を有する者。 ②上下水道施設において 3 年以上の業務副責任者の経験を有する者。
公金徴収業務責任者 (統括管理責任者と兼務可能)	<p>公金徴収事務等業務全体の責任者として以下の要件を満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検針業務及び滞納整理業務の実務経験を 3 年以上有している者。 ・責任のある立場で従業員を指揮監督した経験を有する者。 ・統括管理責任者の不在時には、その業務を代行できる能力がある者。
維持管理業務副責任者	<p>維持管理業務責任者を補佐及び代行できる能力があり、かつ、高度な技術を有する者として、次に掲げる一つに該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①水道浄水施設管理技士 2 級以上の有資格者 ②工業高校以上において、電気、機械、化学のいずれかに関する専門課程を卒業後、急速ろ過処理の浄水場において、維持管理業務の実務経験 7 年以上有する者。
水道施設担当主任	<p>担当責任者として、高度な技術を有し、水道施設の維持管理業務を主体的に遂行できる管理能力があり、かつ、水道浄水施設管理技士 3 級以上の有資格者である者。</p>

下水道施設 担当主任	担当責任者として、高度な技術を有し、下水道施設の維持管理業務を主体的に遂行できる管理能力があり、かつ、下水道管理技術認定試験又は下水道技術検定第3種合格者である者。
技術員	上下水道施設の維持管理において、1年以上の実務経験を有する者。
上記以外の者	上記以外の作業に従事できる者。

(イ) 有資格者の配置

No	資格名称等
1	水道技術管理者
2	水道浄水施設管理技士2級
3	水道浄水施設管理技士3級
4	下水道管理技術認定試験又は下水道技術検定第3種合格者
5	下水道排水設備工事責任技術者
6	電気主任技術者3種以上
7	電気工事士2種以上
8	危険物取扱責任者(甲種又は乙種第4類)
9	特定化学物質等作業主任者
10	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
11	給水装置工事主任技術者
12	その他委託業務履行に要する資格者

2. 業務従事者の配置

受託者は、当該業務を履行するうえで適正かつ必要な人員を配置する。

- (1) 統括管理責任者及び各業務責任者は、平日昼間勤務とする。
- (2) 総括管理責任者が不在の場合は、各業務責任者がその職務を代行する。
- (3) 全日夜間は、1名以上配置し正福寺受水場に常駐する。
- (4) 湖南省上下水道料金センターに3名以上を配置し、常時2名以上の配置とする。
- (5) 緊急時には迅速に対応可能な体制を整備する。

3. 実施計画策定

受託者は、本業務を実施するにあたって、業務の内容を網羅した業務実施計画書を作成し、委託者の承認を得る。

4. 身分証明書等

- (1) 委託者は、受託者から提出される身分証明書の交付請求に対し委託者が認めた業務従事者に身分証明書を交付するものとする。
- (2) 受託者は、使用者宅等を訪問するとき、業務従事者に対し、身分証明書を常に携帯させること。
- (3) 業務従業者は、委託者及び上下水道使用者等関係者の請求があったときはこれを提示すること。
- (4) 業務従事者がその職を離れた時は、速やかに身分証明書を回収し、委託者に返却すること。

5. 業務従事者の厳守事項

業務従事者は、次に掲げる事項を厳守し、業務を執行しなければならない。

- (1) 業務に従事するときは、身分証明書を常に市民から認識しやすい位置に着用すること。
- (2) 現地訪問で使用者等の土地又は建物等に立ち入る場合は、目的を告げ、必要な範囲を超

えてはならない。

- (3) 業務の履行に当たっては、態度及び言動に十分注意するとともに使用者等に不信感や不快感を与えたり、誤解を招いたりすることのないよう行うこと。
- (4) 業務従事中は、他の営業行為等をしてはならない。

6. 届出の変更

受託者は、次に掲げる事由が発生した場合は、直ちに委託者へその旨を届け出ること。

- (1) 受託者の名称、所在地、電話番号、統括管理責任者、維持管理業務責任者、公金徴収業務責任者、領収日付印、業務従事者に変更があったとき。
- (2) 前号に定める事由のほか、業務の履行上、必要があると認められるとき。

7. 要求水準の未達

受託者の原因で業務の水準に求める要件が満足できなくなった場合、受託者は速やかに委託者に報告するとともに、要求水準未達の原因を究明し、満足すべき要件が達成できるように適切な処置を講じる。なお、要求水準の未達に対する罰則は、委託者と受託者が協議して決定する。

8. 委託業務の引継ぎ

- (1) 受託者は、受託候補者の決定日から委託者が必要と認める期間において前受託者より技術指導を受け、業務の遂行に支障を来たすことのないようにすること。
- (2) 受託者は、委託業務の契約期間が満了したとき、または契約が解除（倒産等を含む）されたときは、速やかに委託業務に関する一切の事務を委託者が指定する次回受託者へ委託業務に支障が生じないように業務引継ぎを行うこと。
- (3) 前項の費用は、技術指導を受ける者の負担とする。

9. 安全管理

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり、保安設備等の改善が必要と思われる場合は、委託者に速やかに報告しなければならない。
- (2) 受託者は、感電、転落その他の業務遂行上危険が見込まれる場合は、委託者に速やかに報告するとともに、保安上必要な対策を講じ、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3) 委託者は、事故等が発生したことにより委託業務の実施に支障をきたすと認めるときは、受託者に対し、委託業務の実施状況についての立入調査、委託業務への立会い等、事故の拡大を防止し、早期解決を図るために必要な措置を講ずることができる。

10. 危機管理・対応

地震、火災、大雨、停電、漏水、水質異常、重故障、個人情報漏洩等の危機的事象が発生又は予想される場合、受託者が委託者と事前に協議して作成した危機管理マニュアルにそって対応する。このうち危機レベルが高く委託者が必要と認める場合、受託者は委託者の指揮監督を受ける。なお、危機対応は次の項目を含めるものとする。

- (1) 同種の施設における災害事例を十分に検討し、初期対応が可能な初期対応マニュアルを作成する。受託者は、初期対応マニュアル作成後、委託者の確認を得る。
- (2) 危機的事象発生時に人員を速やかに配置するために必要な応援体制を整備する。
- (3) 災害防止その他業務の実施上、特に必要があるときは、委託者に対して臨時的処置を立案する。
- (4) 防災に関する訓練を定期的実施する。
- (5) 委託者が実施する他自治体への緊急給水活動等の災害支援に協力する。
- (6) 個人情報保護に関する処置を実施する。

11. 本業務に係るリスク分担

本業務の実施にともない想定されるリスクに対する委託者と受託者との責任分担については、「別紙1 リスク分担表」の通りとする。

12. 苦情に対する一次対応

受託者は、常に適切な運営を行うことにより、市民の信頼と理解、協力を得る。

また、苦情が寄せられた場合には、適切な一次対応をとるとともに記録を残し、速やかに委託者に報告する。

13. 報告書等の提出

受託者は、委託者の承諾を得た様式に従い、業務日報、週報、月報、年報及びその他報告書等を作成し、遅滞なく委託者に提出する。

14. 車輛の運行

当該業務で使用する車輛は、受託者の所有する車輛を使用し、委託者の承認を受けて上下水道業務に従事していることを示す表示を施すものとする。なお、受託者の車輛事故については、受託者が一切の責任を持つものとする。

15. 業務の再委託

本業務の実施に当たり、受託者は委託者の承認を受けた場合に限り、本業務の一部を他の者に再委託し、又は請負わせることができる。

ただし、各種法令の制約により再委託できない業務、又は業務を適正に実施するために再委託が有効と判断される業務については、その理由等を含め業務提案書に記載するものとする。

16. 秘密の保持

受託者は、次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 受託者は、業務の履行に際して知り得た情報を、いかなる場合も第三者に漏らしてはならない。なお、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (2) 受託者は、上下水道料金システム等に入力されている情報及びこの契約を履行するために用いた資料並びにその結果等について、委託者の許可なく第三者に対して転写、複写、閲覧又は貸出等を行ってはならない。
- (3) 受託者は、業務完了後において委託者の指示により保管を要するとされたものを除き、記録類等は再生使用不可能な方法により処分すること。

17. 個人情報等の管理・保護

- (1) 湖南省個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年条例第27号）等の規定を遵守するとともに、文書及びデータの漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止のために必要な措置（以下「文書及びデータの管理の方法」という。）を定め、個人情報等を適正に取り扱うこと。
- (2) 受託者は、業務の履行に伴い個人情報を取り扱うときは、湖南省個人情報保護に関する法律施行条例及び湖南省個人情報保護に関する法律施行細則（令和5年規則第5号）及び湖南省個人情報保護事務取扱要領（令和5年訓令第13号）を遵守すること。

18. 負担区分

- (1) 当該業務における委託者と受託者の負担区分は次のとおりとする。
- (2) 受託者は、前号の負担区分により貸与品の引渡しを受けたときは、速やかに受領する

とともに受領証を委託者に提出し、善良なる管理者の注意をもって貸与品を管理しなければならない。

(3) その他業務の性質上必要と認められる経費等については、協議の上定めるものとする。

項目	負担区分		備考
	湖南省	受託者	
光熱費	○		正福寺受水場内 上下水道料金センター
庁舎使用料	○		正福寺受水場内 上下水道料金センター
電話使用料（市設置分）	○		回線 0748-72-2933 0748-71-2337
システム用プリンタ	○		インクジェット、レーザープリンタ
業務車両		○	燃料費を含む
量水器	○		
工具類		○	管路確認ミラー等、汎用品類
測定器		○	テスタ、メガ、クランプメータ、酸素・硫化水素濃度計、振動測定器等
携帯水質測定器		○	pH計、残塩計、鉄濃度計
濁度・色度計		○	ラボ用(濁度 0.05 度未満が測定できる機器)
特殊工具	○		機器備付
オイル、グリス類	○		機器保守用
水処理薬品の調達・管理		○	PAC、次亜塩、硫化水素抑制剤
水処理薬品の調達にかかる費用	○		PAC、次亜塩、硫化水素抑制剤
試薬類		○	DPD 試薬、鉄試薬、パケット、pH 計校正用試薬等（内部液を含む）
事務用品		○	固定電話機、携帯電話機、ロッカー、書庫、デジタルカメラ、コピー機、パソコン、プリンタ、OA 紙、金庫等
パッキン等の消耗品類	○		パッキン、止水プラグ等
小修理に必要な部品	○		
漏水初期対応に伴う安全器具類	○		看板、セーフティコーン、誘導灯等
緊急対応に伴う道具類	○		バッテリーチャージャー（給水車用）、発電機（燃料を含む）
緊急対応にかかる人員		○	
緊急対応にかかる費用	○		
除草作業道具類		○	除草機具類の燃料

補修塗料	○		施設・設備等の補修用
消防設備	○		消火器具、誘導灯等
受付カウンター	○		湖南省上下水道料金センター
湖南省上下水道課備品、消耗品 (執務場所での使用分)	○		事務机・椅子7セット、ノートPC 4台、デスクトップPC 6台、コピー・プリンター・FAX複合機、スキャナー、書庫、OA紙等
事務所		○	受託者が使用する事務所
水道施設(メーター)管理地理情報システム	○		システム保守含む
上下水道料金システム	○		システム保守含む
ハンディーターミナル	○		17台、付属品、機器保守含む
ロール紙		○	
公金徴収印(受託者専用)	○		3個

19. 無断使用の禁止

受託者は、委託者の許可なく場内の土地、建物及び備品を業務外の目的で使用したり、管理すべき一切のものを場外に持ち出したりしないこと。

20. 関係法令遵守

受託者は、業務委託履行にあたり、次に掲げる法規を遵守しなければならない。

- (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)
- (2) 労働基準法(昭和22年法律第49号)
- (3) 職業安定法(昭和22年法律第141号)
- (4) 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)
- (5) 消防法(昭和23年法律第186号)
- (6) 毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)
- (7) 水道法(昭和32年法律第177号)
- (8) 下水道法(昭和33年法律第79号)
- (9) 電気事業法(昭和39年法律第170号)
- (10) 騒音規制法(昭和43年法律第98号)
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
- (12) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- (13) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- (14) 悪臭防止法(昭和46年法律第91号)
- (15) 酸素欠乏症等防止規則(昭和47年労働省令第42号)

- (16) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (17) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (18) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (19) エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）
- (20) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
（平成 13 年法律第 64 号）
- (21) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (22) 湖南省水道事業給水条例（平成 16 年 10 月 1 日 条例第 189 号）
- (23) 湖南省水道事業給水条例施行規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 13 号）
- (24) 湖南省水道技術管理者規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 15 号）
- (25) 湖南省水道事業指定給水装置工事事業者規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 16 号）
- (26) 湖南省新規水道加入金申込金に関する規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 17 号）
- (27) 湖南省開発区域内給水配水施設工事の施工に関する規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 18 号）
- (28) 給水装置の構造及び材質の基準に関する省令
（平成 9 年 3 月 19 日 厚生省令第 14 号）
- (29) 湖南省下水道条例（平成 16 年 10 月 1 日 条例第 174 号）
- (30) 湖南省公共下水道使用料条例（平成 16 年 10 月 1 日 条例第 176 号）
- (31) 湖南省下水道条例施行規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 19 号）
- (32) 湖南省下水道排水設備指定工事店規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 20 号）
- (33) 湖南省公共下水道使用料条例施行規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 21 号）
- (34) 湖南省公共下水道事業に係る受益者負担に関する条例施行規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程 22 号）
- (35) 湖南省公共下水道公共汚水ます設置に関する条例施行規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 23 号）
- (36) 湖南省水洗便所改造等資金融資あっせん規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 28 号）
- (37) 湖南省水洗便所改造普及奨励金交付規程
（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 25 号）
- (38) 湖南省契約規則（平成 16 年 10 月 1 日規則第 49 号）
- (39) 湖南省個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月 28 日条例第 27 号）
- (40) 湖南省事務処理ミス等の公表に関する要綱
（平成 29 年 9 月 1 日 訓令第 11 号）
- (41) その他この契約の履行に関する法律
- (42) 監督官庁からの指示命令等

21. 環境への配慮

(1) 景観への配慮

受託者は、本業務の実施にあたり地域住民の生活環境に配慮する。

(2) 騒音、振動、悪臭、粉塵、濁水対策に関する基準

受託者は、本業務の実施にあたり騒音規制法、振動規制法、水質汚濁防止法、悪臭防止法等の関係法令を遵守するとともに、周辺住民の生活環境を損ねることのないように留意する。

(3) 交通安全対策

受託者は、維持管理上必要な作業車輛の運行にあたり、上下水道施設周辺の住民等の社会生活に支障をきたさないように適切な交通安全対策を講じる。

22. 報告事項

受託者は、以下の事項を発見したときは、速やかに委託者に報告すること。

- (1) 湖南省水道事業給水条例及び施行規程（平成 28 年規程第 13 号）等に違反する行為
- (2) 湖南省下水道条例及び施行規程、湖南省公共下水道使用料条例（平成 16 年条例第 176 号）及び施行規程（平成 28 年規程第 21 号）等に違反する行為
- (3) その他、委託者に報告する必要があると認めるもの

23. 文書及びデータの取扱い

(1) 文書及びデータの取扱いを次の事項に留意して行うこと。

- ① 文書及びデータの受け渡しに関する事項。
- ② 文書及びデータの保存・保管に関する事項。
- ③ 文書及びデータの漏えい・滅失・き損及び改ざんの防止に関する事項。
- ④ 文書及びデータの処分・破棄及び返却に関する事項。

(2) 受託者は、文書及びデータ管理の記録を作成するとともに、委託者が行う文書及びデータの取扱いに関する監査を受けること。

24. 事故発生時の報告書の提出

受託者は、次に掲げる事故等が生じた場合は、直ちにその状況等を委託者に報告するとともに、事故報告書を作成し提出すること。

- (1) 領収書その他書類の紛失等
- (2) 身分証明書の紛失等
- (3) 支給品の亡失、破損等
- (4) 徴収した水道料金等の紛失、盗難等
- (5) 本業務に関する電子データ及びその関連文書等の紛失、滅失及びき損等
- (6) 前各号に掲げるもののほか、委託者が報告を必要と認めるもの

25. 事故等の処理

- (1) 前記に規定する事故等の処理については、委託者と受託者で協議の上、行うものとする。ただし、受託者は、緊急の措置を講ずる必要があると判断した場合には、協議等を要しないものとし、受託者は委託者に対し顛末等の事後報告を行う。
- (2) 受託者の責任により委託者又は第三者に損害を与えた場合は、受託者はその損害を賠償すること。

26. 契約解除に伴う措置

受託者は、この契約が解除された場合は、次に掲げる措置をとること。

- (1) 委託者からの貸与品がある場合、これを速やかに返還すること。この場合において、委託者の貸与品が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め

- 若しくは現状に復し、又は返還に代えてその損害を賠償すること。
- (2) 契約解除の日まで受託者が実施した本業務に係る各種報告書を、委託者が指定する日までに委託者に提出するとともに、収納した水道料金等を委託者の指定する日までに委託者の出納取扱金融機関に払い込むこと。
 - (3) 委託者の指示に基づき受託者が保管することとされた資料及び帳票類は、委託者の指示に従い速やかに委託者に引き渡すか処分すること。
 - (4) 前各号に掲げる受託者が措置しなければならない事項に係る資料等の運搬は、受託者の責任において行い、その経費は受託者が負担すること。

27. その他の遵守事項

受託者は、業務の履行に当たり、いかなる理由においても水道料金等以外の金品その他のものを収受してはならない。

28. 雑則

委託者と受託者は、要求水準書、契約書及びその他の関係書類のなかに記載されていない事項及び業務遂行上で委託者から指示されていない事項であっても、当該業務の遂行上で必要な業務は行うものとする。

29. 協議

この要求水準書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、定めるものとする。

第三章 水道施設維持管理業務の要求水準

第1節 前提条件

受託者は、本要求水準書、契約書、提案書等で定められた業務の範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、水質検査、施設管理方法などを決定し当該業務を行う。

1. 対象施設の概要

本市は、湖南用水（滋賀県企業庁分水）からの受水が全体の約95%を占め、残りの約5%が自己水源系で、東河原水源の地下水と妙感寺水源の表流水から取水する。

(1) 浄水場・受水池

施設名	水源名	計画取水量 m ³ /日	概要
東河原水源地	深井戸3井	1,300	凝集沈澱、除鉄・除マンガン処理
妙感寺水源地	表流水	1,500	凝集沈澱、除鉄・除マンガン処理
正福寺受水池	企業庁 湖南用水	7,300	構造 RC V=1,080 m ³
宮の森受水池		2,800	構造 RC V=1,500 m ³
雨山低区配水池		2,900	構造 PC V=3,000 m ³

(2) 受水池・配水池

施設名	概要
雨山中区配水池	構造 RC V=616 m ³
雨山高区配水池	構造 SUS V=800 m ³
宮の森高架水槽	構造 PC V=300 m ³
菩提寺配水池	構造 PC V=2,830 m ³
正福寺配水池	構造 PC V=3,800 m ³
美松配水池	構造 SUS V=303.5 m ³
ワンワン山配水池1号	構造 SUS V=1,400 m ³
ワンワン山配水池2号	構造 PC V=3,000 m ³
妙感寺加圧配水池1号	構造 PC V=400 m ³
妙感寺加圧配水池2号	構造 PC V=400 m ³
妙感寺受水池（配水池）	構造 PC V=940 m ³

(3) 加圧ポンプ場・ラインポンプ

施設名	増圧方式	設備能力
妙感寺加圧ポンプ場	SUS V=54m ³	64.0 m ³ /時
美松加圧ポンプ場	RC V=23m ³	22.8 m ³ /時
雨山高区加圧ポンプ場	雨山低区配水池から	56.4 m ³ /時
東寺加圧ポンプ場	直圧式	
日枝加圧ポンプ場	直圧式	
美松配水池加圧ポンプ棟	直圧式（美松配水池から）	
柑子袋東宝ランドラインポンプ	直圧式	

近江台ラインポンプ	直圧式	
-----------	-----	--

(4) 電動弁・減圧弁等

施設名	場 所	弁形式
中央電動弁	中央四丁目	電動バタフライ弁
吉永電動弁	吉永（吉永児童遊園地 横）	電動バタフライ弁
北山台仕切弁	北山台三丁目	電動バタフライ弁
妙感寺加圧ポンプ場前減圧弁	三雲 1816-1	オートバルブ
美松東山台減圧弁	平松 547 番地付近	オートバルブ
日本精工前減圧弁	石部南八丁目（石部南交差点付近）	オートバルブ
雨山中学前減圧弁	宝来坂四丁目（石部中学校前）	オートバルブ
美松苑前減圧弁	針（美松苑）	減圧バルブ

(5) 水管橋

場 所	設置年	口 径	長 さ
石部雨山	1997	φ 300	12.0 m
石部雨山	1997	φ 300	13.6 m
下田	1991	φ 200 2 条	23.8 m
小砂町	1994	φ 200	12.7 m
岩根東口 思川	1987	φ 300	37.2 m
岩根東口 思川	1987	φ 200	37.2 m
岩根 思川	1987	φ 400	35.7 m
岩根 思川	1992	φ 200	37.0 m
日枝町	1996	φ 200	15.3 m
西峯町	1993	φ 200	16.8 m
梅影町	1996	φ 200	18.1 m
梅影町	1998	φ 200	22.5 m
吉永 野洲川	2001	φ 350	276.0 m
三雲 荒川	1993	φ 200	22.5 m
針 家棟川	2000	φ 200	18.5 m
柑子袋 落合川	2000	φ 200	9.0 m
針 家棟川	2000	φ 300	28.5 m
針 家棟川 美松送水	1990	φ 100	8.6 m
夏見 野洲川	1992	φ 200	350.0 m
中央 野洲川	1978	φ 350	400.0 m
正福寺 大砂川	1975	φ 400	35.0 m
正福寺 大砂川	1986	φ 250	35.0 m
正福寺 高田砂川	1985	φ 250	11.0 m
中央 野洲川	2010	φ 200	340.0m

2. 処理フロー、設備概要等

湖南用水給水系統図、浄水処理方法は、「別紙 2 水道施設配置図」、「閲覧資料 1 湖南省水道ビジョン（改訂版）」参照。

設備概要は、「閲覧資料 2 湖南省水道主要施設管理台帳」、「閲覧資料 3 湖南省上水道機械設備台帳」及び「閲覧資料 4 湖南省上水道電気設備台帳」参照。

3. 維持管理業務の基本方針

妙感寺浄水場、東河原浄水場など対象施設を適切に運転管理及び保全管理を実施する。なお、施設の運転管理及び保全管理は、以下の基本方針を前提とする。

- (1) 水道法で定める水質基準に適合した品質管理を行う。
- (2) 現有処理能力を効率的に活用する。
- (3) 水質検査は、水質検査計画に基づいて適正に行う。
- (4) 浄水処理の過程で発生する汚泥の減量化を適正に行う。
- (5) 維持管理業務は通年通日作業とする。
- (6) 材料・備品の管理を適正に行う。
- (7) 各設備の保全管理を適正に行い、設備の延命化に努める。
- (8) 事故や災害時には、委託者と協力して速やかな復旧に努める。

4. 運転に関する条件

(1) 浄水水質に関する基準

原水の変化に対応するために、浄水処理工程及び浄水の水質管理を適切に行い、水質検査、顕微鏡検査及びジャーテスト等の実施により最適な薬品注入率を決定し、浄水の各回測定値が表 I の要求水準を遵守すること。

表 I 浄水水質に関する要求水準

項目	管理基準
浄水池から管末に関する水質	水道法に規定する水質基準
各浄水場ろ過水濁度	0.1 度未満

(2) 水量に関する基準

浄水場で適正な取水管理を行い、施設能力を十分に発揮し、浄水量の年間平均値が表 II に示す要求水準を達成すること。但し、以下の場合については、この限りではない。

- ① 妙感寺水源地の原水濁度が 15 度を越えた場合。
- ② 農業用水優先により、妙感寺水源地において取水ができない場合。
- ③ 渇水により、妙感寺水源地において取水量の減少または取水ができない場合。
- ④ 東河原浄水場において取水量が減少した場合。
- ⑤ その他委託者の指示がある場合。

表 II 浄水水量に関する要求水準

項目	管理基準
妙感寺水源地	1,440 m ³ /日
東河原水源地	500 m ³ /日

(3) 水圧管理に関する要求水準

管末配水管の動水圧は、0.15MPa を維持するように、増圧施設を適切に管理し、適正な水圧管理に努める。

5. 汚泥処理に関する要求水準

汚泥処理は、水源地で発生した汚泥を、濃度調整（濃縮等）及び天日乾燥等により表Ⅲに示す要求水準を遵守し、汚泥処分量の減容に努める。なお、汚泥処理した浄水汚泥の収集運搬及び最終処分は委託者が別途契約する。

表Ⅲ 汚泥に関する要求水準

項目	要求水準値
妙感寺浄水場浄水汚泥含水率	85%以下
東河原水源地浄水汚泥含水率	85%以下

なお、委託費の積算に用いる発生汚泥量は、表Ⅳに示すとおりとする。

表Ⅳ 発生汚泥量

対象施設	発生固形物量
妙感寺浄水場	3,450 DS-kg/年
東河原水源地	3,500 DS-kg/年

6. 施設機能の維持に係る保安全管理要求水準

受託者は、本施設の機能を維持するように日常的な保守点検を実施し、施設を正常な状態に保つ。契約期間終了時、全ての設備が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、契約時に比べて著しい破損及び劣化のない状態とする。

7. 業務実績

受託者は、適正な管理体制を整備し、非常時の緊急対応、給水栓の開始・休止にともなう開閉栓業務及び給水装置工事竣工検査業務を行う。

なお、非常時の緊急対応、給水栓の開始・休止にともなう開閉栓業務における過去の対応件数は表Ⅴのとおり。（令和7年度の件数は集計中のため、令和6年度までの過去3年間の実績を示す。）

表Ⅴ 対応件数（年間）

項目	R4年度	R5年度	R6年度
設備故障、異常件数	31件	46件	29件
漏水対応件数	28件	25件	29件
閉庁時の水道に関する住民対応件数	56件	35件	44件
開栓件数	265件	265件	260件
閉栓件数	341件	303件	359件
故障量水器取替数	6件	2件	6件

第2節 水道施設の維持管理業務内容

受託者は、湖南省水道施設が効率的、経済的かつ安全に機能を十分発揮できるよう、適正な維持管理業務を実施する。

1. 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の運転管理業務

浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の運転管理を円滑に行い、浄水場等の機能を十分に発揮し、運転管理の適正な運営を図る。本業務は次の項目を含めるものとする。なお、監視業務は通年通日作業とする。

(1) 水道法で定める水質基準に適合した品質管理を行う。

- (2) 浄水処理施設の機能を十分に発揮させる。
- (3) 原水高濁度、漏水等の異常時の処置
- (4) 防災・防犯管理
- (5) 運転技術の安定化及び従業員の技術水準の維持
- (6) 運転管理に係る記録類の管理（日報、月報、年報及び各種報告書等）
- (7) 委託者が実施する工事、調査等に対する協力・調整及び立会
（立会件数は年間 60 回程度）
- (8) その他運転に関すること。

2. 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の保全管理業務

受託者は、機器の正常な運転を確保するために日常点検、定期点検及び修繕業務等の保全管理業務を実施する。なお、保全管理業務の実施は、「別紙 3-1 点検基準書（水道施設）」及び「別紙 4-1～4-5 日常管理日誌」を参考とし、点検内容、周期などの具体的内容は受託者の提案によるものとする。

(1) 日常管理業務

一定周期で、主として目視等により浄水場・受水場・加圧ポンプ施設・配水池等の異常の有無を確認する。本業務は次の項目を含めるものとする。なお、本業務は 1 日 1 回以上の実施を基本とする。

- ① 日常点検の各種データ（異常、故障、修繕、作業内容等）の記録及び整理
- ② 薬品の補充
- ③ 蛍光灯、表示灯等の交換
- ④ 巡視施設の保安点検
- ⑤ その他受託者の提案によるもの

(2) 定期点検

1 ヶ月から 1 年程度の周期で、主として器具を使った測定や細部にわたって性能を確認するもので、必要に応じて消耗品の交換など機器の保全整備を行う。なお、本業務は次の項目を含めるものとする。

- ① 絶縁抵抗、接地抵抗、振動等の測定
- ② 設備の故障、整備、更新等の台帳整理及び整備計画の立案
- ③ 油脂類の補給、交換
- ④ 施設・設備等の補修塗装及び清掃
- ⑤ グランドパッキン、Vベルト等の消耗品類の交換
- ⑥ その他受託者の提案によるもの

(3) 設備保守点検

再委託も可能とする。なお、点検周期、点検内容は、別紙 5～別紙 7 の特記仕様書によるものとする。

① 上水道施設電気保安・法定点検業務

「別紙 5 上下水道施設電気保安・法定点検業務特記仕様書」に定める自家用電気工作物の法令に定められた法定保守点検を行う。

本施設については維持管理業務受託者を「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」による「みなし設置者」と指定し、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体として、自家用電気工作物に関する工事、維持及び運用に関する業務を行う。

② 上水道各施設遠方監視制御設備保守点検業務

「別紙 6 上水道各施設遠方監視制御設備点検業務特記仕様書」を参照のうえ、計画的に対象施設の保守点検業務を行う。

- ③ 水質モニタリング装置保守点検業務
「別紙7 水質モニタリング装置保守点検業務特記仕様書」を参照のうえ、計画的に対象施設の保守点検業務を行う。
- ④ 消防設備保守点検業務
消防設備（特殊消防設備、消火器具、誘導灯、誘導標識、配線）の点検及び消防法に基づく点検結果報告書作成（正福寺管理センター）
- ⑤ 空調機の簡易点検
正福寺管理センターと宮の森受水場に設置されている空調機に関して、フロン排出抑制法に伴う、簡易点検を行う。
対象となる空調機は、次のとおりである。
正福寺管理センター 3.4kw×1台、5.5kw×1台、7.5kw×2台
宮の森受水場 3.7kw×1台
- (4) 緊急対応
水道施設の緊急事態発生時の初動対応を行い、すみやかに委託者に報告することとする。
- (5) 機器台帳の管理
受託者は、機器台帳を作成し、点検、整備、修繕等の結果を台帳で管理する。台帳様式、記載方法などは、提案によるものとする。
- (6) 管路保守点検
給水区域内の送配水管、配水管付属設備（弁栓類等）、水管橋の点検及び洗管作業、給水管修繕工事の立会い等を行う。点検内容、周期などは、提案によるものとする。
なお、本業務は次の項目を含めるものとする。
- ① 管路パトロール
巡回時には管路の漏水が無いかに常に留意し漏水の兆候がある場合は、委託者へ報告するとともに、臨時の管路調査を行い漏水箇所の特定に努める。
また、交通の妨げにならないよう弁蓋などのガタつきや段差、漏水による凍結などにも留意する。
- ② 漏水対応
漏水が発生した場合は、その漏水が直ちに処置が必要な状況かどうかを判断し、必要な場合は委託者に連絡し適正な処置を行う。
- ③ 管理排水
給配水管への夾雑物の堆積により、浄水濁度の上昇や残留塩素濃度の低下等、水質が悪化した場合、または悪化が予想される場合には管理排水等の処置を行う。
- ④ 簡易補修
弁蓋などの段差を発見した場合は、速やかに補修材（エースパッチ、レミファルト等の常温合材）により簡易補修を行う。
- ⑤ 給水管修繕工事の立会い
給水管漏水の修繕工事に立会い、監督職員の補助をする。対象は給水管とし、本管の修繕は含まないものとする。（想定件数は年間100件程度）
- ⑥ 漏水調査業務
主要管路において漏水による被害を最小限にするため、受託者のノウハウを活かした調査を行う。
- ⑦ その他
受託者は、委託者から緊急支援に関する指示があった場合は、その処置及び補助等が行える体制を直ちに整える。なお、その費用については別途精算する。

3. 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の環境整備業務

本施設の衛生環境および周辺環境を良好に保つために、清掃、除草及び配水池の清掃等を行う。対象とする箇所及び内容は、次のとおりである。

(1) 清掃及び除草業務

受託者は、計画的に施設内及び周辺の清掃及び除草を行う。なお、除草対象とする場所は「別紙8 湖南省水道施設除草箇所一覧表」のとおりとする。

(2) 配水池底部清掃業務

「別紙9 配水池内清掃計画表」を参照の上、計画的に対象施設の池内清掃を行う。その具体的な方法は受託者の提案により実施することとするが、その方法については次の要件を遵守する。

- ① 沈澱物の浮遊による浄水の濁りに留意する。
- ② 受水及び配水を停止させない。
- ③ 浄水の排水量が多くなるような方法とする。
- ④ 十分な衛生上の処置を講じる。
- ⑤ 受託者は、事前に計画書を提出し委託者の承認を得る。

4. 水質管理業務

原水の水質に応じた浄水処理及び浄水を管理し、その水道水が常に要求水準を満足するように全ての工程を管理する。管理手法は、提案によるものとする。

(1) 定期水質検査及び臨時水質検査等

「別紙10 水質検査業務特記仕様書」に従い計画的に実施するものとする。

(2) 毎日水質検査

指定した箇所「別紙4-2 日常管理日誌（水質検査結果1/5～5/5）」で水質検査を行い、その記録を保存する。なお、本検査は1日1回以上の実施を基本とする。また、検査結果に異常があった場合は受託者に報告するとともに、直ちに適切な処置を行う。

① 測定点

各配水系統9箇所

② 測定項目

残留塩素、色、濁り、臭味、pH、水温

(3) 簡易水質検査

浄水場の運転管理上必要となる項目について水質検査を行い、その記録を保存する。

なお、本検査は1日1回以上の実施を基本とする。また濁度についてはクリプトスポリジウム等対策指針に基づき、ろ過池等の出口濁度を0.1度以下に維持する必要があるため、分析精度として0.1度未満であることを担保できる測定機器（0.05度未満が測定できる機器）を使用して分析を行うこと。

① 測定点

原水2箇所、処理工程水3箇所、浄水2箇所

② 測定項目

- ・原水：pH、水温、マンガン濃度（妙感寺原水のみ）
- ・処理工程水（生物センサー）：pH、水温
 - （妙感寺沈澱池）：pH、水温、色度、濁度、残塩、マンガン濃度
 - （東河原沈澱池）：pH、水温、色度、濁度、残塩
- ・浄水（妙感寺浄水池）：pH、水温、色度、濁度、残塩、マンガン濃度
 - （東河原浄水池）：pH、水温、色度、濁度、残塩、鉄濃度

(4) 顕微鏡検査

指定した浄水施設で毎週 1 回以上、浄水処理障害物質の顕微鏡検査を行い、運転管理に反映させる。

① 測定点

妙感寺水源地原水

② 測定項目

浄水処理障害物質（「別紙 11 浄水処理障害物質」参照）

(5) その他の検査

その他の検査は、年 1 回以上行う。

① 浄水処理で使用する次亜塩素酸ソーダ中の塩素酸、有効塩素濃度、比重

② 水源地で発生する汚泥の溶出試験（項目は「別紙 12—1 試験成績報告書」参照）

③ 水源地から排出される排出水の分析（項目は「別紙 12—2 計量証明書」参照）

(6) 水質検査計画及び検査結果の作成支援

委託者と協議のうえ、水質検査結果に基づき、次年度の水質検査計画の作成支援を行う。

その内容は以下のとおりとする。

① 原水及び浄水の水質状況及び水質管理条件の考察

② 水質検査を行う項目、採水場所、検査頻度の検討及びその理由の考察（水質検査を省略する項目及びその理由）

③ 臨時の水質検査に関する事項

④ 水質検査の方法

5. 汚泥処理業務

妙感寺浄水場、東河原水源地の沈澱池、排水池に堆積したスラッジを引抜き天日乾燥する。

汚泥処理の方法については受託者の提案によるものとするが、実施については事前に計画書を提出し、委託者の承認を得る。なお、本業務には以下の業務を含む。

(1) 沈澱池・排水池スラッジの引抜き

(2) 沈澱池の槽内及び傾斜板の清掃と劣化等の点検

(3) 沈澱池から浄水場へのスラッジの移送（妙感寺浄水場のみ）

(4) 天日乾燥床の管理（東河原浄水場のみ）

(5) 天日乾燥後の浄水汚泥の掻き取り（東河原浄水場のみ）

(6) スラッジ（産業廃棄物）の運搬（妙感寺浄水場から東河原浄水場へ）

(7) 乾燥汚泥集積所の管理

(8) 産業廃棄物収集運搬車両への浄水汚泥の積み込み

6. 給水栓の開始・休止業務

委託者は、使用者の開始・休止申請があった場合は、量水器の設置及び撤去作業を行う。なお、本業務は次の項目を含めるものとする。

(1) 量水器の取付または撤去（対象となる量水器の口径は 13mm～40mm とする。）

(2) 故障量水器の取替

7. 材料・備品の管理

委託者が正福寺・宮の森受水場及び市役所東庁舎の倉庫に保管している材料を管理する。なお、本業務には以下の業務を含む。

(1) 水道用修繕資材の在庫管理

(2) 給水車の管理（給水タンク内の洗浄及び消毒、バッテリー充電、装備品の確認等）

- (3) 応急給水用具の管理（ポリ容器、給水バック等）
- (4) 工事用具の管理（カラーコーン、バリケード、回転灯、方向板、看板等）
- (5) 量水器の在庫管理
毎月、量水器の入出庫を集計し、委託者に報告する。
- (6) 検定満期量水器の管理
 - ① 取替用の量水器出庫準備（年4回）
翌月取替予定の量水器を月末までに保管場所から選別し、指定場所に並べる。
 - ② 検定満期量水器返却確認作業（年4回）
返納された検定満期量水器の指数、数量、番号を確認し、使用済みの量水器として管理する。

8. 浄水場、受水場、配水池及び増減圧施設等の保安管理

受託者は、当該委託における維持管理範囲において「別紙13 湖南省水道施設安全警備日誌」に従って保安業務を行う。事業地内に第三者が立ち入った形跡がある場合は、直ちに委託者に報告する。本業務は次の項目を含めるものとする。なお、本業務は1日1回以上の実施を基本とする。

- (1) 事業地内に第三者が自由に立ち入ることがないように、出入口の施錠等の必要な対策をとる。
- (2) 当該委託の実施にあたり、安全管理、事故防止に必要な処置を講じる。
- (3) 保安記録簿を作成し、毎月、委託者に報告する。

9. 水道に関する住民対応業務

市役所の閉庁時に市民から水道事業に関する通報、苦情、問合せ、開閉栓受付等があった場合は、「閲覧資料6 水道に関する住民対応業務マニュアル」に基づいて対応する。

また、受付処理簿（任意様式）を作成し、委託者に報告する。

10. 給水装置工事竣工検査業務

「閲覧資料7 給水装置工事竣工検査業務マニュアル」に基づき給水装置工事の竣工検査を行い、委託者に記録類を提出し最終確認を受ける。各工程で必要となる記録類（給水装置工事申込書）の様式は、湖南省水道事業給水条例施行規程（平成28年4月1日 上下水道事業管理規程第13号）に基づく。なお、過去の対応件数は表VIのとおり。（令和7年度の件数は集計中のため、令和6年度までの過去3年間の実績を示す。）

表VI 給水装置工事竣工検査業務

項目	R4年度	R5年度	R6年度
給水装置工事竣工検査業務	251件	235件	252件

給水装置工事竣工検査業務の検査日は原則として火、木曜日に行うこと。また、それ以外になる場合は委託者、受託者の協議により定めるものとする。

- (1) 申込書の受付・完了検査準備
申込書の受付から完了検査の準備に至る工程は次の内容を実施すること
 - ① 申込書受付
 - ② 納付書交付
 - ③ 完了届及び竣工検査願・竣工図面受付
 - ④ 完了検査準備
各書類は上下水道料金センター窓口で受付、各書類の確認を行うものとする。

(2) 現地検査

「別紙 14 給水装置工事竣工検査確認表」に従い、次の内容を検査すること。

- ① 図面、設備に関すること
- ② 水質に関すること
- ③ 水圧に関すること
- ④ 管理設・露出部分の施工に関すること
- ⑤ メーターボックスに関すること
- ⑥ 受水槽のある場合は、受水槽及びその周辺に関すること

宅内検査を実施し、給水装置の工事が給水装置等の設置及び構造に関する法令の規定に適合しない場合、またその他不都合がある場合は申請者にやり直しを指示する。

(3) 検査書類の記入

宅内検査において、給水装置の工事が給水装置の設置および構造に関する法令の規定に適合している場合は、受付簿等の書類に必要事項を記入する。

(4) 報告書作成及び承認

受託者は、竣工検査終了後直ちに「別紙 15 給水装置工事竣工検査報告書」にまとめ、委託者の承認を得ること。

11. その他業務

(1) 物品調達業務

物品調達業務は、当該業務において、機器の部品、配管、配線等の取替補修に必要な部品で、小規模なものの調達を行うものである。但し、本業務を行うにあたっては、次の項目を満たすこととする。

- ① あらかじめ部品の使用目的、使用箇所、全体個数、見積価格を委託者と事前に協議し、委託者の承諾を得ること。
- ② 物品費用は、委託者が承諾した受託者の見積価格によるものとする。
- ③ 調達額の上限は、1 件当たり 100 万円、年間総額 500 万円（税込）とする。

(2) 小修繕業務

本水準書に示す小修繕業務とは、設備に不具合（機器類の小規模な破損、故障）が生じた場合、外観、機能、形状等を元に回復させ、施設の正常な運転を確保するものとし、小規模な材質変更、機能向上や改良を伴う補修を含むものとする。但し、本業務を行うにあたっては、次の項目を満たすこととする。

- ① あらかじめ修繕施工の目的、箇所、内容、期間、見積価格等を委託者と事前に協議し、委託者の承諾を得ること。
- ② 修繕費用は、委託者が承諾した受託者の見積価格によるものとする。
- ③ 修繕額の上限は、1 件当たり 200 万円、年間総額 2000 万円（税込）とする。

(3) 薬品の調達・管理

水道施設で使用する各種薬品類を調達・管理及び補充するものとする。

薬品名、薬品仕様、年間使用量等については「別紙 16 水道用次亜塩素酸ナトリウム調達業務特記仕様書」及び「別紙 17 水道用ポリ塩化アルミニウム調達業務特記仕様書」のとおりとし、使用する薬品については、毎年 4 月（令和 8 年度のみ 10 月）に分析結果書（水道施設の技術的基準を定める省令第 1 条第 16 号別表第 1 に規定する評価項目）、安全データシート（SDS）を提出するものとする。

第IV章 下水道施設維持管理業務の要求水準

第1節 前提条件

受託者は、本要求水準書、契約書、提案書等で定められた業務の範囲内において、その裁量により、人員配置、運転方法、施設管理方法などを決定し当該業務を行う。

1. 対象施設の概要

菩提寺汚水中継ポンプ場、甲西北汚水中継ポンプ場の2ポンプ場、およびマンホールポンプ場（令和8年3月31日現在、50箇所）を対象とする。

(1) ポンプ場

施設名	揚水量 m ³ /分	主要な施設・構造	概要
菩提寺汚水中継ポンプ場	3.84	ポンプ棟 : 1棟 RC 地下2階 地上1階	電気室、 自家発電機室等
		ポンプ設備 : 汚水ポンプ 1台, φ100, 1.4 m ³ /分 汚水ポンプ 1台, φ100, 2.4 m ³ /分 汚水ポンプ 2台, φ150, 2.8 m ³ /分	破砕機
甲西北汚水中継ポンプ場	9.42	ポンプ棟 : 1棟 RC 地下2階 地上1階	電気室、 自家発電機室等
		ポンプ設備 : 汚水ポンプ 2台, φ200, 5.0 m ³ /分 汚水ポンプ 2台, φ150, 2.6 m ³ /分	自動除塵機

(2) マンホールポンプ場

市内のマンホールポンプ場すべてを対象とする。

（「別紙18 湖南省マンホールポンプ場一覧表」参照）

2. 保守点検業務の基本方針

菩提寺、甲西北汚水中継ポンプ場、マンホールポンプ場の対象施設を適切に保全管理する。なお、施設保全管理、点検は、以下の基本方針を前提とする。

- (1) 各施設の保全管理は、下水道施設維持管理積算要領－終末処理場・ポンプ場編－2020年版の下水道施設機械・電気設備保守点検基準を遵守し実施する。
- (2) 各設備が有している機能が正常に発揮できるような日常点検、定期点検、臨時点検を実施する。
- (3) 各設備の保全管理を適正に行い、設備の延命化に努める。
- (4) 事故や災害時には、委託者と協力して速やかな復旧に努める。

3. 施設機能の維持にかかる保全管理要求水準

受託者は、本施設の機能を維持するように日常的な保守点検、定期点検を実施し、施設を正常な状態に保つ。契約期間終了時、全ての設備が通常の施設運営を行うことができる機能を有し、契約時に比べて著しい破損および劣化のない状態とする。

4. 業務実績

受託者は、適正な体制を整備し、非常時の緊急対応を行う。なお、過去の対応件数は表Ⅶのとおり。（令和7年度の件数は集計中のため、令和6年度までの過去3年間の実績を示す。）

表Ⅶ 対応件数（年間）

項目	R4 年度	R5 年度	R6 年度
マンホールポンプ異常通報	71 件	34 件	42 件
中継ポンプ故障・異常通報	12 件	11 件	7 件

第 2 節 下水道施設の維持管理業務内容

受託者は、湖南省下水道施設（ポンプ場等）が効率的、経済的かつ安全に機能を十分発揮できるように、適正な維持管理業務を実施する。

1. 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場等の保全管理業務

受託者は、機器の正常な運転を確保するために日常点検、定期点検及び修繕業務等の保全管理業務を実施する。なお、保全管理業務の実施は、「別紙 19-1 マンホールポンプ点検基準書」、「別紙 19-2 マンホールポンプ点検結果判定用紙」、「別紙 19-3 マンホールポンプ設備定期点検記録」及び点検記録にて報告する他、「別紙 19-4 点検基準書（下水道施設）」及び下水道施設管理業務日報（任意様式）を作成し報告すること。なお、点検内容、周期などの具体的内容は受託者の提案によるものとする。

(1) 日常点検

主として目視等により菩提寺、甲西北汚水中継ポンプ場の受変電設備、自家発電設備、機器類の異常の有無を確認する。本業務は次の項目を含めるものとする。なお、本業務は 1 週間に 1 回以上の実施を基本とする。

- ① 日常点検の各種データ（異常、故障、修繕、作業内容等）の記録及び整理
- ② 外観損傷
- ③ 表示器等の異常有無確認
- ④ その他受託者の提案によるもの

(2) 定期点検

菩提寺、甲西北汚水中継ポンプ場の受変電設備、自家発電設備、マンホールポンプ場の污水ポンプ設備、操作制御設備及び菩提寺・甲西北汚水中継ポンプ場の消防設備を対象とする。

1 ヶ月から 1 年程度の周期で、主として器具を使った測定や細部にわたって性能を確認するもので、必要に応じて消耗品の交換など機器の保全整備を行う。なお、本業務は次の項目を含めるものとする。

- ① 絶縁抵抗、接地抵抗、振動等の測定
- ② 油脂類の補給、交換
- ③ 施設・設備等の補修塗装及び清掃
- ④ 委託者が指示する立会（関西電力作業・工事等）
- ⑤ その他受託者の提案によるもの

(3) 設備保守点検

再委託も可能とする。なお、点検周期、点検内容は、別紙 5 の特記仕様書によるものとする。

① 下水道施設電気保安・法定点検業務

「別紙 5 上下水道施設電気保安・法定点検業務特記仕様書」に定める自家用電気工作物の法令に定められた法定保守点検を行う。

本施設については維持管理業務受託者を「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」による「みなし設置者」と指定し、当該自家用電気工作物の維持・管理の主体として、自家用電気工作物に関する工事、維持及び運用に関する業務を行う。

② 消防設備保守点検業務

消防設備（特殊消防設備、消火器具、誘導灯、誘導標識、配線）の点検及び消防法に基づく点検結果報告書作成（甲西北汚水中継ポンプ場・菩提寺汚水中継ポンプ場）

(4) 汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場等の緊急対応

菩提寺、甲西北汚水中継ポンプ場及びマンホールポンプ場の緊急事態発生時の初動対応を行い、すみやかに委託者に報告をすることとする。

(5) 機器台帳の管理

受託者は、機器台帳を作成し、点検、整備、修繕等の結果を台帳で管理する。台帳様式、記載方法などは、提案によるものとする。

2. 下水道宅内排水設備検査業務

別紙 20「宅内排水設備検査業務手順書」を基本として、効率的に検査を行い、委託者に記録類を提出し最終確認を受ける。各工程で必要となる記録類（受付簿、確認申請書、完了届、下水道開始届など）の様式は、湖南省下水道条例施行規程（平成 28 年 4 月 1 日 上下水道事業管理規程第 19 号）に基づく。なお、過去の対応件数は表Ⅷのとおり。（令和 7 年度の件数は集計中のため、令和 6 年度までの過去 3 年間の実績を示す。）

表Ⅷ 下水道宅内排水設備検査業務

項目	R4 年度	R5 年度	R6 年度
下水道宅内排水設備検査業務	270	251	257

下水道宅内排水設備検査業務の検査日は原則として火、木曜日に行うこと。また、それ以外になる場合は委託者、受託者の協議により定めるものとする。

(1) 申請書の受付・完了検査準備

申請書の受付から完了検査の準備に至る工程は次の内容を実施すること

- ① 申請書受付
- ② 申請書の検査・確認書交付
- ③ 完了届・使用開始届受付
- ④ 完了届・使用開始届の検査
- ⑤ 完了検査準備

各書類は上下水道料金センター窓口で受付、各書類の検査は「別紙 20 宅内排水設備検査業務手順書」に基づき、「別紙 21 排水設備新設等計画確認申請書の提出前申告」の項目を確認するものとする。

(2) 現地検査

「別紙 22 下水道宅内排水設備検査確認表」に従い、次の内容を検査すること。

- ① 図面、設備に関すること
- ② 排水管内部に関すること
- ③ 指定蓋の使用に関すること
- ④ 勾配、水の流れに関すること
- ⑤ 防臭柵及びその周辺に関すること
- ⑥ 阻集器及びその周辺に関すること
- ⑦ 既設管のある場合はその周辺に関すること

宅内検査を実施し、排水設備の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合しない場合。また、その他不都合がある場合は申請者にやり直しを指示する。

(3) 検査済証の交付及び書類の記入

宅内検査において、排水設備の工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合している場合は、申請者に対して排水設備検査済証を交付する。また併せて、完了届、受付簿等の書類に必要事項を記入する。

(4) 報告書作成及び承認

受託者は、宅内検査終了後直ちに「別紙 23 下水道宅内排水設備検査報告書」にまとめ、委託者の承認を得ること。

3. 公共汚水柵詰まり対応

下水詰まりの通報を受けた場合は、すみやかに現地に赴き「別紙 2 4 公共汚水柵詰まり対応フロー」により状況を確認し委託者に報告する。

公共汚水柵が詰まりの原因の場合は、柵内の詰まり除去作業を行い、機能を回復する。業者手配が必要な場合は、委託者に報告する。

4. 宅内ポンプ故障対応

宅内ポンプ故障の苦情が発生した場合は初対応を行い、すみやかに現場の状況を委託者に報告する。

5. その他の業務

(1) 物品調達業務

物品調達業務は、当該業務において、機器の部品、配管、配線等の取替補修に必要な部品で、小規模なものの調達を行うものである。但し、本業務を行うにあたっては、次の項目を満たすこととする。

① あらかじめ部品の使用目的、使用箇所、全体個数、見積価格を委託者と事前に協議し、委託者の承諾を得ること。

② 物品費用は、委託者が承諾した受託者の見積価格によるものとする。

③ 調達額の上限は、1 件当たり 100 万円、年間総額 500 万円（税込）とする。

(2) 小修繕業務

本水準書に示す小修繕業務とは、設備に不具合（機器類の小規模な破損、故障）が生じた場合、外観、機能、形状等を元に回復させ、施設の正常な運転を確保するものとし、小規模な材質変更、機能向上や改良を伴う補修を含むものとする。但し、本業務を行うに当たっては、次の項目を満たすこととする。

① あらかじめ修繕施工の目的、箇所、内容、期間、見積価格等を委託者と事前に協議し、委託者の承諾を得ること。

② 修繕費用は、委託者が承諾した受託者の見積価格によるものとする。

③ 修繕額の上限は、1 件当たり 200 万円、年間総額 2,000 万円（税込）とする。

(3) 薬品の調達・管理

下水道施設で使用する各種薬品類を調達・管理及び補充するものとする。

薬品名、薬品仕様、年間使用量等については「別紙 25 硫化水素抑制剤調達業務特記仕様書」のとおりとし、使用する薬品については、毎年 4 月（令和 8 年度のみ 10 月）に分析結果書、安全データシート（SDS）を提出するものとする。

第V章 水道事業及び下水道事業公金徴収事務等業務の要求水準

第1節 前提条件

受託者は、本要求水準書、契約書、提案書等で定められた業務の範囲内において、その裁量により、人員配置、事務処理方法、システム管理方法などを決定し当該業務を行う。

本業務にともなう受付カウンターは、湖南省東庁舎湖南省上下水道料金センター（上下水道課内）とする。ただし、その他の事務業務の執務場所として、受託者が事務所を湖南省内に設けること。

第2節 上下水道事業の公金徴収事務等業務内容

本業務の予定件数は「別紙26 委託業務予定件数表」のとおりとし、「別紙27 委託業務の執行時期一覧」を参考に最も適切な時期に執行すること。

1. 窓口・受付業務

受託者は、別紙28-1から28-15に基づき受付業務を行うこと。

(1) 実施体制

業務場所は、湖南省東庁舎上下水道課内上下水道料金センターとし、3名以上を配置し、常時2名以上の配置とする。

業務日は、国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日及び年末年始（12月29日から1月3日をいう。）を除く月曜日から金曜日とする。

受付時間は、午前9時00分から午後4時45分までとする。なお、時間を超えて委託者の依頼があった場合、時間を延長して対応する。

(2) 電話対応・苦情処理等

電話対応・苦情処理等の状況を想定したマニュアルを作成し、委託者の承認を得る。また、業務従事者にマニュアルの内容を周知徹底し、マニュアルに従って業務を遂行する。

(3) その他、受付業務に関する附帯業務

主に以下の内容を含む

- ① 各種資料の作成と確認
- ② 委託者の指示による資料作成
- ③ 上下水道料金システムから出力される各種下水道使用料に関するデータの集計作業（例：未接続調査、排水量調査、調定件数調査等）

2. 調定・更正業務

受託者は、「別紙29 調定・更正業務フロー」に基づき調定・更正業務を行うこと。

調定にともなう一連の資料及び調定明細書を作成するとともに、水道及び下水道の使用水量を基に、湖南省給水条例及び下水道条例等に定める事項に従い、水道料金並びに下水道使用料の調定にともなう算出を行う。

3. 電子計算機処理業務

(1) 上下水道料金システムの登録処理

以下の①～⑤に基づき、上下水道料金システムで登録処理を行う。

- ① 給水装置工事申込書（新設・口径変更・改造・増設・仮設）
- ② 上下水道開始届出書

- ③ 上下水道名義変更届出書
 - ④ 上下水道休止届出書
 - ⑤ 給水装置撤去届出書
 - ⑥ 口座振替依頼書（新規・変更・解約・廃止）
 - ⑦ 上下水道料金送付先変更届書（自治会等の明細書送付先変更届書含む）
 - ⑧ 上下水道料金算定に関する特例措置の適用申請（共同住宅特例申請）
 - ⑨ 市税等口座振替お知らせ依頼書
 - ⑩ 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開・変更）届
 - ⑪ 下水道一時使用開始申込書
 - ⑫ 下水道一時使用廃止申込書
 - ⑬ 下水道使用量に係る使用人数届書
 - ⑭ 下水道私設メーター設置者の排水量変更、確定処理
 - ⑮ 検定満期取替メーターの入力
- (2) 検針対象施設の確定
- 毎月、検針データ作成前に当該月に検針を行う施設を確定し、対象外となる（今月は検針をしない）施設を検針データから除外する。また、新たに検針を実施する施設や長期間休止していた施設が開栓した場合等は地図を準備する。
- また、名義変更を伴う施設や口径変更により正確な料金表示がなされないなど、お知らせ票を現地に投函できない施設についてはお知らせ票を持ち帰るよう指示する。当該施設に関するお知らせ票は別途作成し、使用者に通知する。
- (3) 検針データの確認及び登録処理
- 前月分検針データについて、未検針、使用水量、異常コードの入力等処理すべき事項について確認がとれ、入力が完了した後、調定処理を行い、当該期の料金を確定させる。
- また、上下水道料金システムで正確な料金を自動計算できない場合は調定更正を行い、金額を修正する。
- (4) 口座データの作成
- 調定データに基づき、定例分口座振替データを作成し、委託者へデータを提出する。
- (5) 減免申請に対する審査決定後の登録処理
- 申請に対する委託者の審査決定に基づき、調定更正を実施する。更正後は委託者に報告する。
- (6) 水道料金等の収納状況の印刷
- 使用者から希望があった期について、収納状況を出力し、本人に通知する準備を行い、委託者に提出する。
- (7) 各種データの更新・集計
- 上下水道料金システムを使用して集計可能な資料を出力する。

4. 徴収・収納業務

受託者は、「別紙 30 徴収・収納業務フロー」に基づき徴収・収納業務を行うこと。

- (1) 納入通知書等の出力及び発送準備
- 納入通知書・口座振替通知書・上下水道料金請求書等は、経済的・合理的な方法で、使用者に発送準備または配布を行う。
- また、返戻された納入通知書は住所等を確認し、送付先に誤りがあった場合は、上下水道料金システムの送付先住所を訂正し、再発送または再配布する。
- (2) 料金収納
- 料金の収納は、原則、湖南省上下水道料金センターの窓口で行う。ただし、使用者から徴収依頼があった場合及び受託者が必要と判断した場合は、訪問により徴収を行う。

水道料金等を収納した場合は、使用者に領収書を発行する。なお、領収書は通し番号等により管理する。

料金を収納した際に使用する領収印は、委託者が貸与する。

(3) 入金処理

窓口で水道料金等を収納した場合は、上下水道料金システムに登録し、徴収計算書を作成する。現金書留により水道料金等を収納した場合は、上下水道料金システムへの登録、領収書の発行および発送準備を行う。また、過不足がある場合は、使用者に連絡し、徴収もしくは還付する。

収納した水道料金等は、徴収計算書と金額を照合し、委託者が指定する金融機関へ現金及び納入通知書を指定の納入払込書を用いて納入する。

(4) 口座振替データの作成、送付

口座振替データを上下水道料金システムから出力し、指定する日時までに委託者に引き渡す。

また、毎振替日以後に返却される入金消し込みデータを即日口座振替の集計表と照合し、処理を行う。なお、口座振替の集計表は委託者から貸与する。

(5) 口座振替不能の処理

資金不足以外の理由により口座振替が不能になった場合、口座振替利用者に連絡を取って状況を説明し、処理方法（納付書送付、窓口支払等）を相談し、決定する。

(6) 口座振替の停止

口座振替データ作成前に、何らかの理由により口座振替を中止する必要がある場合は、市の定める定例口座振替処理予定において処理が可能な範囲で中止処理を行わなければならない。

(7) 金融機関別件数金額一覧表

口座振替入金後、金融機関別件数、金額及び振替手数料に関する資料を毎月1回作成し委託者へ提出する。

5. 水道施設(メーター)管理地理情報システム運用保守業務

受託者は、「別紙 31 水道施設(メーター)管理地理情報システム運用業務フロー」に基づき水道施設(メーター)管理地理情報システム(以下「地理情報システム」という。)の運用保守業務を行うこと。

(1) システムへのメーターポイントの登録・削除

水道メーターが新設・撤去された場合、地理情報システムにメーター位置を登録・削除する。また、申請された書類をスキャニングにより電子データ化し、地理情報システムに登録する。メーター位置の変更が確認された場合は随時修正する。

(2) 名義変更等の書類のデータ化と関連付け

名義変更等が行われた場合、更新された書類をスキャニングにより電子データ化し、地理情報システムに登録する。

(3) 開閉栓情報等の反映

毎週1回以上、上下水道料金システムからデータをコンバートし、更新する。

(4) システム及び端末に保存されたデータのバックアップ

毎月1回以上地理情報システムのバックアップをおこなう。

(5) システム処理後の書類整理

システムに反映した開始届等の各種届出書については、施設番号ごとにファイリングされた台帳に整理する。新設等で新たに台帳が必要な場合は新規作成する。

(6) システムの通常保守

必要に応じて受託者が、操作説明・システム補修・保守対象システムに関する技術協力等を行うものとする。

(7) システムの緊急保守

基本時間内に機器故障等によってシステムが正常動作しなくなり、委託者が緊急保守を要求した場合に、速やかに保守担当技術者を派遣、または遠隔で対応し、これにあたるものとする。

(8) 定期点検

年1回（動作確認、バックアップ、ログ確認、無償システムパッチ適用）

6. 検針業務

受託者は毎月、検針業務計画を作成し、「別紙 32 検針業務フロー」に基づき検針業務を行うこと。

(1) ハンディーターミナル

検針は、委託者が貸与したハンディーターミナルを使用して行う。なお、ハンディーターミナルの保守は委託者が行う。

(2) 検針の方法

通常検針は、検針地区を偶数月・奇数月に分け、隔月により原則 20 日を基準日とした前後 3 日間で行うものとし、委託者と受託者の協議により、日程を決定する。また、再検針及び異常水量等の調査は、毎月末までに完了する。

(3) システムの運用

委託者が導入する、水道料金等の調定及び収納等を管理するシステム（以下「料金システム」をいう。）を使用して検針データを作成し、ハンディーターミナルに入力する。

(4) 検針データの管理

検針済みデータは、料金システムへ転送し、ハンディーターミナルからの受入数と転送件数が一致していることを確認する。また、未検針一覧表と検針済みデータを照合し、検針調定漏れがないことを確認するとともに、上下水道料金システム等のデータを基に異常水量リストを作成する。

(5) 再検針

委託者からの指示がある場合は、再検針を行う。

(6) 新規検針分

新規検針は、給水装置工事申込に関する申請書及び地図等により検針区を確認し行う。また、次回以降の検針に備え、検針順位を適切に変更する。

(7) お知らせ票の投函

ハンディーターミナルから出力された「水道使用水量等のお知らせ」（以下「お知らせ票」という。）は、施設の住所・氏名・量水器番号・口径・水道料金等を確認のうえ、郵便受け又は使用者指定の場所に、確実に投函する。

使用者の要請により、お知らせ票の送付が必要なもの及び委託者が送付を指定するものについては速やかにお知らせ票の発送準備を行う。なお、発送等の費用については委託者の負担とする。

(8) お知らせ票の再発行

使用者から検針票の再発行依頼を受けた場合は、再発行し使用者へ発送または配付する。なお、発送等の費用は、委託者の負担とする。

(9) 委託者への連絡

以下の内容については、速やかに委託者へ連絡する。

- ① メーターボックス内漏水（異常水量の確認）
- ② メーターの故障
- ③ メーター逆付け及び指示数の減（逆回転及び差し引き不能）
- ④ メーターボックス外周囲の漏水
- ⑤ 水道の不正使用

(10) 現地訪問時の留意事項

検針等で使用者の敷地に立ち入る時は、必ず声をかけ、扉の開閉、物の移動を行った場合は、現状に戻す等、常識のある行動を心掛ける。

(11) 異常水量の調査

検針時に異常水量（多水量、少水量、ゼロ水量）等が認められた場合は、使用者から事情を聴取するなど異常水量の原因調査を行い、その結果を使用者に説明する。なお、使用者が不在で異常水量の原因について確認が取れなかった場合は、文書等で使用者に知らせる。

使用者からの問い合わせには、誠意を持って対応し、十分な説明を行い理解が得られるように解決する。ただし、受託者として解決が困難な場合は、委託者と協議すること。

(12) 未検針処理

工事等により検針が実施できない場合や屋内メーターの検針ができない場合は、複数回現地訪問し、現地の変化に迅速に対応し検針を行う。なお、状況が改善されない場合は、委託者、使用者に状況を説明し水量認定等の処置を行う。未検針の処理期限は、当該調定処理日の前日までとする。

(13) 名義変更にとまなう検針

使用者より名義変更申請があった場合は、随時検針を行う。

(14) 下水道私設メーター検針の準備

下水道使用料算定のために私設メーターを設置している施設について、毎月 20 日までに「下水道検針依頼書」及び「下水道私設メーター検針報告書」を作成する。

(15) 下水道メーターの検針

「下水道検針依頼書」を基に、毎月 20 日（休日の場合は直近営業日）に検針を行う。検針結果は下水道検針依頼書に検針指数を記入し、使用量の算出及び水量の確認を行う。なお、異常水量を発見した場合、その旨を委託者に報告し、必要に応じて再検針を行う。

また、「下水道私設メーター検針報告書」については 20 日までに私設メーターを設置している担当者へ FAX し、検針依頼をおこなう。

(16) 下水道私設メーター設置者への通知準備

提出された「下水道私設メーター検針報告書」及び「下水道検針依頼書」に基づき、排水量、下水道使用料を算定し、委託者へ報告する。委託者の確認後、当該月末までに私設メーター設置者へ通知する準備をおこなう。なお、発送等の費用は、委託者の負担とする。

(17) 大口使用者割引制度（個別受給給水契約）申請者への通知準備

毎月の検針データを料金システムに取り込んだ後、大口使用者割引制度申請者に関して、検針結果を確認し、適用状況を委託者へ報告する。委託者の確認後、当該月末までに申請者へ通知する準備を行う。なお、発送等の費用は、委託者の負担とする。

7. 滞納整理業務

受託者は、「別紙 33 滞納整理業務フロー」に基づき滞納整理業務を行うこと。

(1) 滞納整理準備

水道料金等の納入期限に納入されなかった未納者に対して、水道料金等督促通知書（以下「督促状」という。）を発行し、委託者の確認のうえ、封入した督促状を委託者に提出する。なお、発送は委託者が行う。

(2) 滞納整理訪問計画の策定

督促状の納期限経過後も水道料金等が納付されない者（以下「未納者」という。）を対象とする「未納者一覧」リスト及び滞納整理訪問計画を作成し、委託者に提出し承認を受ける。

(3) 滞納整理

委託者に承認された滞納整理訪問計画に基づき、電話督促、訪問督促及び夜間訪問等により水道料金等の徴収を行う。なお、未納者宅を訪問し、その場で水道料金等を収納する場合は、所定の手順に従い領収書を作成し納入者に渡す。

(4) 訪問督促

未納者を訪問し、不在のときは、委託者が指定する文書を投入するとともに、日を改めて再度訪問する。また、この場合には、訪問する時間帯、曜日等を変更する。

市内在住の訪問徴収は、4ヶ月に1回以上訪問するものとし、市外在住者（既閉栓及び既休止者を含む）については、委託者と協議し適宜徴収訪問を行う。

水道使用者等から「未納者一覧」リストに記載のない水道料金等の納付に関する申出があったときは、委託者へ報告・確認し、これを併せて収納する。

(5) 分納計画

未納者から、その納入すべき料金等を分割して納入または支払い期日を延期したい旨の申出を受けたときは、委託者の指示した分割納入基準等に基づき、納入義務者と協議の上、納入期日、料金等の内容を記した文書（以下「分納計画」という。）を作成し、委託者に報告する。

分納計画で決定した料金を基に、毎月定めた日に上下水道料金徴収事務依頼書を作成し、委託者に提出するとともに、この依頼書に基づき督促状の発行及び電算処理の手続きを行うこと。

分納計画で定めた納入期日に水道料金等を徴収し、領収日付欄に所定の領収印を押印し、領収書を納入者に交付する。また、納入済通知書及び納入書を持ち帰り、納入済通知書を委託者に提出する。

(6) 夜間・休日訪問

午後5時15分以降及び休日に水道使用者等を訪問する場合は、あらかじめ委託者に届け出る。ただし、水道使用者等からの急な要請により訪問する場合やその他事前に届け出ることができない場合は、事後速やかに届け出る。

(7) 滞納整理状況の報告

徴収行動があった日の金額・訪問記録等を記した計算書を作成し、委託者に提出する。訪問記録をもとに、納入義務者毎に未納額、請求年月日、督促方法、応対履歴及び履行不能事由等を詳細に記載した個人票を作成し、滞納に至った経緯等を常に把握するとともに、後日委託者に報告する。また、訪問結果を上下水道料金システムに登録すること。

8. 給水停止業務

受託者は、「別紙34 給水停止業務フロー」に基づき給水停止業務を行うこと。

(1) 給水停止対象者の申請及び決定

上下水道料金システムのデータを基に湖南省水道事業給水停止取扱規程（平成28年4月規程第14号）の基準に該当する使用者を、1月当たり10名程度リストアップし、未納状況等がわかる資料をそえて委託者に給水停止対象者として申請する。委託者は、給水停止対象者を決定し受託者に通知する。

(2) 給水停止用納入通知書及び説明文書の作成及び発送

委託者より通知された給水停止対象者について、給水停止用納入通知書及び説明文書を以下に示す内容で作成し、委託者の確認後、所定のパソコンに電子ファイル化し、書類を封入する。なお、通知書等の発送は委託者が行う。

- ① 給水停止用書類（水道料金を至急お支払いください）
- ② 納入通知書
- ③ 水道料金のお支払いについて

- (3) 給水停止対象者に対する説明
給水停止用納入通知書の発送後、7日程度経過しても使用者から連絡又は料金が納付されない場合、使用者宅を訪問し送付書類について説明を行う。なお、不在の場合は催告書を投函する。
- (4) 給水停止予告通知書送付対象者の申請及び決定
給水停止用納入通知書を送付したうち猶予の条件が成立していない使用者及び過去に給水停止に関連して納付誓約が成立したものの不履行になっている使用者をリストアップし、未納状況等がわかる資料を添えて、委託者に給水停止予告通知書送付対象者として申請する。委託者は、給水停止予告通知書送付対象者を決定し受託者に通知する。
- (5) 給水停止予告通知書及び関連書類の作成及び発送
委託者より通知された給水停止予告通知書送付対象者について、給水停止予告通知書及び関連書類を以下に示す内容で作成し、委託者の確認後、所定のパソコンに電子ファイル化し書類を封入する。なお、通知書等の発送は委託者が行う。
- ① 給水停止予告通知書
 - ② 納入通知書
 - ③ 水道料金のお支払いについて
- (6) 給水停止予告通知書不到達者に対する送達への同行
委託者が発送した給水停止予告通知書が不到達となり、郵便局から返却された場合は、委託者に同行し、使用者宅を訪問する。
- (7) 給水停止執行通知書発行対象者の申請
給水停止予告通知書を送付した使用者のうち給水停止を猶予する条件を満たさなかった使用者をリストアップし、未納状況等がわかる資料を添えて、委託者に給水停止執行通知書発行対象者として申請する。
委託者は、給水停止執行通知書発行対象者を決定し受託者に通知する。なお、給水停止執行に伴う休止の手続きは委託者が行う。
- (8) 給水停止執行
給水停止執行日の前日までに執行計画書を作成し、委託者との協議により給水停止執行計画を決定する。
給水停止の執行は、原則第2火曜日とし、受託者が現地で執行する。執行当日は、執行計画に基づいて対象者宅を訪問する。給水停止の執行に際しては、委託者に現状を報告した後、給水を停止し、給水停止執行通知書を郵便受け、玄関等に差し置く。なお、執行当日は的確な対応が取れるように待機体制等を整える。
執行当日は、原則、止水ピンで給水を停止する。止水ピンでの給水停止が執行できない対象者についてはメーター取り外しによる給水停止を実施する。
- (9) 給水停止者の停止後訪問
給水停止執行日から7日経過までに給水停止執行した箇所の巡回を行い、無断使用している所については、再度給水停止を行う。
- (10) 給水停止解除及び猶予における開栓
湖南省水道事業給水停止取扱規程に定められている、給水停止解除の条件を満たした給水停止執行者については、その状態を猶予及び解除し開栓を行う。なお、猶予及び解除にともなう処置は、業務時間内での取扱を基本とする。
- (11) 給水停止報告書の作成及び提出
受託者は、給水停止に関する報告書を作成し、月末までに委託者に提出する。
- (12) 給水停止者及び猶予者の管理及び対応
給水停止の猶予条件である納付誓約について、その不履行が認められた場合は、直ちに同項第5項以降の手続きを行い、給水停止を執行する。
- (13) 給水停止執行猶予者に対する給水停止執行の申請
(8) (9) (10)において、給水停止を猶予・解除することとなった使用者が期限までにそ

の猶予・解除の条件を満たさなかった場合、未納状況等がわかる資料を添えて委託者に給水停止執行通知書発行対象者として申請する。

委託者は、給水停止執行通知書発行対象者を決定し、受託者に通知する。なお、給水停止執行に伴う休止手続きは委託者が行う。

(14) 給水停止執行②

前項において、決定した対象者について、給水停止執行日の前日までに執行計画書を作成し、委託者との協議により給水停止執行計画を決定する。

給水停止の執行は、原則第3火曜日とし、受託者が現地で執行する。執行当日は、執行計画に基づいて対象者宅を訪問する。給水停止の執行に際しては、委託者に現状を報告した後、給水を停止し、給水停止執行通知書を郵便受け、玄関等に差し置く。

なお、執行当日は的確な対応が取れるように待機体制等を整える。

執行当日は、原則、止水ピンで給水を停止し、執行日の属する月末までにメーターを撤去する。止水ピンでの給水停止が執行できない対象者についてはメーター取り外しによる給水停止を実施する。

9. その他業務

その他各業務に附帯する業務

明記されていない業務については、委託者と協議の上、実施する。

第VI章 委託料の支払い等

1. 委託料の請求及び支払

委託料の請求及び支払は、「別紙 35 湖南省上下水道業務包括委託契約書（案）」第3条に基づくものとする。ただし、業務委託の準備期間（契約締結日から令和8年9月30日まで）については委託料を支払わない。なお、第III章及び第IV章の物品調達業務、小修繕業務の支払は、事由発生ごとに委託者が承諾した受託者の見積価格をもって別途請求及び支払をおこなう。また、上下水道用薬品については、品目ごとに納品完了の都度委託者と受託者で合意した単価により請求及び支払をおこなう。

第Ⅶ章 資料一覧

1. 別紙資料

番 号	名 称	備 考
別紙 1	リスク分担表	
別紙 2	水道施設配置図	
別紙 3	点検基準書（水道施設）	
別紙 4-1	日常管理日誌	
別紙 4-2	日常管理日誌（水質検査結果 1/5～5/5）	
別紙 4-3	日常管理日誌（ラインポンプ・電動弁・水管橋 1/1）	
別紙 4-4	湖南省上水道施設管理業務日誌	
別紙 4-5	運転管理日誌	
別紙 5	上下水道施設電気保安・法定点検業務特記仕様書	
別紙 6	上水道各施設遠方監視制御設備点検業務特記仕様書	
別紙 7	水質モニタリング装置保守点検業務特記仕様書	
別紙 8	湖南省水道施設除草箇所一覧表	
別紙 9	配水池内清掃計画表	
別紙 10	水質検査業務特記仕様書	
別紙 11	浄水処理障害物質	
別紙 12-1	試験成績報告書	
別紙 12-2	計量証明書	
別紙 13	湖南省水道施設安全警備日誌	
別紙 14	給水装置工事竣工検査確認表	
別紙 15	給水装置工事竣工検査報告書	
別紙 16	水道用次亜塩素酸ナトリウム調達業務特記仕様書	
別紙 17	水道用ポリ塩化アルミニウム調達業務特記仕様書	
別紙 18	湖南省内マンホールポンプ場一覧表	
別紙 19-1	マンホールポンプ点検基準書	
別紙 19-2	マンホールポンプ点検結果判定用紙	
別紙 19-3	マンホールポンプ設備定期点検記録	
別紙 19-4	点検基準書（下水道施設）	
別紙 20	宅内排水設備検査業務手順書	
別紙 21	排水設備新設等計画確認申請書の提出前申告	
別紙 22	下水道宅内排水設備工事検査確認表	
別紙 23	下水道宅内排水設備検査報告書	
別紙 24	公共汚水桝詰まり対応フロー	

別紙 25	硫化水素抑制剤調達業務特記仕様書	
別紙 26	委託業務予定件数表	
別紙 27	委託業務の執行時期一覧	
別紙 28-1～15	窓口業務等に係る業務フロー	
別紙 29	調定・更正業務フロー	
別紙 30	徴収・収納業務フロー	
別紙 31	水道施設(メーター)管理地理情報システム運用業務フロー	
別紙 32	検針業務フロー	
別紙 33	滞納整理業務フロー	
別紙 34	給水停止業務フロー	
別紙 35	湖南省上下水道業務包括委託契約書(案)	

2. 閲覧資料

番号	名称	備考
閲覧資料 1	湖南省水道ビジョン(改訂版)	湖南省ホームページ参照
閲覧資料 2	湖南省水道主要施設管理台帳	
閲覧資料 3	湖南省上水道機械設備台帳	
閲覧資料 4	湖南省上水道電気設備台帳	
閲覧資料 5	令和 8 年度湖南省水質検査計画	湖南省ホームページ参照
閲覧資料 6	水道に関する住民対応業務マニュアル	
閲覧資料 7	給水装置竣工検査業務マニュアル	

リスク分担表(上下水道施設維持管理関係)

リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
		委託者	受託者
入札説明	入札説明等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	
応募コスト	入札応募費用に関するもの		○
事業範囲変更	委託事業の業務範囲の縮小、拡充等	○	
契約締結リスク	発注者の責による選定業者と契約の締結不能の延期	○	
	受託予定者の責による水道事業者と契約の締結不能の延期		○
水質管理責任	水道法における水質管理責任	○	△
	下水道法における水質管理責任	○	△
廃棄物処理法上の管理責任	沈砂、し渣等の運搬処分に関するもの	○	
水質汚濁防止法上の責任	流域下水に排水する排水基準達成の責任	○	
その他法令上の責任	受託者の業務履行上の直接関係する法令の遵守責任（労働安全衛生法等、消防法等）		○
法令等変更に関する責任	この契約に直接関係する法令等の変更	○	
	上記以外の法令変更		○
税制度変更	受注者に影響を及ぼす税制度変更		○
	広く全般に影響を及ぼす税制度の変更	○	
許認可の遅延	受注者が取得する許認可の遅延に関するもの		○
第三者賠償リスク	契約期間中の受託者の責に起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの※1	△	○
	契約期間中の受託者の責に起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの※2	△	○
	住民訴訟（断水、水質悪化等に伴う訴訟）※3	○	△
住民対応	行政サービスに係る住民苦情・要望に関するもの	○	
	上記に係る一次対応及び上記以外のもの		○
事故・災害	受託予定者の責による事故の発生		○
	上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	○
	損害保険等において免責とならない事由※4	○	○
	損害保険等において免責とされている事由※5	○	△
	施設・設備の劣化等瑕疵による事故※6	○	△
	人身事故	○	○
契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの※7	○	
	受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの	△	○
	上下水道事業による指示書等の内容の不備によるもの	○	
	業務遂行上の不備（運転、保全、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの※8	△	○
	不可抗力（天災等）によるもの	○	
	発注者・受託者の責によらない水質事故によるもの	○	△
財務	委託側の債務不履行（支払遅延、不払等）	○	
	受託側の債務不履行（倒産等）		○
物価変動	契約期間中のインフレ・デフレ	○	
	上記以外の物価変動		○
環境問題	環境基準違反、環境汚染等による事業の制限※9	○	△
事業の中止	発注者側の責めによるもの	○	
	受託者側の責めによるもの		○
計画変更	事業内容の変更	○	
費用増加※10	原水の条件の変動により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用	○	
	想定流入下水量及び水質範囲内の調達費の増大		○
	想定流入下水量及び水質範囲外の調達費の増大	○	
	電力単価、契約電力変更による調達費の増大	○	○
	物価変動による調達費の増大		○
	発注者が指定した調達物の価格変動による調達費の増大	○	
	性能未達など、受注者の責めによる調達費の増大		○
	上記以外による調達費の増大	○	

- 、○の場合：契約業務内の部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は発注者が負う。
- 、△の場合：原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責理由がある場合には、△の側もリスクを負うことがある。
- △、△の場合：一定の基準又は協議によりリスクを両者で分担する。
- 、-の場合：○のリスク負担者が全てのリスクを負う。
- ※1「契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの」：国家賠償法第2条により、上下水道事業における第三者に対しての瑕疵は、発注者が受けるが、受託者に帰責理由があった場合、その不法行為責任については、発注者は受託者に求償する。
- ※2「契約期間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの」：※1に同じ
- ※3「住民訴訟（断水、水質悪化等に伴う訴訟）」：国家賠償法第2条により、上下水道事業における第三者に対しての瑕疵は、発注者が受けるが、受託者に帰責理由があった場合、その不法行為責任については、発注者は受託者に求償する。
- ※4「損害保険等において免責とならない事由」：委託者及び受託者は、双方の責任範囲（業務範囲）において、加入している損害保険等を活用する。
- ※5「損害保険等において免責とされている事由」：※4に同じ
- ※6「施設・設備の劣化等瑕疵による事故」：上下水道施設の所有責任は委託者にあることから、事故が発生した場合の責任は委託者が負うが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、委託者は受託者に求償する。
- ※7「施設・設備の機能・性能不足によるもの」：上下水道施設の所有責任は委託者にあることから、委託者が負う。
- ※8「業務遂行上の不備（運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの」：業務履行上の責任は、受託者にある。委託者は、一部業務委託の場合、委託者として受託者の監視を行わなければならない。
- ※9「環境基準違反、環境汚染等による事業の制限」：国家賠償法第2条により、上下水道事業における第三者に対しての瑕疵は、委託者が受けるが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、委託者は受託者に求償する。
- ※10「費用増加」：原水の水質・量等の条件の変動により、現状の浄水施設の機能・性能で処理能力が不足し、要求水準（仕様）に規定する水質・水量の保証値、目標値を満足できない場合に、施設の改造等若しくは薬品等に係る「費用負担リスク」については、委託者が負う。

リスク分担表（公金等徴収業務関係）

カテゴリ	リスクの種類	リスクの内容	リスク分担	
			委託者	受託者
前提条件	経費リスク	受託者の責による経費の増加		○
		委託者の責による経費の増加	○	
	法令変更リスク	委託者の事業運営に関する法令、許認可等の変更	○	
		受託者の業務履行に係わる法令、許認可等の変更		○
一般事項	業務監視リスク	業務履行計画書による状況の調査、監視及び評価	○	
		委託者が実施する履行状況確認に伴う調査、監視及び評価への協力		○
	業務管理リスク	業務従事者の安全及び健康の確保及び、労働災害の防止業務範囲の統括的な管理		○
		労働災害が発生した場合の必要な措置		○
		業務従事者に対する労務、安全、教育及び訓練		○
		業務計画、年次計画及び月次計画の策定に伴う業務の総合的な管理		○
	受託者及び業務従事者の業務執行リスク	豪雨、台風、地震等による業務の重大な障害に対する連絡、協力体制の整備	○	○
		業務従事者の厳守事項の遵守による使用者等への適切な応対		○
	個人情報漏えいリスク	受託者の故意若しくは過失に起因する使用者等又は第三者の所有物件の破損		○
		事業運営に起因する周辺環境への瑕疵	○	
事務引継ぎリスク	受託者の個人情報の保護に関する義務		○	
	委託者の個人情報の保護に関する実施機関としての責務	○		
緊急時の対応リスク	契約期間の満了または契約が解除された際の、本業務に係る一切の事務の速やかな引継ぎ		○	
	災害及び事故等の緊急事態に対する初動対応に関する指示	○		
業務の実施	賠償リスク	災害及び事故等の緊急事態の際の初動対応に係る費用		○
		賠償リスク	受託者の責により機器の破損及び故障などが発生した際の修理などに係る場合	
	賠償リスク 帳票類の取り扱いリスク	受託者の故意又は過失による棋院による第三者への賠償		○
		帳票類などの紛失、盗難などが発生した場合の委託者への届出及びその修復に伴う処置		○
	現金取扱いリスク 受託者による効率 運営等の提案リスク	現金取り扱い上のトラブル（盗難、紛失、横領）		○
		業務及び効率的な管理や運用に対する方策の提案		○
委託者による効率 運営等の委託業務 見直しリスク	業務及び効率的な管理や運用に対する方策の提案に対する承諾	○		
	法令等の改正その他の理由に伴う委託業務の追加、修正の提案	○		
		委託業務の追加、修正に伴う業務執行体制の見直し等		○

○、○の場合：契約業務内の部分のリスクは受託者が負い、それ以外の部分は発注者が負う。

○、△の場合：原則として○のリスク負担者がリスクを負うが、過失などの帰責理由がある場合には、△の側もリスクを負う可能性がある。

※1「契約期間中の受託者の責めに起因する水質・水量・水圧・給水等の悪化によるもの」：国家賠償法第2条により、上下水道事業における第三者に対しての瑕疵は、発注者が受けるが、受託者に帰責理由があった場合、その不法行為責任については、発注者は受託者に求償する。

※2「契約期間中の受託者の責めに起因する騒音・振動・地盤沈下等によるもの」：※1に同じ

※3「住民訴訟（断水、水質悪化等に伴う訴訟）」：国家賠償法第2条により、上下水道事業における第三者に対しての瑕疵は、発注者が受けるが、受託者に帰責理由があった場合、その不法行為責任については、発注者は受託者に求償する。

※4「損害保険等において免責とならない事由」：委託者及び受託者は、双方の責任範囲（業務範囲）において、加入している損害保険等を活用する。

※5「損害保険等において免責とされている事由」：※4に同じ

※6「施設・設備の劣化等瑕疵による事故」：上下水道施設の所有責任は委託者にあることから、事故が発生した場合の責任は委託者が負うが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、委託者は受託者に求償する。

※7「施設・設備の機能・性能不足によるもの」：上下水道施設の所有責任は委託者にあることから、委託者が負う。

※8「業務遂行上の不備（運転、保全、水質、管理、記録、連絡調整の不備等）によるもの」：業務履行上の責任は、受託者にある。委託者は、一部業務委託の場合、委託者として受託者の監視を行わなければならない。

※9「環境基準違反、環境汚染等による事業の制限」：国家賠償法第2条により、上下水道事業における第三者に対しての瑕疵は、委託者が受けるが、受託者に帰責事由があった場合、その不法行為責任については、委託者は受託者に求償する。

※10「費用増加」：原水の水質・量等の条件の変動により、現状の浄水施設の機能・性能で処理能力が不足し、要求水準（仕様）に規定する水質・水量の保証値、目標値を満足できない場合に、施設の改造等若しくは薬品等に係る「費用負担リスク」については、委託者が負う。

湖南省水道事業 水道施設配置図

● 【水源】

名称	種別	計画水量 (m ³ /日)
東河原水源	深井戸	1300
妙感寺水源	表流水	1500
合計		2800

● 【ポンプ施設】

名称
東寺加压ポンプ
美松加压ポンプ
妙感寺加压ポンプ
雨山区加压ポンプ

■ 【水源】

名称	種別	計画浄水 処理量 (m ³ /日)
東河原浄水場	急速ろ過	1300
妙感寺浄水場	急速ろ過	1500
合計		2800

● 【配水施設】

名称	構造	容量 (m ³)	系列
雨山配水池	RC	616	中区
高架水槽	PC	300	低区
雨山区配水池	SUS	800	高区
雨山低区受水池(配水池)	PC	3000	低区
菩提寺配水池	PC	2830	菩提寺系
正福寺配水池	PC	3800	正福寺系
美松配水池	RC	303.5	美松系
ワンワン山配水池1号	SUS	1400	朝国系
ワンワン山配水池2号	RC	3000	
妙感寺加压配水池1号	PC	400	妙感寺
妙感寺加压配水池2号	PC	400	加压系
妙感寺受水池(配水池)	PC	940	妙感寺系
合計		17789.5	

● 【受水施設】 湖南用水(浄水受水)

名称	構造	容量(m ³)
宮の森受水場	RC	1500
正福寺受水場	RC	1080
合計		2580



主な委託業務の執行時期一覧

項 目	内 容	備 考
調定処理	水道料金：検針翌月の5日頃 下水道使用料：検針翌々月5日頃	
納入通知書発行	水道料金：検針翌月の15日頃 下水道使用料：検針翌々月15日頃	
納入通知書納入期限	水道料金：検針翌月の月末 下水道使用料：検針翌々月の月末	月末が土日の場合は翌月初めの平日。 12月は25日 口座振替期限も同じ
口座データ回収	毎月5日前後	
口座不納処理	口座データ回収後速やかに	
口座データ追加作成	月末口座データ作成までに	
月末口座データ作成	毎月20日前後	定期口座振替処理予定表に基づく
督促状発行	納付期限日の翌25日頃	
督促状納入期限	督促状発行日の2週間後	
催告状発行	7月と12月の第1金曜日	
催告状納入期限	発行月の末日	
給水停止用納入通知書発送	毎月月末	
給水停止用納入通知書納入期限	発行日の14日後	
給水停止予告通知発送	毎月15日前後	
給水停止予告通知書納入期限	発行日の14日後	
給水停止予告通知書交付送達	予告通知書発送の7日後	簡易書留が返送された対象者のみ
給水停止執行	原則第2火曜日と第3火曜日	
給水停止後訪問	執行日の7日程度経過までに	無断再接続の有無について確認
給水停止執行（メーター撤去）	執行日の属する月の末までに	

点検基準書(水道施設)

小分類	日常巡視・点検			定期点検			精密点検			臨時点検			測定・交換		
	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位
受変電設備			※該当項目なし	1	1ヶ月	・盤内の目視確認。			※該当項目なし			※該当項目なし			
		1	1日	・電流値、電圧値、力率、電力値を確認する。	1	1ヶ月	・盤内の目視確認。			※該当項目なし			※該当項目なし		
			※該当項目なし	1	1ヶ月	・盤内の目視確認。			※該当項目なし			※該当項目なし			
		1	1日	・電流値、電圧値、力率、電力値を確認する。	1	6ヶ月	・盤内の清掃。			※該当項目なし	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)		

点検基準書(水道施設)

配電電設備	配電盤			※該当項目なし	1	6ヶ月	・盤内の目視確認。			※該当項目なし	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)			
	分電盤			※該当項目なし	1	6ヶ月	・絶縁抵抗測定、盤内の清掃。			※該当項目なし	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)			
自家用発電設備	発電機・制御装置	1	1日	・故障表示の有無。	1	14日	・保守運転確認(朝国、菩提寺受水場)			※該当項目なし			※該当項目なし	1	適時	・交換、補充(必要箇所・部位) 例： 冷却水、バッテリー液など
	燃料タンク	1	1日	・タンクの漏れ、タンク残量を確認する。			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし

点検基準書(水道施設)

直流電源装置	蓄電池			※該当項目なし	1	2ヶ月	・目視確認			※該当項目なし				
	C V C F 盤			※該当項目なし	1	2ヶ月	・目視確認			※該当項目なし				
	直流電源盤			※該当項目なし	1	2ヶ月	・目視確認、必要に応じて バッテリー液の補充。			※該当項目なし	1	適時	補充 例： バッテリー液	
					2	1年	・バッテリーの電圧。				2	5年	交換 例：	
小型無停電電源装置		1	1日	・故障表示の有無。	1	2ヶ月	・目視確認			※該当項目なし				

点検基準書(水道施設)

監視制御装置	中央監視装置	1	1日	・異音、温度上昇、警報信号、状態を確認する。		※該当項目なし		※該当項目なし		※該当項目なし			
	入出力装置			※該当項目なし		※該当項目なし		※該当項目なし		※該当項目なし			
	テレメータ等	1	1日	・通信状態の確認。		※該当項目なし		※該当項目なし	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)		
計装設備	水位計		1日	・指示値の確認		※該当項目なし	1	不定期	・定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	

点検基準書(水道施設)

計装設備	P H 計	1	1日	・測定水量及び動作確認、測定値のクロスチェック。	1	1ヶ月	・測定部の分解清掃、標準液 (Ph4.01、6.86の2点校正) により校正。	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	適時	・補充 (必要箇所、部位) 例： 内部液 (kc1)
	残 留 塩 素 計	1	1日	・測定水量及び動作確認、測定値のクロスチェック。(誤差がある場合は校正する)	1	1ヶ月	・測定部の分解清掃、機器の校正。	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	適時	・補充 (必要箇所、部位) 例： セラミックビーズ
	濁 度 計	1	1日	・測定水量及び動作確認、測定値のクロスチェック (東河原浄水濁度計のみ)	1	1ヶ月	・光源ランプの電圧チェック、機器の校正。(妙感寺取水濁度計及び東河原浄水濁度計)	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	適時	・交換 例： 光源ランプ、ゼロフィルター、ホース類
	水 (質 モ ニ タ リ 浄 水 色 濁 度 装 置	1	1日	・測定水量及び動作確認、測定値のクロスチェック (誤差がある場合は校正する)	1	3ヶ月	・脱胞槽の清掃。(機器の定期点検は別業務)	1	不定期	・日常点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	適時	・交換 例： ゼロフィルター、ホース類

点検基準書(水道施設)

取水設備	取水ポンプ	1	1日	・電流値、取水井水位、取水量、水質の確認	1	1ヶ月	・電流値、取水井水位、取水量、水質の確認。	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	1日	・毎日検査 検査項目： pH、水温など	2	1ヶ月	・定期水質検査 検査項目： 水質検査計画による。
		ポンプ	1	1日	・圧力値確認(吸込圧、吐出圧)、グランド部の状況確認、本体の異音や振動などの確認。 ・吸込み式のポンプのみ停止時にエア抜きを行なう。(正福寺受水場および美松加圧ポンプ場) ※運転中の機器のみ点検する。	1	1ヶ月	・圧力値確認(吸込圧、吐出圧)、グランド部の状況確認、本体の異音や振動などの確認。 ・補機類の動作確認(満水検知器) ※停止中の機器も動かして点検する。 ・振動測定	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	適時	・補給、給脂	2	1年
ポンプ設備	電動機	1	1日	・電流値、本体の異音や振動などの確認。 ※運転中の機器のみ点検する。	1	1ヶ月	・電流値、本体の異音や振動などの確認。 ※停止中の機器も動かして点検する。	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	適時	・補給、給脂 (必要箇所、部位) 例： 軸受	2	6ヶ月	・絶縁抵抗測定
		電動弁	1	1日	・電流値、グランド部の状態、本体の異音や振動などの確認。 ※運転中の機器のみ点検する。	1	1ヶ月	・電流値、グランド部の状態、本体の異音や振動などの確認。 ・絶縁抵抗測定	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	適時	・給脂 (必要箇所、部位) 例： スピンドル	2	6ヶ月

点検基準書(水道施設)

着水井・フロック形成池	曝気ブロウ	1	1日	・電流値、圧力値の確認 ※運転中の機器のみ	1	1ヶ月 2 適時 6ヶ月	・電流値、圧力値の確認。 ・エアフィルターの清掃。 ・曝気槽内散気管の清掃。 ※運転中の機器のみ ・絶縁抵抗測定	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	適時	・交換 例： エアフィルター
	フロッキュレータ	1	1日	・電動機の異音、振動の確認	1	1ヶ月 2 6ヶ月	・電動機の異音、振動の確認および潤滑油量の確認。 ・絶縁抵抗測定	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	1年	・潤滑油交換(必要箇所、部位) 例： 減速機
沈澱池設備	傾斜板	1	1日	外観確認(フロックの付着状況) ※運転中につき、目視できる範囲に限る	1	1年	外観確認(フロックの付着状況、傾斜版の破損など) ※沈澱池の水を抜き全体の確認をする。			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし
	弁類(排泥弁等)			※該当項目なし	1	1年	・動作確認	1	不定期	・定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)			※該当項目なし

点検基準書(下水道施設)

小分類	日常巡視・点検			定期点検			精密点検			臨時点検			測定・交換		
	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位	No.	周期	点検箇所・部位
受変電設備	1	1週	・異音、温度上昇、警報信号、状態を確認する。			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし			
	1	1週	・電流値、電圧値、力率、電力値などを確認する。			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし			
	1	1週	・電流値、盤内温度上昇を確認する。			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし			
	1	1週	・電流値、電圧値、力率、電力値などを確認する。	1	1年	・盤の清掃。			※該当項目なし	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)			

点検基準書(下水道施設)

配電電設備	配電盤			※該当項目なし	1	1年	・盤の清掃。			※該当項目なし	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)			
	分電盤			※該当項目なし	1	1年	・盤の清掃。			※該当項目なし	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)			
自家用発電設備	発電機・制御装置	1	1週	・故障表示の有無。	1	1ヶ月	・試験運転を行い、計器類の確認および排気の状態をチェックする。			※該当項目なし			※該当項目なし	1	適時	・交換、補充 (必要箇所・部位) 例： 冷却水、バッテリー液など
	燃料タンク	1	1週	・タンクの漏れ、タンク残量および防油堤の状況を確認する。			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし

点検基準書(下水道施設)

直流電源装置	蓄電池	1	1週	・目視確認	1	1年	・目視確認			※該当項目なし			※該当項目なし		
	C V C F 盤	1	1週	・目視確認			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし		
	直流電源盤	1	1週	・直流電圧値、整流器出力電流値、蓄電池電流等を確認する。	1	1年	・バッテリーの電圧確認。			※該当項目なし			※該当項目なし		
	小型無停電電源装置	1	1週	・故障表示の有無。			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし		

点検基準書(下水道施設)

設備	水位計	1	1週	・指示値の確認			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし			
	ゲート		1週	・ゲート開度の確認	1	1ヶ月	・動作確認	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	1年	・グリスアップ 例： スピンドル
						2	1年	・動作確認、グリスアップ。								
	沈砂設備	ダツシユエクス	1	1日	タンクの漏れ、タンク残量および防油堤の状況を確認する。	1	1年	注入配管の清掃。	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)		
2			1週	・動作確認、配管内のエア抜き、注入量の実測。												
	除塵機・破碎機	1	1週	・電流値、本体の詰まり、異音や振動などの確認。 ※運転中の機器のみ点検する。	1	1ヶ月	・電流値、本体の詰まり、異音や振動などの確認。 ※停止中の機器も動かして点検する。	1	不定期	・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)	1	適時 2 1年	・補給、給脂 ・交換 (必要箇所、部位)

点検基準書(下水道施設)

脱臭設備	脱臭ファン・脱臭塔	1	1週	<ul style="list-style-type: none"> ・電流値、本体の異音や振動などの確認。 <p>※運転中の機器のみ点検する。</p>	1	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・電流値、本体の詰まり、異音や振動などの確認。 <p>※停止中の機器も動かして点検する。</p>	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	適時	<ul style="list-style-type: none"> ・交換 <p>例： Vベルト</p>
	ポンプ設備	汚水ポンプ	1	1週	<ul style="list-style-type: none"> ・圧力値確認(吸込圧、吐出圧)、メカニカルシール部の状況確認、本体の異音や振動などの確認。 <p>※運転中の機器のみ点検する。</p>	1	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・圧力値確認(吸込圧、吐出圧)、メカニカルシール部の状況確認、本体の異音や振動などの確認。 <ul style="list-style-type: none"> ・安全装置の動作確認(圧カスイッチ) <p>※停止中の機器も動かして点検する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動測定 	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	1年 2 1年
電動機		1	1週	<ul style="list-style-type: none"> ・電流値、本体の異音や振動などの確認。 <p>※運転中の機器のみ点検する。</p>	1	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・電流値、本体の異音や振動などの確認。 <p>※停止中の機器も動かして点検する。</p>	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	適時	<ul style="list-style-type: none"> ・補給、給脂(必要箇所、部位) <p>例： 軸受</p>
(汚水中ポンプ)		1	1週	<ul style="list-style-type: none"> ・電流値の確認および動作確認 	1	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・電流値、動作確認。 			※該当項目なし			※該当項目なし			

点検基準書(下水道施設)

封水装置	1	1週	<ul style="list-style-type: none"> ・封水槽ボールタップの止水状況。 ・電流値の確認。 <p>※運転中の機器のみ点検する。</p>	1	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・封水槽ボールタップの止水状況。 ・電流値の確認。 <p>※停止中の機器も動かして点検する。</p>	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	適時	<ul style="list-style-type: none"> ・交換 <p>例： ボールタップ</p>	
	床排水ポンプ	1	1週	<ul style="list-style-type: none"> ・排水ピットの水位確認 ・ポンプの運転状況の確認。 <p>※運転中の機器のみ点検する。</p>	1	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・排水ピットの水位確認 ・電流値、本体の詰まり、異音や振動などの確認。 <p>※停止中の機器も動かして点検する。</p>	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	適時	<ul style="list-style-type: none"> ・交換 <p>例： 排水ポンプ</p>
給排気設備		給排気・換気ファン	1	1週	<ul style="list-style-type: none"> ・電流値、本体の異音や振動などの確認。 <p>※運転中の機器のみ点検する。</p>	1	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・電流値、本体の詰まり、異音や振動などの確認。 <p>※停止中の機器も動かして点検する。</p>	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・日常点検や定期点検等の結果、異常が見られた場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	不定期	<ul style="list-style-type: none"> ・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位) 	1	適時
	遠方監視設備		テレメータ等	1	1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> ・通信状態の確認。 			※該当項目なし			※該当項目なし			※該当項目なし	

点検基準書(下水道施設)

	マ ン ホ ー ユ ニ ツ ポ ン プ			※該当項目なし	1	1年	ユニット内部目視確認。			※該当項目なし	1	不定期	・事故または天災地変などの場合、必要に応じて行う。(必要箇所、部位)			

日常管理日誌

妙感寺浄水場(1/2)

令和 年 月 日～令和 年 月 日				日付								
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
				担当者								
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果							
取水施設	取水口	取水状況	—	—								
		取水口の清掃	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	分水槽	オーバーフロー	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:	
沈 澱 池 設 備	着水井	原水流入量	m ³ /h	片マヌ25～40 両マヌ55～70								
		濁度計	濁度	度	0.0～15.0							
			清掃	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			運転表示	—	—							
	サンプリング ポンプ	脱泡槽	清掃	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
		運転状況	運転状況	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
	配管内ドレン		—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	制御盤	コス位置確認		—	中央	現自 手動・中央	現自 手動・中央	現自 手動・中央	現自 手動・中央	現自 手動・中央	現自 手動・中央	現自 手動・中央
		排水弁	開度	%	0～100							
		流出弁	開度	%	0～100							
	リセット		—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	生物 センサー	ヒーター 運転盤	自動運転確認	—	設定温度±5℃							
			設定温度	℃	15.0～25.0							
		ろ過機	ろ過材の状態	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
			逆洗洗浄	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	メダカ 水槽	メダカの状態	—	20匹以上								
		水槽の清掃	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	混和池		ブラッシュミキサー運転状況	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
	前次亜 注入設備	次亜塩 注入 ポンプ	注入機運転状態	—	—							
			注入量実測	ml/min	0.0～10.0							
ストローク			—	—								
貯留槽	タンク残量	L	5～20	→	→	→	→	→	→	→		
中次亜 注入設備	次亜塩 注入 ポンプ	注入機運転状態	—	—								
		注入量実測	ml/min	0.0～10.0								
		ストロークレート	—	—								
	貯留槽	タンク残量	L	5～50	→	→	→	→	→	→	→	
補給用次亜塩残缶		缶	1缶以上									
PAC 注入設備	PAC 注入機	コス位置確認	—	自動	自 1・2	自 1・2	自 1・2	自 1・2	自 1・2	自 1・2	自 1・2	
		PAC注入機運転号機	—	—	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	
		PAC注入状態	—	—								
		ストロークレート	—	—	/	/	/	/	/	/	/	
	定液位槽	フロート動作確認	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	貯留槽	PACタンク残量	m ³	0.40～3.30								
PAC 注入 設定器		モニター注入率	—	0～50								
		注入量実測	ml/min	0.0～50.0								
出力		%	0～100									
沈澱池	ブロック形成状況		—	—								
	斜流板の状況		—	—								
	流出水の水質状況		—	底部が見える								
施錠の確認		門扉・建屋	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:	

妙感寺浄水場(2/2)

				日付								
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果							
浄 水 池 設 備	ろ過機本体	No.1ろ過機圧力	MPa	0.020~0.040								
		No.2ろ過機圧力	MPa	0.020~0.040								
		ろ過機外観	—	—								
		排水口の状態	—	—								
	逆洗排水池	排水池水位	—	—								
		排水分離液の状態	—	4.1~4.6								
		自動運転の確認	—	—								
	計装盤	浄水池水位	m	0.3~2.0								
	急ろ洗浄盤	洗浄操作盤	洗浄選択	—	自動	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自
			号機選択	—	—	交互 1号・2号	交互 1号・2号	交互 1号・2号	交互 1号・2号	交互 1号・2号	交互 1号・2号	交互 1号・2号
	次回洗浄機		—	—	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	
真空弁 ポンプ	真空弁 ポンプ	自動・手動確認	—	自動	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	
		外観の確認	—	—								
水質検査室	給水ポンプ	動作状態	—	—								
		残塩計	動作状態	—	—							
	pH計	ビーズの状態	—	—								
		動作状態	—	—								
	モニタリング 装置	KCL溶液残量	—	1/3以上								
		浄水濁度	度	0.000~0.100								
表示灯確認		—	work点灯	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
施錠の確認	門扉・建屋	動作状況	—	—								
		門扉・建屋	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:	

シンボル	✓・・・正常	△・・・停止	×・・・故障	—・・・読み取り不能	OH・・・分解中
------	--------	--------	--------	------------	----------

備考欄

日常管理日誌

東河原浄水場(1/2)

令和 年 月 日～令和 年 月 日				日付								
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
				担当者								
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果							
屋 外	高压受電盤	電圧値	V	6500～6800								
		電力量	kW	10～100								
		周波数	Hz	58～62								
		力率	—	LE0.50～LA0.90	LE LA	LE LA	LE LA	LE LA	LE LA	LE LA	LE LA	LE LA
		電流値	A	3.0～10.0								
	変圧器盤	照明	電圧値	V	100～220							
			電流値	A	—							
		動力	電圧値	V	100～220							
			電流値	A	—							
	外観・異常の確認			—	—							
	急 速 ろ 過 機	No.1除鉄	ろ過水量	m ³ /h	20～52							
			ろ過差圧	MPa	0.1以下							
		No.2除鉄	ろ過水量	m ³ /h	20～52							
			ろ過差圧	MPa	0.1以下							
		No.1除マンガン	ろ過水量	m ³ /h	20～52							
ろ過差圧			MPa	0.1以下								
No.2除マンガン		ろ過水量	m ³ /h	20～52								
		ろ過差圧	MPa	0.1以下								
外観・漏水の確認			—	—								
電 気 室	計装盤	浄水池水位	m	2.8～3.3								
		送水流量	m ³	取水合計—5m ³ 程								
		取水合計流量	—	—								
	取水ポンプ	1号取水	1号取水量	m ³ /h	25～50							
			3号取水量	—	7～16.8							
		1号取水	1号取水水位	m	—							
			3号取水水位	m	—							
	送水ポンプ	周波数設定値	Hz	—								
		電流値	A	—								
	取水ポンプ盤	1号取水ポンプ電圧値	V	200～220								
		電流値	A	40～48								
	除鉄盤	コス位置確認	—	—	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	
		運転表示確認	—	—								
	除マンガン盤	コス位置確認	—	—	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	手・半自・自	
		運転表示確認	—	—								
		1号除マンガン電圧値	V	200～220								
	送水ポンプ盤	2号除マンガン電圧値	V	200～220								
		運転号機	—	—	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	
	送水ポンプ	電流値	A	—								
		吐出圧力	MPa	0.2～0.6								
ポン プ 室	濁度計	動作・漏水確認	—	—								
		浄水濁度	度	0.1度以下								
	残塩計	測定槽清掃	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
		動作状態	—	—								
		ビーズ状態確認	—	—								

東河原浄水場(2/2)

				日付								
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果							
沈 殿 池 設 備	沈殿池設備制御盤	電圧値	V	200~220								
		コス位置確認	—	—	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	
		運転号機	—	—	1・2・3	1・2・3	1・2・3	1・2・3	1・2・3	1・2・3	1・2・3	
		移送ポンプ1台目 電流値	A	15~21								
		移送ポンプ2台目 電流値	A	16~21								
	着水井	1号ポンプ	取水状況(水量・色等)	—	—							
	混和池	PAC注入量実測	ml/min	変更時								
		PAC注入状況	—	—								
		フラッシュミキサ運転状況	—	—								
		フロクキュレータ運転状況	—	—								
沈殿池	フロク形成状況	—	—									
	斜流板の状況	—	—									
	流出水の水質状況	—	底部が見える									
薬 注 室	PAC注入設備室	コス位置確認	—	—	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	
		運転号機	—	—	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	
		ストローク	—	—								
		薬品注入状況	—	—								
		小出し槽残量	L	200~500								
		タンク残缶	缶	—								
	次亜塩注入設備室	注入ポンプ	コス位置確認	—	—	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手
			運転号機	—	—	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2
			注入率	%	—							
			薬品注入状況	—	—							
			エア抜き	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
			小出し槽残量	L	200~500							
		タンク残缶	缶	—								
		次亜塩貯蔵タンク	貯蔵タンク残量	m ³	0.0~4.5							
室内温度	漏液の有無	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無		
	室内温度	℃	最高温度									
		℃	最低温度									
℃		現在温度										
各操作盤	運転モード	—	—									
	故障表示の確認	—	—									
	外観・異音の確認	—	—									
施錠の確認	門扉・建屋	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否		
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:		

シンボル ✓・・・正常 △・・・停止 ×・・・故障 —・・・読み取り不能 OH・・・分解中

備考欄

日常管理日誌

宮の森受水場(1/2)

令和 年 月 日～令和 年 月 日				日付								
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
				担当者								
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果							
電 気 室	変電設備	電灯	電圧値	V	95～110							
			電流値	A	<10							
		動力	電圧値	V	200～220							
			電流値	A	120							
	計装盤	配水池 水位	雨山低区	m	3.0～4.5							
			雨山中区	m	3.0～4.8							
			受水池水位	m	4.0～5.9							
			高架タンク水位	m	0.8～2.8							
	東寺加圧ポンプ		運転号機	—	—	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2
	送水ポンプ 制御盤	中区用 送水ポン プ	コス位置確認	—	自動	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手
			コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
			運転号機	—	—	1・2・3	1・2・3	1・2・3	1・2・3	1・2・3	1・2・3	1・2・3
			電流値	A	110～130	/	/	/	/	/	/	/
		低区用 送水ポン プ	コス位置確認	—	自動	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手
			コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
			運転号機	—	—	2・3	2・3	2・3	2・3	2・3	2・3	2・3
			電流値	A	24～30							
	各制御盤		外観・異音の確認	—	—							
			故障表示の確認	—	—							
			リセットの確認	—	—							
ポ ン プ 室	No.1中区送水ポンプ	吸込圧力	MPa	0.00～0.06								
		吐出圧力	MPa	0.6～1.0								
		異音・振動の確認	—	—								
		封水状況	—	—								
	No.2中区送水ポンプ	吸込圧力	MPa	0.00～0.06								
		吐出圧力	kgf/cm ²	7.0～8.0								
		異音・振動の確認	—	—								
		封水状況	—	—								
	No.3中区送水ポンプ	吸込圧力	MPa	0.00～0.06								
		吐出圧力	MPa	0.7～0.8								
		異音・振動の確認	—	—								
		封水状況	—	—								

備考欄

宮の森受水場(2/2)

				日付							
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果						
	No.2低区送水ポンプ	吸込圧力	mAq	10以下							
		吐出圧力	mAq	10~17							
		異音・振動の確認	—	—							
		封水状況	—	—							
	No.3低区送水ポンプ	吸込圧力	MPa	0.1以下							
		吐出圧力	MPa	0.10~0.20							
		異音・振動の確認	—	—							
		封水状況	—	—							
自家発電室	自家発電設備	運転モード	—	試験	自・試	自・試	自・試	自・試	自・試	自・試	自・試
		ランプの点灯	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
		燃料タンクの残量	L	—							
		運転時間	Hr	—							
屋外	中区流量計	ピット内排水	—	火曜日に実施		有・無					
		ピット内確認	—	火曜日に実施		有・無					
施錠の確認		門扉・建屋	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:

シンボル	✓・・・正常	△・・・停止	×・・・故障	—・・・読み取り不能	OH・・・分解中
------	--------	--------	--------	------------	----------

備考欄

日常管理日誌

正福寺受水場(1/2)

令和 年 月 日～令和 年 月 日				日付							
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
				担当者							
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果						
ポンプ室	No.1送水ポンプ	コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		電流値	A	65～74							
		吸込圧力	MPa	-0.04～-0.06							
		吐出圧力	MPa	0.6～0.8							
		異音・振動	—	—							
		封水状況	—	—							
		エア抜き	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	No.2送水ポンプ	コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		電流値	A	65～74							
		吸込圧力	MPa	-0.04～-0.06							
		吐出圧力	MPa	0.6～0.8							
		異音・振動	—	—							
		封水状況	—	—							
		エア抜き	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	No.3送水ポンプ	コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		電流値	A	65～74							
		吸込圧力	MPa	-0.04～-0.06							
		吐出圧力	MPa	0.6～0.8							
		異音・振動	—	—							
		封水状況	—	—							
		エア抜き	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	No.4送水ポンプ	コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		電流値	A	65～74							
		吸込圧力	MPa	-0.04～-0.06							
		吐出圧力	MPa	0.6～0.8							
		異音・振動	—	—							
		封水状況	—	—							
		エア抜き	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
No.5送水ポンプ	コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	
	電流値	A	65～74								
	吸込圧力	MPa	-0.04～-0.06								
	吐出圧力	MPa	0.6～0.8								
	異音・振動	—	—								
	封水状況	—	—								
	エア抜き	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
水位計	受水槽水位	m	2.20～2.60								
残留塩素計	残塩濃度表示値	ppm	0.20～0.70								
	残塩濃度実測値	ppm	※1								
	動作確認	—	—								

備考欄

※1毎週木曜日実測確認 表示値との誤差が±0.05で校正

正福寺受水場(2/2)

				日付							
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果						
電気室	高压引込盤	外観・異音の確認	—	—							
	主幹補機盤	440V動力電圧値	V	420~450							
		電流値	A	—							
		220V動力電圧値	V	195~220							
		電流値	A	—							
		電灯電圧値	V	195~220/95~110	/	/	/	/	/	/	/
		電流値	A	—							
	外観・異音の確認	—	—								
	屋内自立盤	受電電圧	V	195~220							
		単相電圧	V	95~110							
受電電流		A	3~10								
単相電流		A	7~18								
外観・異音の確認		—	—								
自家発電室	高压受電盤	電圧値	V	6500~6800							
		電力量	kWh	40~480							
		周波数	Hz	58~62							
		電流値	A	<20							
		力率	—	LE0.50~LA0.90	LE LA	LE LA	LE LA	LE LA	LE LA	LE LA	
	外観・異音の確認	—	—								
自家発電設備	コス位置確認	—	自動	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	
	ランプの点灯	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	
	油量の確認	L	500~1950								
	運転時間	Hr	—								
施錠の確認		門扉・建屋	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点検時刻					:	:	:	:	:	:	

シンボル ✓…正常 △…停止 ×…故障 —…読み取り不能 OH…分解中

備考欄

日常管理日誌

加圧ポンプ場(1/3)

令和 年 月 日～令和 年 月 日				日付							
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
				担当者							
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果						
妙 感 寺	計装テレメータ盤	1号加圧受水槽水位	m	1.5～3.0							
		1号配水池水位	m	4.0～4.8							
		コス位置	—	1号	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2
		外観・異音の確認	—	—							
	加圧ポンプ制御盤	故障表示確認	—	—							
		リセット	—	—							
		外観・異音の確認	—	—							
	受水弁	コス位置	—	—	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		電流値	A	0.4～0.7							
		受水弁開度	%	30							
	送水ポンプコス位置			—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
	No.1送水ポンプ	電流値	A	90～100							
		吐出圧力	MPa	0.8～1.2							
		異音・振動の確認	—	—							
		封水状況	—	—							
	No.2送水ポンプ	電流値	A	90～100							
		吐出圧力	MPa	0.8～1.2							
		異音・振動の確認	—	—							
		封水状況	—	—							
	残留塩素計	残塩濃度表示値	ppm	0.20～0.70							
残塩濃度実測値		ppm	※1								
水温		℃	—								
動作状態		—	—								
施錠の確認		門扉・建屋・点検口	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:
日 枝	ポンプユニット	運転号機	—	—	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2
		異音・振動の確認	—	—							
		ポンプ圧力	m	34～40							
施錠の確認		門扉・建屋	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:

シンボル	✓・・・正常	△・・・停止	×・・・故障	—・・・読み取り不能	OH・・・分解中
------	--------	--------	--------	------------	----------

備考欄
※1 毎週木曜日実測確認 表示値との誤差が±5で校正 奇数日点検 : 日枝加圧ポンプ場

加圧ポンプ場(2/3)

				日付								
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果							
美松	動力盤	コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	
		受電電圧	V	195~220								
		外観・異音の確認	—	—								
	計装盤	受水槽水位	m	0.9~2.3								
		配水池水位	m	4.1~4.6								
		外観・異音の確認	—	—								
	送水ポンプコス位置		—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	
			—	手動	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	
	No.1送水ポンプ	電流値	A	38~44								
		吸込圧力	MPa	—								
		吐出圧力	MPa	—								
		異音・振動の確認	—	—								
		封水状況	—	—								
		エア抜き	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	No.2送水ポンプ	電流値	A	38~44								
		吸込圧力	MPa	—								
		吐出圧力	MPa	—								
		異音・振動の確認	—	—								
		封水状況	—	—								
		エア抜き	—	—	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
	残留塩素計	残塩濃度表示値	ppm	0.20~0.70								
		残塩濃度実測値	ppm	※2								
		水温	℃	—								
動作状態		—	—									
施錠の確認	門扉・建屋・点検口	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否		
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:		
美松	ポンプユニット	運転号機	—	—	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2	1・2		
		異音・振動の確認	—	—								
		ポンプ圧力	m	17~25								
計装盤	配水池水位	m	4.1~4.6									
施錠の確認	門扉・建屋	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否			
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:		

シンボル	✓・・・正常	△・・・停止	×・・・故障	—・・・読み取り不能	OH・・・分解中
------	--------	--------	--------	------------	----------

備考欄
※1 受水弁開及び残塩メータL0で運転
※2 毎週木曜日実測確認 表示値との誤差が±0.05で校正

日常管理日誌

加圧ポンプ場(3/3)

				日付								
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
令和 年 月 日～令和 年 月 日				担当者								
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果							
雨山 高区 送水 ポンプ 所	高区送水ポンプ盤	コス位置確認	-	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	
		コス位置確認	-	手動	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	自・手	
		受電電圧	V	200～220								
		外観・異音の確認	-	-								
	加圧ポンプ制御盤	低区配水池内水位	m	3.0～4.5								
		低区配水池外水位	m	3.0～4.5								
		高区配水池水位	m	3.7～4.2								
		高区配水池流量	m ³	-								
		外観・異音の確認	-	-								
	No.1送水ポンプ	電流値	A	80～116								
		吸込圧力値	MPa	0.00～0.25								
		吐出圧力値	MPa	0.70～0.80								
		異音・振動の確認	-	-								
		封水状況	-	-								
	No.2送水ポンプ	電流値	A	80～116								
		吸込圧力値	MPa	0.00～0.25								
		吐出圧力値	MPa	0.70～0.80								
		異音・振動の確認	-	-								
		封水状況	-	-								
	残留塩素計	残塩濃度表示値	ppm	0.20～0.70								
残塩濃度実測値		ppm	※1									
水温		℃	-									
動作状態		-	-									
施錠の確認	門扉・建屋・点検口	-	-	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否		
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:		
東 寺	ポンプユニット	異音・振動の確認	-	-								
		ポンプ圧力	m	40～50								
施錠の確認	門扉・建屋	-	-	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否		
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:		
シンボル	✓・・・正常 △・・・停止 ×・・・故障 ー・・・読み取り不能 OH・・・分解中											
備考欄	※2毎週木曜日実測確認 表示値との誤差が±0.05で校正											

日常管理日誌

配水池(1/2)

令和 年 月 日～令和 年 月 日				日付								
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
高雨区山	高区配水池盤	高区配水池水位	m	3.7～4.2								
		外観の確認	-	-								
施錠の確認		門扉・建屋・点検口	-	-	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:	:
中雨区山	配水池	外観の確認	-	-								
	施錠の確認	門扉・建屋・点検口	-	-	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:	:
雨山低区	配水池	外観の確認	-	-								
	制御盤	配水池水位(内)	m	3.0～4.5								
		配水池水位(外)	m	3.0～4.5								
		中区配水池水位	m	2.8～4.5								
		故障表示の確認	-	-								
緊急遮断弁	故障表示の確認	-	-									
施錠の確認		門扉・建屋・点検口	-	-	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:	:
菩提寺	配水池	外観・排水口の確認	-	-								
	配水池現場盤	配水池水位(内)	m	4.0～6.6								
		配水池水位(外)	m	4.0～6.6								
		外観・異音の確認	-	-								
施錠の確認		門扉・建屋・点検口	-	-	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:	:

シンボル	✓・・・正常	△・・・停止	×・・・故障	—・・・読み取り不能	OH・・・分解中
------	--------	--------	--------	------------	----------

備考欄	<p>奇数日点検 : 菩提寺配水池</p> <p>偶数日点検 : 雨山低区・中区・高区配水池</p>
-----	--

日常管理日誌

配水池(2/2)

令和 年 月 日～令和 年 月 日				日付							
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
				担当者							
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果						
正福寺	配水池	外観・排水口の確認	—	—							
	配水池盤	配水池水位	m	3.5～5.9							
		外観・異音の確認	—	—							
施錠の確認		門扉・建屋・点検口	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:
妙感寺	配水池	外観・排水口の確認	—	—							
	配水池計装盤	配水池水位	m	1.5～4.8							
		流入弁コス位置	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		流出弁コス位置	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		外観・異音の確認	—	—							
施錠の確認		門扉・建屋・点検口	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:
妙感寺加圧	配水池	外観・排水口の確認	—	—							
	配水池盤	1号配水池水位	m	4.0～4.84							
		2号配水池水位	m	4.0～4.84							
		外観・異音の確認	—	—							
施錠の確認		門扉・建屋・点検口	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:
ワンワン山1号	配水池	外観・排水口の確認	—	—							
	計装盤	配水池水位	m	7.0～9.5							
	電動弁盤	流入弁コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		流出弁コス位置確認	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		外観・異音の確認	—	—							
施錠の確認		門扉・建屋・点検口	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:
ワンワン山2号	配水池	外観・排水口の確認	—	—							
	計装盤	配水池水位	m	3.8～6.0							
		外観・異音の確認	—	—							
	緊急遮断弁	コス位置	—	中央	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現	中・現
		外観・異音の確認	—	—							
施錠の確認		門扉・建屋・点検口	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:	:
美松	配水池	外観・排水口の確認	—	—							
	施錠の確認	門扉・建屋・点検口	—	—	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否	良・否
	点 検 時 刻					:	:	:	:	:	:

シンボル ✓・・・正常 △・・・停止 ×・・・故障 —・・・読み取り不能 OH・・・分解中

備考欄

偶数日点検 : 正福寺・妙感寺配水池・美松配水池

奇数日点検 : 妙感寺加圧・ワンワン山1号・ワンワン山2号配水池

日常管理日誌

水質検査結果(1/5)

令和 年 月 日～令和 年 月 日				日付									
				曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日		
測定箇所	測定場所		点検・巡視項目	単位	基準値	点検・巡視結果							
妙 感 寺 浄 水 場	取水口		pH	—	5.8～8.6								
			水温	℃	30℃以下								
			マンガン	mg/l	0.07以下								
			判定	—	※								
			測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:	:	
	生物センサー		pH	—	5.8～8.6								
			水温	℃	30℃以下								
			判定	—	※								
			測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:	:	
	沈 澱 池		入口	残塩濃度	mg/l	0.15以下							
			出口		0.10以下								
			出口		pH	—	5.8～8.6						
					水温	℃	30℃以下						
					マンガン	mg/l	0.05以下						
			田側		色度	—	2度以下						
					濁度	—	0.5度以下						
			道側		色度	—	2度以下						
					濁度	—	0.5度以下						
					判定	—	※						
			測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:		
	浄水池		残塩濃度実測値	mg/l	0.4～1.0								
			残塩濃度モニター値	mg/l	0.4～1.0								
			pH実測値	—	5.8～8.6								
			pHモニター値	—	5.8～8.6								
			水温	℃	30℃以下								
			マンガン	mg/l	0.01以下								
			色度	—	1度以下								
			濁度	—	0.08度以下								
判定			—	※									
測定時間			—	—	:	:	:	:	:	:			

シンボル	✓・・・異常無し
判定	※色・濁り・味・臭気の問題がなく、基準値を満たしていれば、✓印を記入。

日常管理日誌

水質検査結果(2/5)

令和 年 月 日～令和 年 月 日					日付									
					曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日		
					担当者									
測定箇所	測定場所	点検・巡視項目	単位	基準値	点検・巡視結果									
給 水 点	妙感寺系	小平端ドレン	残塩濃度	mg/l	0.1以上									
			pH	—	5.8～8.6									
			水温	℃	—									
			判定	4.1～4.6	※									
			測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:	:	:	:
	妙感寺加圧系	三雲学童保育	残塩濃度	mg/l	0.1以上									
			pH	—	5.8～8.6									
			水温	℃	—									
			判定	—	※									
			測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		加圧ポンプ場(管末)	残塩濃度	mg/l	0.1以上									
			pH	—	5.8～8.6									
			水温	℃	—									
			判定	—	※									
			測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:	:	:	:
		堂の上ドレン	残塩濃度	mg/l	0.1以上									
			pH	—	5.8～8.6									
			水温	℃	—									
			判定	—	※									
			測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:	:	:	:
美松系	赤松自治会館(偶数日)	残塩濃度	mg/l	0.1以上										
		pH	—	5.8～8.6										
		水温	℃	—										
		判定	—	※										
		測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
	加圧ポンプ場(管末)(奇数日)	残塩濃度	mg/l	0.1以上										
		pH	—	5.8～8.6										
		水温	℃	—										
		判定	—	※										
		測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:	:	:	:	
シンボル	✓・・・異常無し													
判定	※色・濁り・味・臭気の問題がなく、基準値を満たしていれば、✓印を記入。													
備考欄														

水質検査結果(3/5)

測定箇所	測定場所	点検・巡視項目	単位	基準値	日付							
					曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
給 水 点	朝 国 系	桐山自治会館	残塩濃度	mg/l	0.1以上							
			pH	-	5.8~8.6							
			水温	℃	-							
			判定	-	※							
			測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:
		松風会館	残塩濃度	mg/l	0.1以上							
			pH	-	5.8~8.6							
			水温	℃	-							
			判定	-	※							
			測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:
		中山区自治会館	残塩濃度	mg/l	0.1以上							
			pH	-	5.8~8.6							
			水温	℃	-							
			判定	-	※							
			測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:
		大谷区自治会館	残塩濃度	mg/l	0.1以上							
			pH	-	5.8~8.6							
			水温	℃	-							
			判定	-	※							
			測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:
朝国老人 憩いの家	残塩濃度	mg/l	0.1以上									
	pH	-	5.8~8.6									
	水温	℃	-									
	判定	-	※									
	測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:		

シンボル ✓・・・異常無し

判定 ※色・濁り・味・臭気の問題がなく、基準値を満たしていれば、✓印を記入。

備考欄

日常管理日誌

水質検査結果(4/5)

令和 年 月 日～令和 年 月 日					日付							
					曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
					担当者							
測定箇所	測定場所	点検・巡視項目	単位	基準値	点検・巡視結果							
東河原浄水場	着水井No.1	pH	—	5.8～8.6								
		水温	℃	30以下								
		判定	—	※								
		測定時間	—	—	:	:	:	:	:	:	:	:
	沈澱池	残塩濃度	mg/l	0.7～1.1								
		pH	—	5.8～8.6								
		水温	℃	30以下								
		色度	度	10以下								
		濁度	度	1.0以下								
		判定	—	※								
	浄水池	残塩濃度実測値	mg/l	0.55～0.85								
		残塩濃度モニター値	mg/l	0.5～0.9								
		pH	—	5.8～8.6								
		水温	℃	30以下								
鉄濃度		mg/l	0.05以下									
色度		度	5以下									
濁度		度	0.1以下									
判定		—	※									
給水点	石部高区	東寺二丁目	残塩濃度	mg/l	0.1以上							
			pH	—	5.8～8.6							
			水温	℃	—							
			判定	—	※							
	東寺加圧ポンプ場	残塩濃度	mg/l	0.1以上								
		pH	—	5.8～8.6								
		水温	℃	—								
		判定	—	※								
	石部中区	石部西一丁目	残塩濃度	mg/l	0.1以上							
			pH	—	5.8～8.6							
			水温	℃	—							
			判定	—	※							
	石部低区	石部墓地	残塩濃度	mg/l	0.1以上							
			pH	—	5.8～8.6							
			水温	℃	—							
			判定	—	※							
シンボル		✓・・・異常無し										
判定		※色・濁り・味・臭気の問題がなく、基準値を満たしていれば、✓印を記入。										

水質検査結果(5/5)

測定箇所	測定場所	点検・巡視項目	単位	基準値	日付								
					曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	
給 水 点	正福寺系	丸保会館	残塩濃度	mg/l	0.1以上								
			pH	-	5.8~8.6								
			水温	℃	-								
			判定	-	※								
			測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:	:
		宮居町自治会館	残塩濃度	mg/l	0.1以上								
			pH	-	5.8~8.6								
			水温	℃	-								
			判定	-	※								
			測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:	:
		甲西駅	残塩濃度	mg/l	0.1以上								
			pH	-	5.8~8.6								
			水温	℃	-								
			判定	-	※								
			測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:	:
		北山台自治会館	残塩濃度	mg/l	0.1以上								
	pH		-	5.8~8.6									
	水温		℃	-									
	判定		-	※									
	測定時間		-	-	:	:	:	:	:	:	:	:	
菩提寺系	近江台自治会館	残塩濃度	mg/l	0.1以上									
		pH	-	5.8~8.6									
		水温	℃	-									
		判定	-	※									
		測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:		
	近江台公園	残塩濃度	mg/l	0.1以上									
		pH	-	5.8~8.6									
		水温	℃	-									
		判定	-	※									
		測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:		
	みどりの村公園	残塩濃度	mg/l	0.1以上									
		pH	-	5.8~8.6									
		水温	℃	-									
		判定	-	※									
測定時間		-	-	:	:	:	:	:	:	:			
サイドタウン自治会館	残塩濃度	mg/l	0.1以上										
	pH	-	5.8~8.6										
	水温	℃	-										
	判定	-	※										
	測定時間	-	-	:	:	:	:	:	:	:			

シンボル	✓・・・異常無し
判定	※色・濁り・味・臭気の問題がなく、基準値を満たしていれば、✓印を記入。

日常管理日誌

ラインポンプ・電動弁・水管橋(1/1)

令和 年 月 日～令和 年 月 日					日付							
					曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
					担当者							
場所	機器名	点検・巡視項目	単位	管理値	点検・巡視結果							
近江台	操作盤	外観・異音の確認	—	—								
		盤内状況確認										
点検時刻							:			:		
柑子袋	操作盤	外観・異音の確認	—	—								
		電流値	A	7								
	ラインポンプ	本体の異音・振動	—	—								
点検時刻							:			:		
吉永弁	操作盤	外観・異音の確認	—	—								
		盤内状況確認										
点検時刻											:	
中央弁	操作盤	外観・異音の確認	—	—								
		盤内状況確認	—	—								
	電動弁	ビット内排水	—	—								
		本体の異音・振動	—	—								
点検時刻											:	

シンボル	V・・・正常	△・・・停止	×・・・故障	—・・・読み取り不能	OH・・・分解中
------	--------	--------	--------	------------	----------

備考欄
水管橋 : 第一日曜日に点検

上下水道施設電気保安・法定点検業務 特記仕様書

自家用電気工作物保安規定に基づく定期点検、精密点検、臨時点検および測定（軽微な部品の交換を含む。）を行い、所要の性能および機能を確保する。

○業務内容

- 1 電気施設（受電状況、負荷状況、発電機状況）についての高圧電気保安管理業務を行う。ただし、年 1 回は各施設の受電を停止して電気施設の法定点検業務の実施を行うこと。
- 2 電気事業法第 39 条第 1 項の義務を果たすために、次に掲げる事項を遵守すること。
 - (1) 受託者は、自家用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安監督に必要な電気主任技術者を選任し、所轄官庁に対する届出を行うこと。
 - (2) 自家用電気工作物の設置者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。
 - (3) 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
 - (4) 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実にを行うこと。
 - (5) 電気主任技術者は、自家用電気工作物の修繕、改良等が必要であると認めた場合は、直ちにその旨を監督員に報告すること。

別紙 5 資料

電気工作物の概要

名称及び所在地	需要施設		
正福寺受水場 湖南省正福寺 10 番地 21	設備容量	300kVA	
	最大電力	369kW	
	受電電圧	6,600V	
	非常用予備 発電装置	電圧	6,600V
		出力	240kW
宮の森受水場 湖南省宮の森一丁目 19 番 10 号	設備容量	250kVA	
	最大電力	141kW	
	受電電圧	6,600V	
	非常用予備 発電装置	電圧	220V
		出力	200kW
東河原浄水場 湖南省石部口二丁目 7 番 39 号	設備容量	150kVA	
	最大電力	105kW	
	受電電圧	6,600V	
	非常用予備 発電装置	電圧	—
		出力	—
菩提寺汚水中継ポンプ場 湖南省菩提寺 330 番地 12	設備容量	125kVA	
	最大電力	77kW	
	受電電圧	6,600V	
	非常用予備 発電装置	電圧	220V
		出力	100kW
甲西北汚水中継ポンプ場 湖南省日枝町 3 番地 2	設備容量	500kVA	
	最大電力	195kW	
	受電電圧	6,600V	
	非常用予備 発電装置	電圧	6,600V
		出力	400kW

上水道施設遠方監視制御設備点検業務 特記仕様書

業務として、下記対象施設の遠方監視制御装置、制御装置、テレメータ設備の点検を行うものとする。

点検は3ヵ月毎の目視及び機能点検とし、テレメータ設備については年に1回の総合機能点検を行うこと。

対象施設

	施 設	遠方監視 制御装置	制御装置	テレメータ
①	ワンワン山配水池 1・2	○		○
②	妙感寺浄水場	○	○	○
③	妙感寺配水池	○		○
④	妙感寺加圧ポンプ	○		○
⑤	妙感寺加圧配水池	○		○
⑥	吉永電動弁	○	○	○
⑦	中央電動弁	○		○
⑧	北山電動弁	○	○	○
⑨	美松配水池	○		○
⑩	美松加圧ポンプ	○		○
⑪	菩提寺配水池	○		○
⑫	雨山低区配水池	○		○
⑬	宮の森受水場	○	○	○
⑭	宮の森分水所	○		○
⑮	東河原浄水場	○	○	○
⑯	正福寺配水池	○	○	
⑰	正福寺受水場	○	○	○
⑱	雨山高区加圧ポンプ	○		○
⑲	朝国分水所			○
⑳	菩提寺分水所			○

水質モニタリング装置保守点検業務 特記仕様書

下記、対象施設の水質モニタリング装置（JMW - 104A）1 台について、1 箇月毎に点検を行うものとする。

○業務内容

1 点検事項

- (1) 目視清掃点検
- (2) 消耗品の交換
- (3) 作動点検整備
- (4) 機能点検整備

「別紙 7-2 水質モニタリング装置保守点検事項書」に沿って行うものとする。

2 修理等の費用

消耗品、部品交換、経年劣化による故障（センサー類含む）等については、別途、請求するものとする。

【対象施設】

妙感寺浄水場

水質モニタリング装置保守点検事項書

点検日時 令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

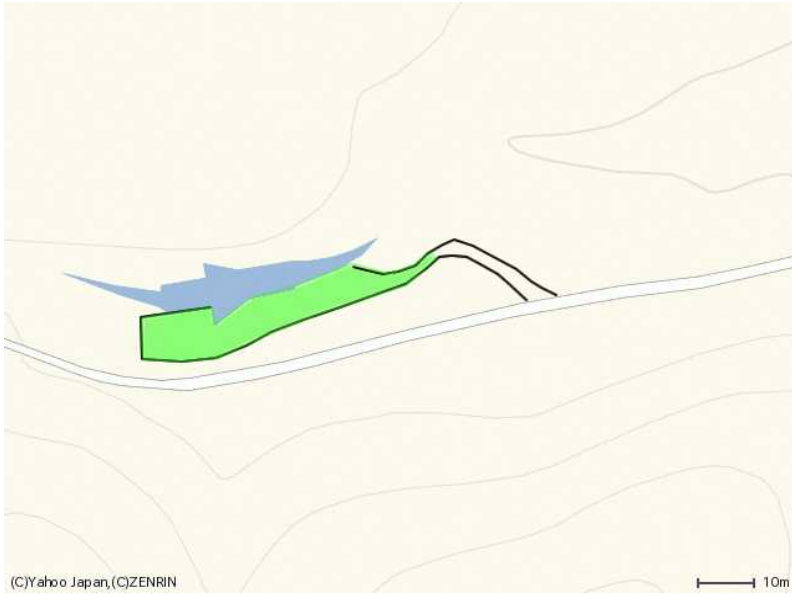
点検事項	点検部位	点検内容	3ヶ月点検					精密点検
			実施予定月					
			6月	9月	12月	3月	3月	
目視点検および清掃	外観	ほこり、汚れがないこと 著しい塗装のはげ、腐食がない事 固定ネジ等のゆるみがないこと 破損、変形等がないこと						
	内部	ほこり、汚れがないこと 端子のゆるみ、コネクタのはずれ、配線の切れがないこと プリント基板等のほこり、汚れ、錆、腐食がないこと パネルの汚れ、破損がないこと ファンが正常に作動していること(付加されている場合) ヒータが正常に作動していること(付加されている場合) 腐食が認められないこと 破損、変形等がないこと 漏水がないこと						
(必要に応じて対応) 消耗品の取替	色度計	ワイパー Oリング						
	濁度計	Oリング						
	残留塩素計	電解液 隔膜 Oリング						
	配管部	配管チューブ フィッティングコネクタ ゼロフィルタ						
作動点検整備	色度計	ワイパーが正常に動作し、 セル窓に接しており、ヒビ、破損がないこと 光源ランプが点灯していること						
	濁度計	光源ランプが点灯していること						
	残留塩素計	隔膜に亀裂、破損がないこと 電解液が1/3以上あること						
	時計	内部時計の時刻を合わせを行うこと						
	タイマー	タイマーが設定通りに作動すること(JMW-104Aのみ)						
	スイッチ類	正常に作動すること						
	ランプ類	正常に点灯、消灯すること						
	弁類	電磁弁、減圧弁が正常に動作すること 減圧弁の水圧が正常であること						
検水口	詰まり、漏水がないこと							
全体	接続部分の破損、ゆるみがないこと 手動水質監視を行い、検水状態を点検すること							
機能点検整備	色度計	指示部が正常に表示されていること						
		ゼロフィルタを使用して校正を行うこと						
		検水のクロスチェックを行うこと 電気信号回路点検(ループテスト)を行うこと						
	濁度計	指示部が正常に表示されていること						
		ゼロフィルタを使用して校正を行うこと						
		検水のクロスチェックを行うこと 電気信号回路点検(ループテスト)を行うこと						
残留塩素計	指示部が正常に表示されていること							
	DPD法と表示値を比較、校正をおこなうこと							
	ゼロフィルタを使用して校正を行うこと 蒸留水により、校正を行うこと 電気信号回路点検(ループテスト)を行うこと							
【補足、見解事項】			(正常時[取替時]:○ 異常時:×)					
							点検者	

除草作業範囲

別紙 8 資料

湖南省上水道施設除草箇所一覧表								
No.	区分	名称	場所	除草回数 (回)	除草面積 (㎡)	トータル (㎡)	特記事項	
1	浄水場	妙感寺浄水場	取水口	1	200	200		
2			沈殿池	4	650	2,600	斜面	
3			浄水池		4	350	1,400	
4		東河原浄水場	2号井戸	2	20	40		
5			浄水場		5	1,050	5,250	
6	ポンプ場	正福寺受水場	敷地内	4	1,050	4,200		
7			敷地外	1	135	135	旭ゴム敷地境界	
8		宮の森受水場	敷地内	4	720	2,880		
9			敷地外	4	200	800		
10		宮の森加圧ポンプ場 (旧)		2	200	400		
11		妙感寺加圧ポンプ場		1	55	55	草回収	
12		美松加圧ポンプ場		1	15	15	草回収	
13	配水池	正福寺配水池	進入道路	1	900	900	溝掃除あり	
14			配水管路	2	150	300		
15			配水池	2	200	400		
16		菩提寺配水池	進入道路	1	700	700	溝掃除あり	
17			配水池	2	170	340		
18		ワンワン山配水池 (No. 1, 2)		2	920	1,840		
19		雨山中区配水池		1	400	400		
20		雨山高区配水池		2	580	1,160		
21		妙感寺配水池		2	140	280		
22		妙感寺加圧配水池 (No.1, 2)	進入道路	2	480	960	斜面150	
23			配水池	1	100	100		
24		美松配水池		2	105	210	斜面	
25	その他	中央電動弁		3	70	210	草回収	
26	配水池	雨山低区配水池		3	3,000	9,000	生垣剪定330mを含む	
27	その他	吉永電動弁		3	4	12		
		合計			12,564	34,787		

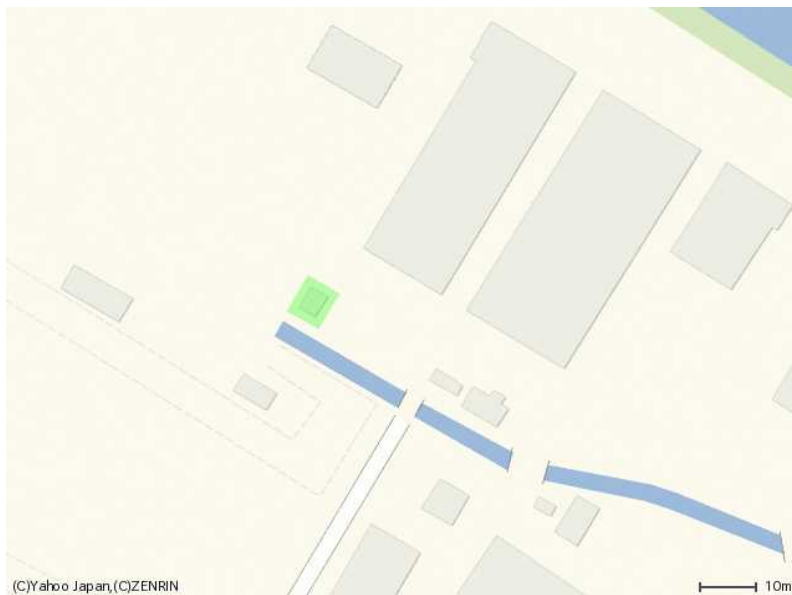
除草作業範囲



1. 妙感寺浄水場 取水口



2・3. 妙感寺浄水場 沈殿池 浄水池



4. 東河原浄水場 2号井戸



5. 東河原浄水場

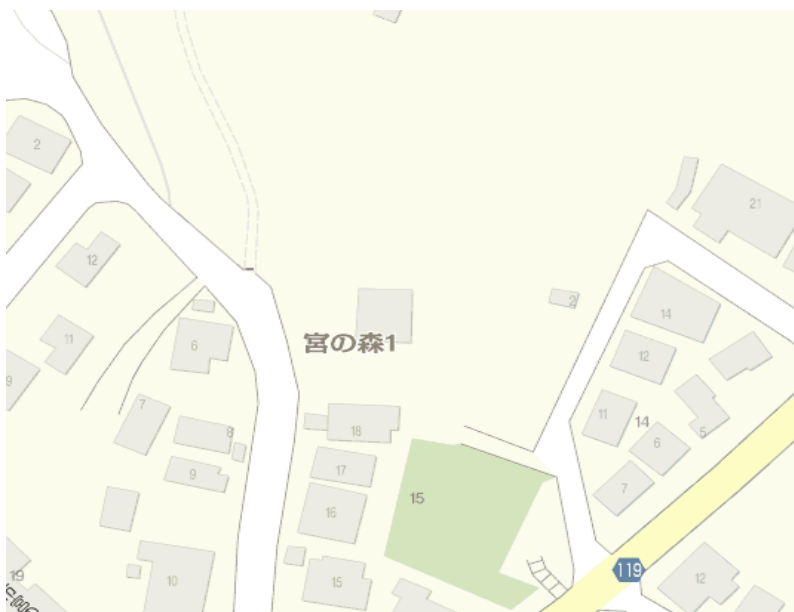
除草作業範囲



6. 正福寺受水場(敷地内) 7. 正福寺受水場(旭ゴム境界)



8. 宮の森受水場(敷地内) 9. 宮の森受水場(敷地外)



10. 宮の森加圧ポンプ場(旧)



11. 妙感寺加圧ポンプ場

除草作業範囲



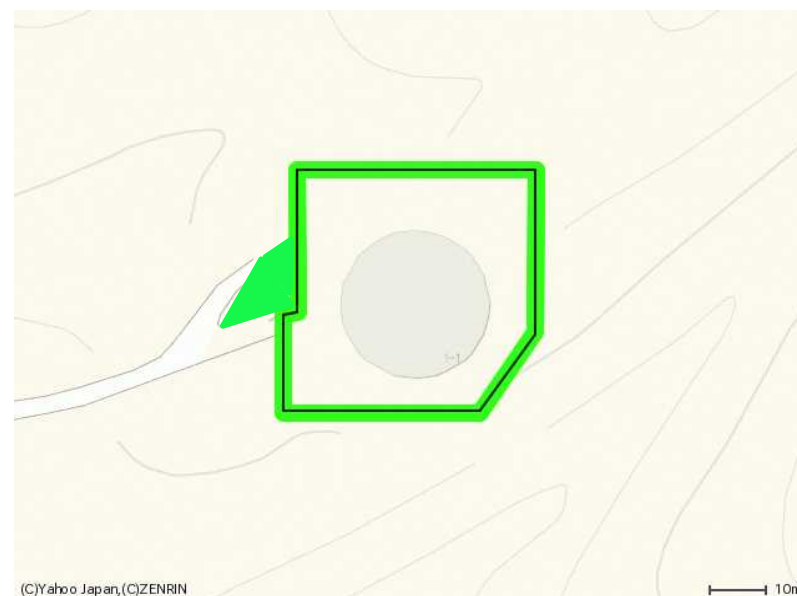
12. 美松加圧ポンプ場



13. 正福寺配水池(進入道路)



14. 正福寺配水池(配水管路)

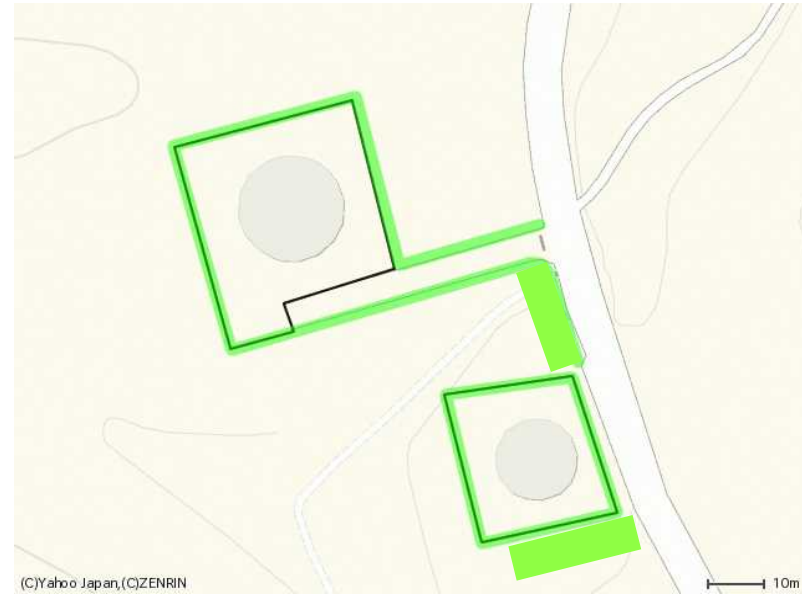


15. 正福寺配水池

除草作業範囲



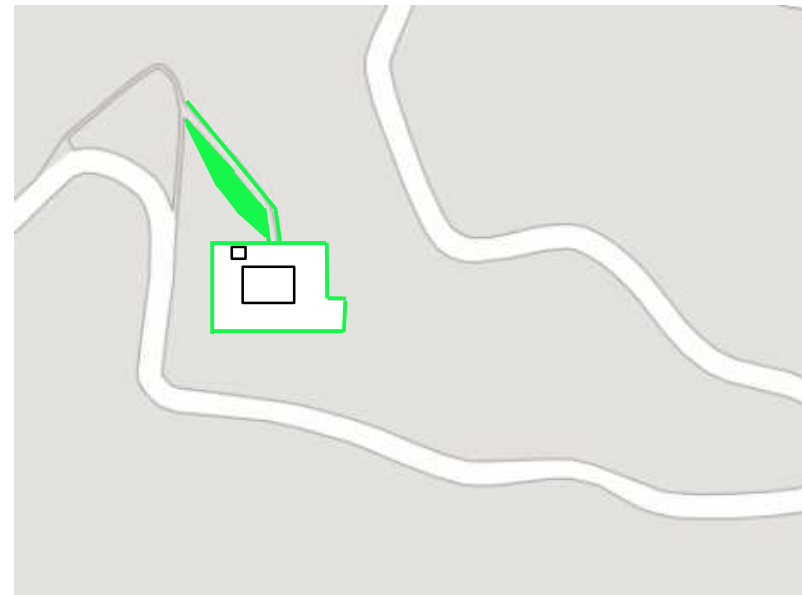
16. 菩提寺配水池(進入道路) 17. 菩提寺配水池



18. ワンワン山配水池(1・2号)

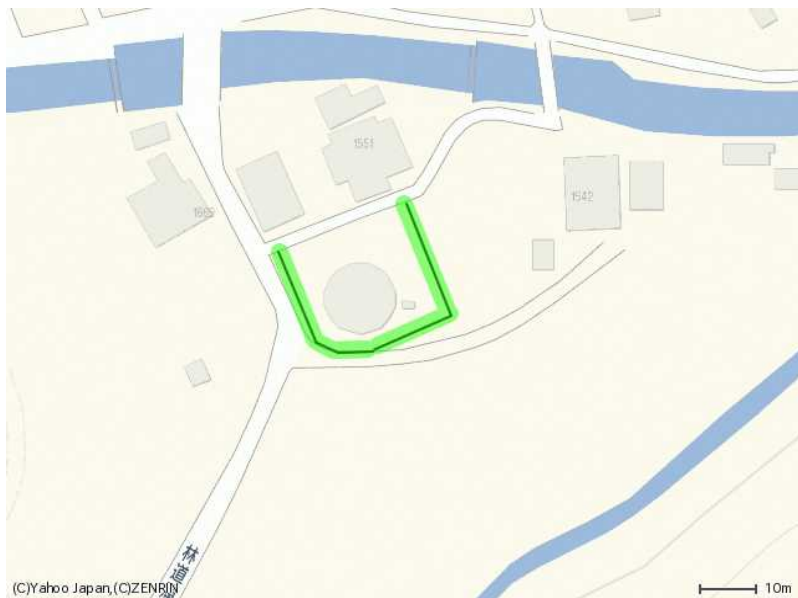


19. 雨山中区配水池



20. 雨山高区配水池

除草作業範囲

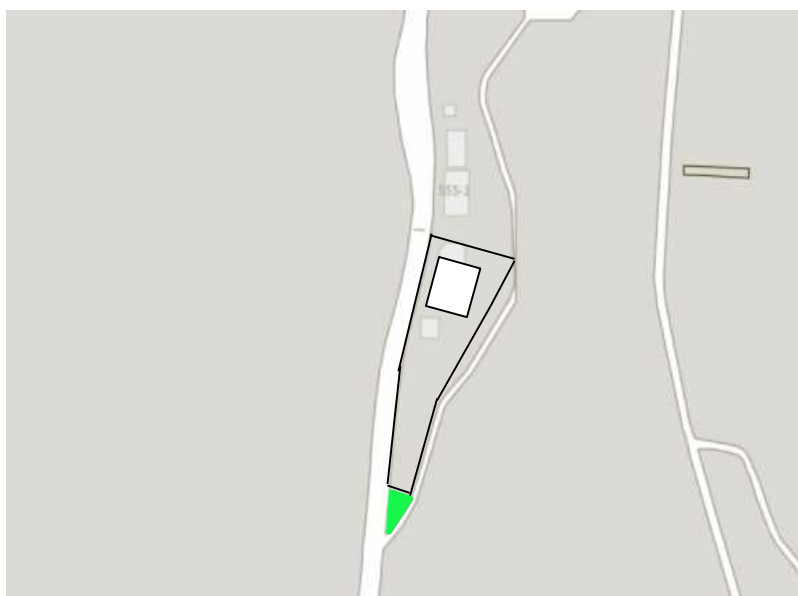


21. 妙感寺配水池

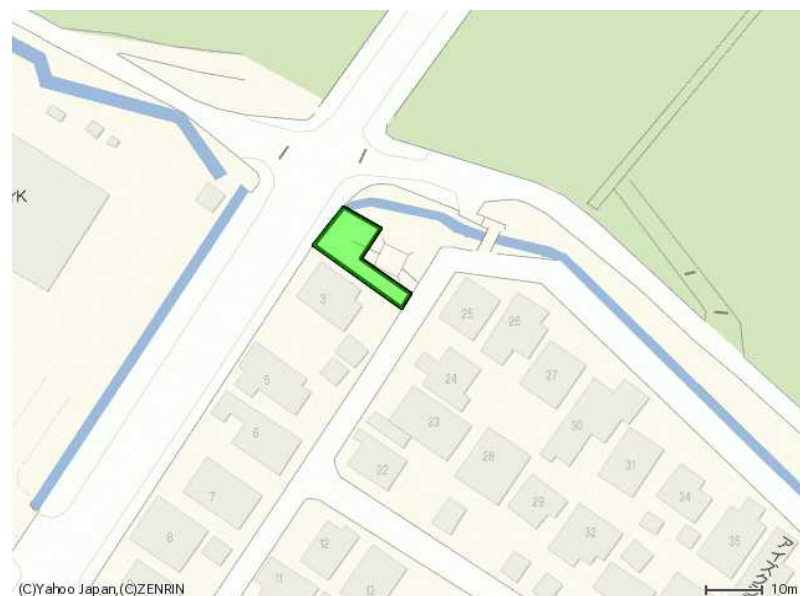


22. 妙感寺加圧配水池(進入道路)

23. 妙感寺加圧配水池

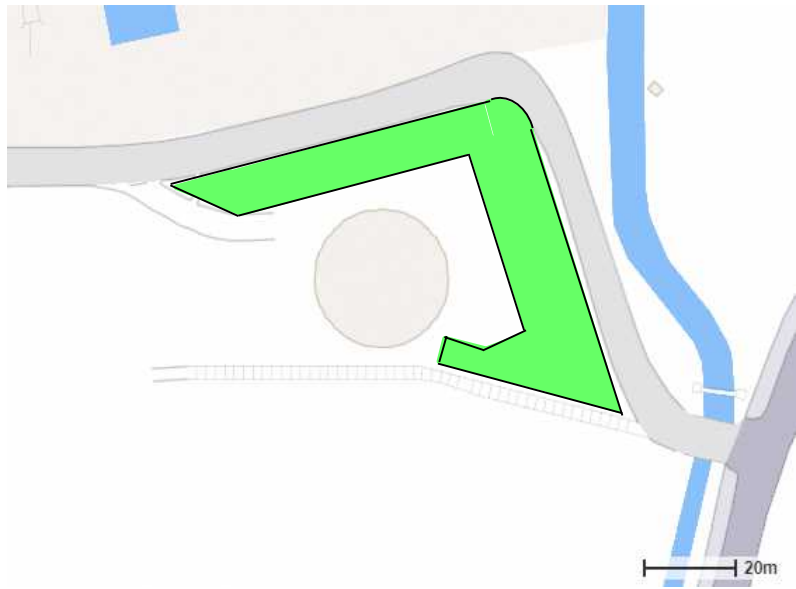


24. 美松配水池

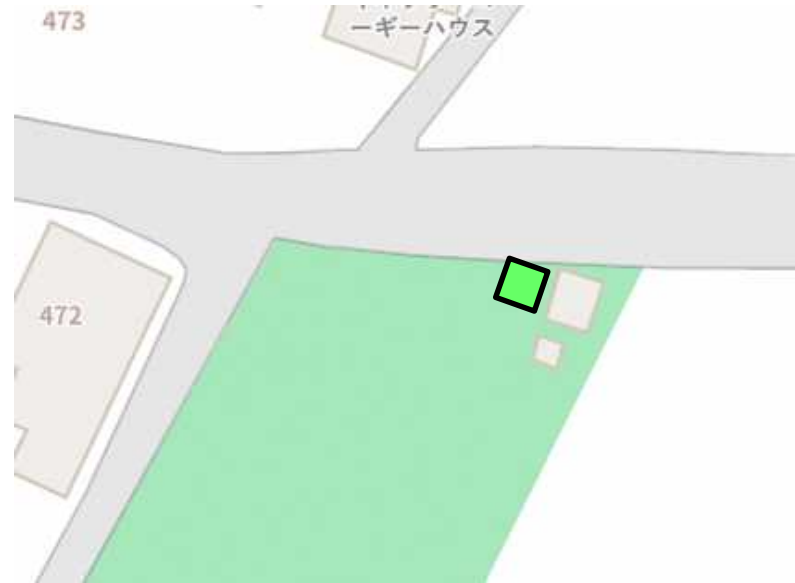


25. 中央電動弁

除草作業範囲



26. 雨山低区配水池



27. 吉永電動弁

配水池内清掃計画表

●=委託期間では行わない
清掃周期 8~10年

No.	場 所	構 造	面 積	排水 処理	前回 施工	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	特記事項
1	正福寺受水池	RC	540㎡		2018					○			県に事前連絡必要
2	朝国受水池1号	PC	489㎡		2012								県に事前連絡必要
3	朝国受水池2号	PC	489㎡		2013								県に事前連絡必要
4	菩提寺受水池	PC	260㎡		2021								県に事前連絡必要
5	宮の森受水池	RC	300㎡	有り	2016			○					県に事前連絡必要
6	宮の森高架水槽	PC	100㎡		2005								休止予定のため清掃計画から除外
7	雨山低区配水池	PC	428㎡		2015		○						県に事前連絡必要
8	妙感寺加圧ポンプ場(受水槽)	SUS	18㎡		2017				●				水抜き清掃
9	美松加圧ポンプ場(受水池)	RC	11.5㎡	有り	不明							○	
10	ワンワン山1号配水池	SUS	127㎡		2014(新設)							○	ダイバー施工
11	ワンワン山2号配水池	PC	352㎡		2019						○		
12	正福寺配水池	PC	633㎡		2017				●				
13	菩提寺配水池	PC	471㎡		2010							○	
14	妙感寺配水池	PC	188㎡	有り	2017		○						
15	妙感寺加圧配水池1号	PC	80㎡		2017			○					
16	妙感寺加圧配水池2号	PC	80㎡		2017			○					
17	美松配水池	SUS	67㎡		2020(新設)						○		ダイバー施工
18	雨山高区配水池	SUS	200㎡		2019(新設)					○			ダイバー施工
19	雨山中区配水池	RC	176㎡		2020			○					堆積が多いため5年周期

水質検査業務 特記仕様書

本仕様書は、水道法第 20 条に基づく定期の水質検査及び臨時の水質検査、水道法第 18 条に基づく水質検査請求による水質検査（苦情に伴う水質検査）、管理目標設定項目、農薬項目、並びに原水の水質検査を委託する場合に使用する。

第 1 条 （基本事項）

1 目的

本業務は、給水栓水等の水質検査及び原水等の水質試験を実施し、以て水道水の安全性を確保する事を目的とする。

2 適用範囲

本仕様書は、滋賀県湖南市（以下「委託者」という）が委託する「湖南市上下水道業務包括委託の付帯業務としての水質検査業務委託」に関し、委託者及び受託検査機関（以下「受注者」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

第 2 条 （一般事項）

1 法令等の遵守

受注者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

2 機密の保持

受注者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

3 再委託について

水道法第 20 条第 1 項に規定された水質基準項目検査(以下水質基準項目) については、受託者自らが検査機関を所有している場合には原則受託者にて実施すること。ただし受託者が検査機関を所有していない場合には当該業務を再委託すること。

再委託する場合には、令和 8 年 10 月 1 日から業務を開始できるよう再委託先を事前に決定し監督職員に書類を提出し承認を得ること。再委託先については、厚生労働省に登録されている水質検査機関であること。ただし、農薬等、水質基準項目以外の検査については、委託者（監督職員）が認めるときは、この限りではない。

(1) 再委託する場合、当該業務は 1 年を通じて業務を実施することとし、年度途中での再委託先の変更は原則認めない。ただし特段の事情がある場合には委託者（監督職員）と協議の上決定する。

(2) 検査結果、データの管理等については受注者が責任をもって管理し、委託者に報告すること。

4 手続き等

受注者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受注者の負担で行う。

5 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、委託者、受注者双方協議にて決定する。

第3条 (検査項目)

採水は、受注者または再委託機関で行うものとし、採水を行う検査員は水道法第20条に基づき厚生労働大臣に届け出た検査員とする。

1 定期の水質検査等

(1) 検査項目、検査頻度及び採水場所

「閲覧資料5 令和8年度 湖南省水質検査計画」のとおり。

(2) 採水日程

採水計画として提出し、監督職員の了解を得ること。

(3) 試料容器の準備

① 受注者は、検査項目に対し、採水地点ごとに「別紙10資料 採水の手引き」に示す採水容器を用いる。

② 採水容器の洗浄については、受注者の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

① 「別紙10資料 採水の手引き」のとおり。

② 採水時に異常が認められた場合は、直ちに委託者にその内容を報告する。

(5) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。

ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で12時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、委託者、受注者双方協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

発注者が指示する日時、地点で採水を行う。原則、採水については受注者または再委託機関が行うこと、緊急時やむを得ず委託者でおこなわなければならない場合に備え、各種採水容器について、委託者側に備え付けること。備え付けの容器については、当業務委託終了後速やかに回収を行うこと。

(3) 試料容器の準備、採水方法等、試料の運搬

「定期の水質検査等」と同様とする。

(4) 支払方法

委託者、受注者双方協議のうえ、別途支払うものとする。

第4条 (検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号(最近改正を使用))、残留塩素については水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年9月29日厚生労働省告示第318号(最近改正を使用))、水温については「上水試験方法」(最新版)により行う。

(2) 現場での測定

- ① 水温、残留塩素等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受注者が準備をする。
- ② 受注者の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、委託者の請求に応じて提示しなくてはならない。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」(厚生労働省水道課長通知 平成15年10月10日付健水発第1010001号(最近改正を使用))に基づき実施する。

(4) 速報値の報告

- ① 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに委託者に連絡する。
- ② 水道法第18条に基づく水質検査結果については、委託者の指示する日までに報告する。

(5) 再検査

委託者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、委託者、受注者双方で協議のうえ決定する。

(6) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

(7) 報告書の作成

- ① 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。
- ② 委託者より要請のある場合は、分析日時及び分析を実施した検査員、分析条件、検量線、クロマトグラム並びに濃度計算書等の資料を添付する。

2 検査結果の信頼性確保

受注者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、委託者の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

(2) 作業記録

- ① 受注者は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。
- ② 受注者は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

(3) 機器の整備

受注者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

(4) 精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更することにより実施し、記録する。また、厚生労働省が実施している前年度外部精度管理項目の結果について提出すること。

(5) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について発注者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1箇月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受注者が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について委託者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 受注者または再委託機関への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、委託者（委託者から委嘱を受けた専門家を含む）は、受注者への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

委託者は、指定した給水栓水について場合により第三者の水質検査機関でのクロスチェックを行うことができる。この場合、受注者は、委託者が準備した採水容器にクロスチェック用の試料を通常の検査試料と同時に採水を行い、委託者に提出する。

第5条 （事務的事項）

1 提出書類

- (1) 受注者は、指定した期日までに水質検査結果書を作成し、委託者に提出する。なお、委託者が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。
- (2) 受注者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を委託者に提出する。

2 安全管理

- (1) 受注者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。特に冬期における採水では、凍結防止のため車道及び歩道に水が残らないように努めること。
- (3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を委託者に報告すること。

3 その他

(1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。受注者は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに委託者に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

(2) 打合せ

契約締結後、直ちに監督職員と打合せを行うこと。疑義変更が生じた場合はその都度速やかに協議を行うこと。尚、内容については書面にて記録を提出すること。

(3) 採水箇所、項目の変更

各水質項目や基準値に変更が生じた場合は受注者、委託者双方協議の上決定する。

採水の手引き

1 試料の採水方法

(1) 給水栓

- ① 鉛：5 L/分で5分間流水後、15分間滞留、その後5 L/分で5 L採取し、均一攪拌したものを試料とする。
- ② その他の項目：①がある場合には、引き続き試料を採取する。①がない場合には、①と同様に5分間流水後、採水を行う。

(2) 給水栓以外

採水栓が設置されていない原水の採水においては、ステンレス製等の採水器具（2L以上）と、投げ込み用のロープ（10m程度）を用意し採水する。なお、検査用試料は、採水器具を十分に原水で共洗い後のものを使用し、細菌試験用試料は専用の滅菌済み採水器具を用いる。

2 現場における水質検査

現場における水質検査が指定されている項目については、5L/分で5分間流水直後に実施するが、残留塩素が検出されない場合は引き続き5分間流出させる。

3 採水瓶

水質検査項目により下表の採水瓶を用意する。

	水質検査項目	採水瓶の種類	採水容量等	備考
1	鉛用	ポリエチレン瓶	100mL以上（満水）	5 L用採水器具使用 速やかに、硝酸添加
2	一般細菌・大腸菌用	（指定なし）	120mL以上	* ¹ ハイポ入り
3	揮発性有機化合物用	² テフロン内張の ねじ口ガラス瓶	40mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加 速やかに、塩酸添加
4	シアン用	（指定なし）	100mL以上（満水）	採水時、リン酸緩衝液添加
5	ホルムアルデヒド用	ガラス瓶	50mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥 *採水時、ハイポ添加
6	金属類用	ポリエチレン瓶	50mL以上（満水）	速やかに、硝酸添加
7	塩素酸用	（指定なし）	50mL以上（満水）	速やかに、 ³ EDA添加
8	フェノール類用	ガラス瓶	500mL以上（満水）	アセトンで事前洗浄し、乾燥
9	ハロ酢酸用	テフロン内張の	50mL以上（満水）	*採水時、アスコルビン酸添加
10	2-MIB・ジェオスミン用	ねじ口ガラス瓶	500mL以上（満水）	
11	非イオン界面活性剤用	ガラス瓶	150mL以上（満水）	*採水時、亜硫酸水素ナトリウム添加
12	TOC、臭気・味用	（指定なし）	300mL以上（満水）	
13	その他の項目用		2mL以上（満水）	

原水の場合、*印の項目の検査は不要

¹ ハイポ：チオ硫酸ナトリウムの略称

² テフロン：ポリテトラフルオロエチレンの商品名

³ EDA：エチレンジアミンの略

浄水処理障害物質

		異臭	臭気	濾過閉塞	ろ過流出	凝沈障害	着色障害	障害個数
藍藻類	アナベナ	●		●	●	●	●	1
	アフノカブサ							
	アフヤノテーケ				●			
	オシラトリア	●		●		●	●	1
	クロオコックス							
	ケロスフェリウム							
	ゴンフォスフェリア							
	フォルミディウム							
	マイクロキスチス				●	●	●	1
	メリスモベディア							
ラフィディオブシス								
リングピア					●			
黄緑藻類	ボツリオコックス							
黄色鞭毛藻類	ウログレナ	●						10
	サヤツナギ							
	シヌラ							
珪藻類	マロモナス							
	アンフォラ							
	ウロコケイソウ							
	エスガタケイソウ							
	エビテミア							
	オビケイソウ			●		●	●	100
	カスマルケイソウ	●		●				450
	クチビルケイソウ			●				
	コバンケイソウ							
	コメツブケイソウ							
	ササノハケイソウ			●	●			360
	ジャバラケイソウ							
	ジュウジケイソウ							
	ディアトマ			●				280
	ヌサガタケイソウ							
	ハスフネケイソウ							
	ハダナミケイソウ							
	ハリケイソウ	●		●		●	●	15
	ヒメマルケイソウ	●		●	●	●		450
	フネケイソウ			●				
ホシガタケイソウ	●		●		●	●	30	
マユケイソウ	●							
メロシラ	●		●		●	●	100	
褐色鞭毛藻類	クリプトモナス	●			●		●	
渦鞭毛藻類	イケツノオビムシ	●						
	ウズオビムシ	●		●				
	グレノジニウム			●	●	●	●	94
	ハダカオビムシ							

		異臭	臭気	濾過閉塞	ろ過流出	凝沈障害	着色障害	障害個数
緑藻類	アオミドロ							
	アカントスフェラ							
	アクティナスツルム							
	イカダモ							
	イトクズモ					●		20
	エラカストリックス							
	エレレラ							
	オーキスチス					●	●	29000
	オオヒゲマワリ							
	カルテリア							
	キルクネリエラ							
	クオドリグラ							
	クサンチディウム							
	クラミドモナス	●		●	●	●	●	780
	クルキゲニア							
	グロエオキスティス							
	クロロゴニウム							
	クンショウモ							
	ケラスツルム							
	コスモクラディウム							
	コダテラ							
	コッコモナス							
	シュレーデリア							
	スタウラスツルム	●		●			●	120
	スファエロキスティス			●	●			100
	スポンディオシウム							
	タマヒゲマワリ							
	ツツミモ							
	ディクチオスフェリウ	●				●	●	5000
	テトラエドロン							
テトラスボラ			●					
トレウバリア				●				
ヒゲマワリ								
ヒザオリモ								
ヒラタヒゲマワリ								
プランクトスフェリア								
ホルミディウム								
ミカヅキモ	●		●		●	●	100	
ミクラクチニウム								
ムレミカヅキモ								

緑虫藻類	エナガウチワヒゲムシ							
	ストロンボナス							
	トゲカラヒゲムシ							
	ニセウチワヒゲムシ							
	ベラネマ							
根足虫類	ミドリムシ							
	アメーバ							
	ツボカムリ				●	●		29000
	トゲフセツボカムリ							
	ナベカムリ							
	ネベラ							
	バウリネラ							
太陽虫類	ユーグリファ							
	アカントキスチス							
	オオタイヨウチュウ							
	タイヨウチュウ							
	ミドリタイヨウチュウ							
織毛虫類	アスケナシア							
	エビステイリス							
	エンケリディウム							
	コマガタゾウリムシ							
	ストロンビディウム							
	スナカラムシ							
	スパシディウム							
	ゾウリムシ							
	タルガタゾウリムシ							
	ツリガネムシ							
	ディレプツス							
	トリコディナ							
	バラディレプツス							
	ハルテリア							
	フデヅツカラムシ							
ブルサリア								
ラップムシ								
吸管虫類	スクアロロフリヤ							
	スタウロフリヤ							
	トコフリヤ							
	プレウロネマ							

輪虫類	ウサギワムシ							
	カシラワムシ							
	カメノコウワムシ							
	コガタワムシ							
	コルレラ							
	シリキレシマワムシ							
	スジワムシ							
	ツボワムシ							
	テマリワムシ							
	テマリワムシモドキ							
	トゲナガワムシ							
	ドロワムシ							
	ナガミツウデワムシ							
	ニセカメノコウワムシ							
ネズミワムシ								
その他生物	ハオリアワムシ							
	ハナビワムシ							
	ハネウデワムシ							
	ヒラタワムシ							
	フクロワムシ							
	フタエワムシ							
	ベダリア							
	ベニヒルガタワムシ							

令和 年 月 日

試験成績報告書

湖南省水道事業管理者
湖南省長 様

試料採取場所 : _____
 試料採取日 : _____
 試験年月日 : _____
 試験由来 : _____
 試料採取者 : _____

印

ご依頼を受けた試料の計量結果は、下記の通りです。

計量項目	計量方法	試料名	上水汚泥 〔溶出試験〕
アルキル水銀化合物	mg/L	環境庁告示第59号付表3及び 環境庁告示第64号付表3	
水銀又はその化合物	mg/L	環境庁告示第59号付表2	
カドミウム又はその化合物	mg/L	JIS K0102-55.3	
鉛又はその化合物	mg/L	JIS K0102-54.3	
有機燐化合物	mg/L	環境庁告示第64号付表1	
六価クロム化合物	mg/L	JIS K0102-65.2.1	
砒素又はその化合物	mg/L	JIS K0102-61.3	
シアン化合物	mg/L	JIS K0102-38.1.2,38.5	
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	JIS K0093-5,6備考4	
トリクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	
テトラクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	
ジクロロメタン	mg/L	JIS K0125-5.2	
四塩化炭素	mg/L	JIS K0125-5.2	
1, 2-ジクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	
1, 1-ジクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	
シス-1, 2, -ジクロロエチレン	mg/L	JIS K0125-5.2	
1, 1, 1-トリクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	
1, 1, 2-トリクロロエタン	mg/L	JIS K0125-5.2	
1, 3-ジクロロプロペン	mg/L	JIS K0125-5.2	
チウラム	mg/L	環境庁告示第59号付表5	
シマジン	mg/L	環境庁告示第59号付表6第1	
チオベンカルブ	mg/L	環境庁告示第59号付表6第1	
ベンゼン	mg/L	JIS K0125-5.2	
セレン又はその化合物	mg/L	JIS K0102-67.3	
含水率	%	環境庁告示第13号第1.1備考	
強熱減量	%	環整第95号別紙2. II	

「<」は未満を表す。

令和 年 月 日

計量証明書

湖南省水道事業管理者
湖南省長 様

試料採取場所 : _____
 試料採取日 : _____
 試験年月日 : _____
 試験由来 : _____
 試料採取者 : _____

印

ご依頼を受けた試料の計量結果は、下記の通りです。

計量項目	計量方法	試料名	排水
水素イオン濃度	pH	JIS K0102-12.1	
生物化学的酸素要求量	mg/L	JIS K0102-21,32.4	
化学的酸素要求量	mg/L	JIS K0102-17	
浮遊物質	mg/L	環境庁告示第59号付表9	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (鉱油類含有量)	mg/L	環境庁告示第64号付表第4 及びJIS K0102付属書1 II.1	
ノルマルヘキサン抽出物含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/L	環境庁告示第64号付表第4 及びJIS K0102付属書1 II.2	
フェノール類含有量	mg/L	JIS K0102-28.1	
溶解性鉄含有量	mg/L	JIS K0102-57.4,備考14	
溶解性マンガン含有量	mg/L	JIS K0102-56.4,備考8	
※大腸菌群数	個/cm ³	厚生省建設省令第1号別表第1	
窒素含有量	mg/L	JIS K0102-45.6	
磷含有量	mg/L	JIS K0102-46.3.4	
銅含有量	mg/L	JIS K0102-52.4	
亜鉛含有量	mg/L	JIS K0102-53.3	
クロム含有量	mg/L	JIS K0102-65.1.4	
アルミニウム	mg/L	JIS K0102-58.4	

※印の項目は濃度計量証明の対象外。
「<」は未満を表す。

湖南省水道設備安全警備日誌 (1)

妙感寺系

場所 日付	取水施設			沈殿池				浄水池					加圧ポンプ場				
	時間	取水口	外観	時間	門扉	建屋	フェンス	時間	門扉	建屋	操作盤	フェンス	時間	門扉	建屋	フェンス	マンホール蓋
					2ヶ所	3ヶ所			1ヶ所	3ヶ所	2ヶ所			1ヶ所	2ヶ所		1ヶ所
月																	
火																	
水																	
木																	
金																	
土																	
日																	

妙感寺系

場所 日付	配水池					加圧配水池				
	時間	門扉	建屋	点検口	フェンス	時間	門扉	点検口	フェンス	階段下
		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所			1ヶ所	4ヶ所		2ヶ所
月										
火										
水										
木										
金										
土										
日										

電動弁

中央仕切弁				吉永仕切弁			
時間	門扉	操作盤	フェンス	時間	門扉	操作盤	フェンス
	1ヶ所	1ヶ所			1ヶ所	1ヶ所	

菩提寺系

場所 日付	配水池							
	時間	通用門	正門	階段下	階段上	操作盤	フェンス	マンホール蓋
		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所		6ヶ所
月								
火								
水								
木								
金								
土								
日								

正常	✓
異常	×

湖南省水道設備安全警備日誌 (2)

正福寺系

場所 日付	受水場			配水池						
	時間	建屋	フェンス	時間	通用門	正門	階段下	操作盤	フェンス	マンホール蓋
		4ヶ所			1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	2ヶ所		2ヶ所
月										
火										
水										
木										
金										
土										
日										

美松系

加圧ポンプ場		配水池		
時間	建屋	時間	フェンス	外観
	2ヶ所			

朝国系

場所 日付	ワンワン1号配水池							ワンワン2号配水池					日枝加圧ポンプ場			
	時間	門扉	階段下	階段上	操作盤	フェンス	マンホール蓋	時間	門扉	階段下	操作盤	フェンス	マンホール蓋	時間	フェンス	外観
		1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所	1ヶ所		1ヶ所		1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所		2ヶ所			
月																
火																
水																
木																
金																
土																
日																

備考欄

正常	✓
異常	×

湖南省水道設備安全警備日誌 (3)

東河原水源地

場所 日付		東河原水源地				
		時間	門扉	建屋	操作盤	フェンス
			1ヶ所	4ヶ所	3ヶ所	
	月					
	火					
	水					
	木					
	金					
	土					
	日					

宮の森

受水場					受水池 高架タンク	
時間	門扉	建屋	操作盤	フェンス	外観	外観
	2ヶ所	5ヶ所	2ヶ所			

東寺系

加圧ポンプ場		高区配水池			
時間	建屋	時間	門扉	フェンス	外観
	2ヶ所		1ヶ所		

雨山系

場所 日付		高区配水池				中区配水池			低区配水池					送水ポンプ所		
		時間	門扉	フェンス	外観	時間	通用門	門扉	フェンス	時間	門扉	階段下	操作盤	フェンス	時間	建屋
			1ヶ所				1ヶ所	2ヶ所			1ヶ所	1ヶ所	3ヶ所			1ヶ所
	月															
	火															
	水															
	木															
	金															
	土															
	日															

備考欄

正常	✓
異常	×

給水装置工事竣工検査確認表

課長	課長補佐	係長	担当	合議	技術管理者

検査日	工事種別	施工業者名	検査員
令和8年10月1日(木)			

口径	メーター番号	お客様番号	申込者(給水装置所有者)

検査項目	確認結果
竣工図と差異が無い(二次側バルブ、散水栓、ヒートポンプ給湯器等)	適 ・ 否
量水器と最も近い給水栓の距離は1m以上確保されているか	有 ・ 無
給水栓の作動に問題はないか	適 ・ 否
水質に問題はないか(色度、濁度、臭い等)	適 ・ 否
水圧に問題はないか(給水栓からの流量等)	適 ・ 否
管理設に問題はないか(露出している場合は適切に保温措置されているか)	適 ・ 否
メーターボックス位置確認(検針・交換に支障はないか)	適 ・ 否
メーターボックス内両側のゴムは適切に設置されているか	適 ・ 否
メーターボックス底部のスラブは適切に設置されているか	適 ・ 否
メーターの作動に問題はないか(Q指針、パイロット等)	適 ・ 否
水圧に問題はないか(1Mpa・1分以上)	適 ・ 否
当日、現地で確認した残留塩素の値	

受水槽が設置されている場合の検査項目	確認結果
メーターから受水槽までの給水栓は1箇所か(ドレン含む)	はい ・ いいえ
受水槽の容量は申請どおりか	はい ・ いいえ
受水槽内落込みは水面に出ているか	はい ・ いいえ
ボールタップの作動に問題はないか	適 ・ 否

検査結果	
合格 ・ 不合格	<input type="checkbox"/> 再検査(現場検査) (指摘事項:

特記事項

湖南省 上下水道事業所 上下水道課 様

水道技術管理者

課長	課長補佐	係長	担当者	合議

給水装置工事 竣工検査報告書

報告日： 令和 年 月 日 ()

検査日： 令和 年 月 日 ()

受託業者名

上記の業務について、検査を行いましたので結果を御報告致します。

確認者

番号	検査時間	検査場所	施主	施工業者	判定
1	AM9:00				
	コメント				
2	AM10:00				
	コメント				
3	AM11:00				
	コメント				
4	PM1:30				
	コメント				
5	PM2:30				
	コメント				
6	PM3:30				
	コメント				
合計			件	検査員	
(備考)					

水道用次亜塩素酸ナトリウム調達業務 特記仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、妙感寺浄水場及び東河原浄水場において浄水処理に使用する水道用次亜塩素酸ナトリウムの仕様を定め、安定的に調達することを目的とする。

(納入規格)

第2条 納入する次亜塩素酸ナトリウムは東河原浄水場においては“JWWA K 120:2008-2”の品質一級及び品質二級、妙感寺浄水場においては“JWWA K 120:2008-2”の品質二級で、納入時の品質がそれぞれ下表1、2に適合する製品とする。

表1 品質一級

項目	単位	規格
有効塩素	%	12.0 以上
塩素酸	mg/kg	4000 以下
臭素酸	mg/kg	50 以下
遊離アルカリ	%	2 以下
比重 (20℃)		1.16 以下
塩化ナトリウム	%	4.0 以下

表2 品質二級

項目	単位	規格
有効塩素	%	12.0 以上
塩素酸	mg/kg	10000 以下
臭素酸	mg/kg	100 以下
遊離アルカリ	%	2 以下
比重 (20℃)		1.16 以下
塩化ナトリウム	%	4.0 以下

(品質検査)

第3条 納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムの品質検査については、次のとおりとする。

1 試験成績表

(1) 初回納入時のみ

受託者は契約締結後、委託者に対して、製造業者が製造する水道用次亜塩素酸ナトリウムが“水道施設の技術的基準を定める省令”別表第1に掲げる項目について、適合することを証明する公的機関又はそれに準じる機関の分析結果書を提出するものとする。

試験方法については、最新の“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン”（厚生労働省健康局水道課通知。以下“ガイドライン”という。）、及び“JWWA Z109”に基づき行うものとする。この成績表には分析機関名を明記するものとする。

なお、日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けた薬品については、ガイドラインに基づく試験（試験成績表-1）を省略することができる。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時までに提出するものとする。

(2) 納入毎

受託者は、納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムの品質検査結果を納入する輸送車ごとに委託者へ提出すること。また、試験は前第2条に掲げる表の項目について“JWWA K 120:2008-2”に基づき行うものとする。この成績表には、分析機関名を明記するものとする。

- 2 受託者は納入しようとする水道用次亜塩素酸ナトリウムについて、現地納入時に採取し、比重の簡易的な検査を行い、委託者と共にその性状を確認する。
- 3 受託者は、委託者が独自に行う検査に必要な試料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。
- 4 品質確認の結果、品質不良と認められたときは、受託者は遅滞なく水道用次亜塩素酸ナトリウムの取替えに応じなければならない。

(納入場所及び期間)

第4条 水道用次亜塩素酸ナトリウムの納入先及び期間については、次のとおりである。

(1) 納入先

湖南省三雲 1725 番地	妙感寺浄水場
湖南省石部口二丁目 254 番地	東河原浄水場

(2) 納入期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(調達予定数量)

第5条 1回に調達する予定数量及び年間の調達予定数量は次のとおりとする。また調達数量は浄水場の稼働状況や季節などにより変動するものとする。

(1) 1回に調達する予定数量

ポリ容器(20 kg/缶)による場合は20~30 缶、タンクローリーによる場合は1,000 kg~2,000 kgとする。

(2) 年間の調達予定数量

東河原浄水場	14,000 kg (品質一級品)
東河原浄水場	150 缶 (品質二級品)
妙感寺浄水場	50 缶 (品質二級品)

(納入方法)

第6条 それぞれの施設への納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 妙感寺浄水場への納入はポリ容器によるものとする。
- (2) 東河原浄水場への納入はタンクローリーまたはポリ容器によるものとする。
- (3) 受注者は、水道用次亜塩素酸ナトリウムを納入したときは、容器の取り替え等の貯蔵のために必要な作業も、委託者の指示に併せて行うものとする。

(納入時間)

第7条 納入時間は、午前9時から午後4時までとする。

(計量)

第8条 納入量の検収は、受託者が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を委託者に提出し、委託者がこれを受領・確認することをもって委託者の検収に代えるものとする。

- 2 検収の結果、数量不足があるときは、遅滞なく水道用次亜塩素酸ナトリウムの不足分を補充しなければならない。
- 3 前項に係る計量証明の費用は、受託者の負担とする。

(緊急時の対応)

第9条 委託者は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、受託者は緊急連絡先を提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。

(請求及び支払)

第10条 薬品納品完了の都度、委託者と受託者で合意した単価により請求及び支払いを行う。また単価については、毎年4月に見直しするものとする。

(その他)

第11条 この仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、その都度、委託者と受託者双方で協議して定める。

水道用ポリ塩化アルミニウム調達業務 特記仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、妙感寺浄水場および東河原浄水場において浄水処理に使用する水道用ポリ塩化アルミニウム（以下 PAC という。）の仕様を定め、安定的に調達することを目的とする。

(納入規格)

第2条 納入する PAC は“JWWA K 154:2005”納入時の品質が下表に適合する製品とする。

表 品質

項目	単位	規格
塩基度	%	45～65
PH 値 (10 g /L 溶液)		3.5～5.0
硫酸イオン (SO ₄ ²⁻)	%	3.5 以下
酸化アルミニウム (Al ₂ O ₃)	%	10.0～11.0
比重 (20℃)		1.19 以上

(品質検査)

第3条 納入する PAC の品質検査については、次のとおりとする。

(1) 試験成績表-1 (初回納入時のみ)

受託者は契約締結後、委託者に対して、製造業者が製造する PAC が“水道施設の技術的基準を定める省令”別表第1に掲げる項目について、適合することを証明する公的機関又はそれに準じる機関の分析結果書を提出するものとする。

試験方法については、最新の“水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン”（厚生労働省健康局水道課通知。以下“ガイドライン”という。）、及び“JWWA Z109”に基づき行うものとする。この成績表には分析機関名を明記するものとする。

なお、日本水道協会等の認証機関による品質認証を受けた薬品については、ガイドラインに基づく試験（試験成績表-1）を省略することができる。ただし、その際には認証を受けたことを証明する書類等を初回納入時まで提出するものとする。

(2) 試験成績表-2 (納入毎)

受託者は、納入する PAC の品質検査結果を納入する輸送車ごとに委託者へ提出すること。また、試験は前第2条に掲げる表の項目について“JWWA K 154:2005”に基づき行うものとする。この成績表には、分析機関名を明記するものとする。

(3) 受託者は納入しようとする PAC について、現地納入時に採取し、比重の簡易的な検査を行い委託者と共にその性状を確認する。

- (4) 受託者は、委託者が独自に行う検査に必要な試料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。
- (5) 品質確認の結果、品質不良と認められたときは、受託者は遅滞なく PAC の取替えに応じなければならない。

(納入場所及び期間)

第 4 条 PAC の納入先及び期間については、次のとおりである。

① 納入先

湖南省三雲 1725 番地	妙感寺浄水場
湖南省石部口二丁目 254 番地	東河原浄水場

② 納入期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 11 年 9 月 30 日まで

(調達予定数量)

第 5 条 1 回に調達する予定数量及び年間の調達予定数量は次のとおりとする。また調達数量は浄水場の稼動状況や季節などにより変動するものとする。

(1) 1 回に調達する予定数量

ポリ容器 (20kg/缶) による場合	50 缶程度
タンクローリーによる場合	1,000kg~2,000kg

(2) 年間の調達予定数量

妙感寺浄水場	12,000kg
東河原浄水場	200 缶

(納入方法)

第 6 条 それぞれの施設への納入方法は、次のとおりとする。

- (1) 妙感寺浄水場への納入はタンクローリー (4 t 以下の車両) によるものとする。
- (2) 東河原浄水場への納入はポリ容器によるものとする。
- (3) 受注者は、PAC を納入したときは、容器の取り替え等の貯蔵のために必要な作業も、発注者の指示に併せて行うものとする。

(納入時間)

第 7 条 納入時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(計量)

第 8 条 納入量の検収は、受託者が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を委託者に提出し、委託者がこれを受領・確認することをもって

委託者の検収に代えるものとする。

- 2 検収の結果、数量不足があるときは、遅滞なく PAC の不足分を補充しなければならない。
- 3 前項に係る計量証明の費用は、受託者の負担とする。

(緊急時の対応)

第 9 条 委託者は、浄水処理上緊急に納入を依頼する場合があるので、受託者は緊急連絡先を提出するとともに、これに応じられる体制を整えておくこと。

(請求及び支払)

第 10 条 薬品納品完了の都度、委託者と受託者で合意した単価により請求及び支払いをおこなう。また単価については、毎年 4 月に見直しするものとする。

(その他)

第 11 条 この仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、その都度、委託者と受託者双方で協議して定める。

湖南省内マンホールポンプ場一覧

整理番号	施設名称	設置個所	住所
1	新開西	三雲	湖南省三雲214-17付近
2	新開東	三雲	湖南省三雲152三雲教育集会所付近
3	瑞美ヶ丘	吉永	湖南省吉永198-34付近
4	夏見新田	夏見	湖南省夏見1064付近
5	夏見	夏見	湖南省夏見589湖南省総合体育館付近
6	夏見工業団地	夏見	湖南省夏見2148-4近
7	美松苑	針	湖南省針1325付近
8	柑子袋岡山2	柑子袋	湖南省柑子袋17609付近
9	柑子袋宮居町	柑子袋	湖南省柑子袋901-3付近
10	柑子袋西浦	柑子袋	湖南省柑子袋928-18
11	落合川4	柑子袋	湖南省柑子袋963リンピア付近
12	落合川3	柑子袋	湖南省柑子袋980-7付近
13	落合川2	柑子袋	湖南省柑子袋983-5付近
14	落合川1	柑子袋	湖南省柑子袋986-5付近
15	柑子袋岡山1	柑子袋	湖南省柑子袋1734-2付近
16	広野川	柑子袋	湖南省柑子袋1734-66付近
17	南陽台	岩根	湖南省岩根南陽台ふれあい広場
18	イワタニ	菩提寺北	湖南省菩提寺330イワタニランド大山川中央公園
19	サイドタウン	サイドタウン	湖南省サイドタウン1丁目アスナロ川どんぐり橋付近
20	三上台	菩提寺東	湖南省菩提寺1492-421付近
21	田代ヶ池	若竹町	湖南省下田499-345付近
22	下田	下田	湖南省下田1495付近
23	下田雷古	下田	湖南省下田355-6付近
24	下田東	下田	湖南省下田2188付近
25	大谷	岩根	湖南省岩根678公園付近
26	阿星	石部南	湖南省石部南2丁目1-1
27	石部南七丁目東	石部南	湖南省石部南7丁目1-35付近
28	石部南七丁目西	石部南	湖南省石部南7丁目7-22付近
29	石部南二丁目	石部南	湖南省石部南2丁目7付近
30	宝来坂	宝来坂	湖南省宝来坂1丁目2児童遊園地
31	桐松	下田	湖南省下田55-57付近
32	三雲東町	三雲	湖南省三雲83-7横駐車場内
33	三雲ユニットポンプ	三雲	湖南省三雲22-1付近
34	岩根東口	岩根	湖南省岩根1622-2付近
35	正福寺	正福寺	湖南省正福寺7-70付近
36	ひばりヶ丘	岩根	湖南省岩根678-295公園付近
37	三雲百枚谷	三雲	湖南省三雲491-2付近
38	三雲駅南	三雲	湖南省三雲457 駅前駐輪場付近
39	西山川1	三雲	湖南省三雲1961付近
40	西山川2	三雲	湖南省三雲1967付近
41	妙感寺ユニットポンプ1	三雲	湖南省三雲1885付近
42	妙感寺ユニットポンプ2	三雲	湖南省三雲1778付近
43	三雲畑	三雲	湖南省三雲865-3付近
44	三雲リバーサイド	三雲	湖南省三雲988-19付近
45	石部西	石部西	湖南省石部西2丁目13付近
46	朝国	朝国	湖南省朝国504付近
47	石部口1	石部口	湖南省石部口3丁目229-39付近
48	石部北宅内(憐昭建)	石部北	湖南省石部北2丁目2097-5付近
49	石部口2	石部口	湖南省石部口3丁目229-40付近
50	石部口3	石部口	湖南省石部口3丁目238-3付近

マンホールポンプ点検基準書

点検内容	巡回点検 (1回/ 月)	定期点検 (2回/ 年)	定期点検 (1回/ 年)
電源ランプの点灯確認	○		
表示ランプの球切れ確認	○		
ポンプ動作電流測定	○		
操作盤の破損、汚損、塗装状況の確認および清掃	○		
ポンプ絶縁抵抗測定		○	
警報ランプの発令確認			○
漏電遮断器の点検			○
マンホール蓋の開閉状況の確認			○
警報連絡装置の動作確認			○
各端子台の発錆、発熱、緩み点検			○
マンホール内の異物、浮遊物の目視確認			○
水位の異常低、高水位確認			○
水位スイッチケーブルのよじれ、破損の目視確認			○
水位スイッチの動作確認			○
吊上げ用チェーンのよじれ、破損の目視確認			○
モーター用ケーブルのよじれ、破損の目視確認			○
吐出配管の破損の目視確認			○
マンホール内の漏水確認			○

令和 年 月 マンホールポンプ点検結果判定用紙(1/3)

No.	施設名	判定基準	電流値	絶縁抵抗値	運転時間	制御盤外観	制御盤内部	各表示灯の点灯状態	漏電遮断器の作動状態	自動通報・監視装置の作動状態
			定格値以下	1MΩ以上	大幅な偏りがないこと	がたつき、損傷、発錆	ほこり、ごみ、結露がないこと	正しく点灯すること	正常動作すること	正常動作すること
1	宝来坂	1号			/					
		2号								
2	阿星	1号								
		2号								
		3号								
3	石部南7丁目東	1号			/					
		2号								
4	石部南7丁目西	1号			/					
		2号								
5	石部南2丁目	1号			/					
		2号								
6	柑子袋岡山2	1号								
		2号								
7	柑子袋岡山1	1号								
		2号								
8	柑子袋西浦	1号								
		2号								
9	広野川	1号								
		2号								
10	柑子袋宮居町	1号								
		2号								
11	落合川4	1号								
		2号								
12	落合川3	1号								
		2号								
13	落合川2	1号								
		2号								
14	落合川1	1号								
		2号								
15	美松苑	1号								
		2号								
16	夏見新田	1号								
		2号								
17	夏見	1号								
		2号								
18	夏見工業団地	1号								
		2号								
19	新開西	1号								
		2号								
20	新開東	1号								
		2号								
21	瑞美ヶ丘	1号								
		2号								
22	妙感寺-1	1号			/					
		2号								

令和 年 月 マンホールポンプ点検結果判定用紙(2/3)

No.	施設名	判定基準	電流値	絶縁抵抗値	運転時間	制御盤外観	制御盤内部	各表示灯の点灯状態	漏電遮断器の作動状態	自動通報・監視装置の作動状態
			定格値以下	1MΩ以上	大幅な偏りがないこと	がたつき、損傷、発錆	ほこり、ごみ、結露がないこと	正しく点灯すること	正常動作すること	正常動作すること
23	妙感寺-2	1号			/					
		2号								
24	三雲東町	1号								
		2号								
25	三雲 (ユニット)	1号			/					
		2号								
26	岩根東口	1号								
		2号								
27	南陽台	1号								
		2号								
28	下田東	1号								
		2号								
29	桐松	1号								
		2号								
30	下田雷古	1号								
		2号								
31	下田	1号								
		2号								
32	田代ヶ池	1号								
		2号								
33	大谷	1号								
		2号								
34	イワタニ	1号								
		2号								
35	サイドタウン	1号								
		2号								
36	三上台	1号								
		2号								
37	正福寺	1号								
		2号								
38	ひばりヶ丘	1号								
		2号								
39	三雲百枚谷	1号								
		2号								
40	三雲駅南	1号								
		2号								
41	西山川1	1号								
		2号								
42	西山川2	1号								
		2号								
43	三雲畑	1号								
		2号								
44	三雲リバーサイド	1号								
		2号								
45	石部西	1号								
		2号								
46	朝国	1号								
		2号								

令和 年 月 マンホールポンプ点検結果判定用紙(3/3)

No.	施設名	判定基準	電流値	絶縁抵抗値	運転時間	制御盤外観	制御盤内部	各表示灯の点灯状態	漏電遮断器の作動状態	自動通報・監視装置の作動状態
			定格値以下	1MΩ以上	大幅な偏りがないこと	がたつき、損傷、発錆	ほこり、ごみ、結露がないこと	正しく点灯すること	正常動作すること	正常動作すること
47	石部口1	1号								
		2号								
48	石部北宅内 株昭建	1号								
		2号								
49	石部口2	1号								
		2号								
50	石部口3	1号								
		2号								

令和 年度 月 マンホールポンプ設備 定期点検記録

No.	施設名 (点検時刻)	電力量(動力) kWh		電力量(電灯) kWh		運転時間(No.1) h		運転時間(No.2) h		水中ポンプ				制御盤				外観		備考欄
		前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	電流値	絶縁抵抗測定			故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
1	柑子袋宮居町 R . . () :	前回		前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回		今回		今回		今回		基準値	7.0-10.0	A	前回値							MΩ
		使用量		使用量		使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値		前年値						基準値	7.0-10.0	A	前回値	MΩ						
2	柑子袋西浦 R . . () :	前回		前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回		今回		今回		今回		基準値	3.0-4.0	A	前回値							MΩ
		使用量		使用量		使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値		前年値						基準値	3.0-4.0	A	前回値	MΩ						
3	落合川1 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	3.0-3.5	A	前回値							MΩ
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値								基準値	3.0-3.5	A	前回値	MΩ						
4	落合川2 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	3.0-4.0	A	前回値							MΩ
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値								基準値	3.0-4.0	A	前回値	MΩ						
5	落合川3 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	5.0-6.0	A	前回値							MΩ
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値								基準値	5.0-6.0	A	前回値	MΩ						
6	落合川4 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	4.5-5.5	A	前回値							MΩ
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値								基準値	4.5-5.5	A	前回値	MΩ						
7	柑子袋岡山1 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	8.0-9.0	A	前回値							MΩ
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値								基準値	8.0-9.0	A	前回値	MΩ						
8	柑子袋岡山2 R . . () :	前回		前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回		今回		今回		今回		基準値	5.5-6.0	A	前回値							MΩ
		使用量		使用量		使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値		前年値						基準値	5.5-6.0	A	前回値	MΩ						

シンボル: ○...異常なし △...停止中 ×...異常ありまたは故障中(内容は備考欄に記入)

No.	施設名 (点検時刻)	電力量(動力) kWh		電力量(電灯) kWh		運転時間(No.1) h		運転時間(No.2) h		水中ポンプ				制御盤			外観		備考欄	
		前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	電流値	絶縁抵抗測定	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H			
9	広野川 R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H		
		今回			今回		今回		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ								
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ								
		前年値			前年値		前年値		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ								
10	岩根東口 R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H		
		今回			今回		今回		基準値	5.0-6.0 A	前回値	MΩ								
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ								
		前年値			前年値		前年値		基準値	5.0-6.0 A	前回値	MΩ								
11	田代ヶ池 R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H		
		今回			今回		今回		基準値	9.0-11.5 A	前回値	MΩ								
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ								
		前年値			前年値		前年値		基準値	9.0-11.5 A	前回値	MΩ								
12	南陽台 R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H		
		今回			今回		今回		基準値	7.5-8.5 A	前回値	MΩ								
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ								
		前年値			前年値		前年値		基準値	7.5-8.5 A	前回値	MΩ								
13	大谷 R . . () :	前回		前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H	
		今回		今回		今回		今回		基準値	12.2-16.0 A	前回値	MΩ							
		使用量		使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ									
		前年値		前年値		前年値		基準値	12.2-16.0 A	前回値	MΩ									
14	ひばりヶ丘 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H	
		今回				今回		今回		基準値	6.0-7.0 A	前回値	MΩ							
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値				前年値		前年値		基準値	6.0-7.0 A	前回値	MΩ							
15	下田 R . . () :	前回		前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H	
		今回		今回		今回		今回		基準値	5.5-6.3 A	前回値	MΩ							
		使用量		使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ									
		前年値		前年値		前年値		基準値	5.5-6.3 A	前回値	MΩ									
16	下田雷古 R . . () :	前回		前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H	
		今回		今回		今回		今回		基準値	2.5-3.5 A	前回値	MΩ							
		使用量		使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ									
		前年値		前年値		前年値		基準値	2.5-3.5 A	前回値	MΩ									
17	下田東 R . . () :	前回			前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	M	H
		今回			今回		今回		今回		基準値	11.0-12.8 A	前回値	MΩ						
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ								
		前年値			前年値		前年値		基準値	11.0-12.8 A	前回値	MΩ								

シンボル: ○…異常なし △…停止中 ×…異常ありまたは故障中(内容は備考欄に記入)

No.	施設名 (点検時刻)	電力量(動力) kWh		電力量(電灯) kWh		運転時間(No.1) h		運転時間(No.2) h		水中ポンプ				制御盤			外観		備考欄
		前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	電流値	絶縁抵抗測定	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常			
18	桐松 R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回			今回		今回		基準値	8.0-10 A	前回値	MΩ							
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値			前年値		前年値		基準値	8.0-10 A	前回値	MΩ							
19	三雲東町 R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回			今回		今回		基準値	3.0-3.5 A	前回値	MΩ							
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値			前年値		前年値		基準値	3.0-3.5 A	前回値	MΩ							
20	三雲(ユニット) R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回			今回		今回		基準値	6.0-6.2 A	前回値	MΩ							
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値			前年値		前年値		基準値	6.0-6.2 A	前回値	MΩ							
21	新開西 R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回			今回		今回		基準値	3.2-4.0 A	前回値	MΩ							
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値			前年値		前年値		基準値	3.2-4.0 A	前回値	MΩ							
22	新開東 R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回			今回		今回		基準値	3.6-4.6 A	前回値	MΩ							
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値			前年値		前年値		基準値	3.6-4.6 A	前回値	MΩ							
23	瑞美ヶ丘 R . . () :	前回			前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回			今回		今回		基準値	4.8-6.0 A	前回値	MΩ							
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値			前年値		前年値		基準値	4.8-6.0 A	前回値	MΩ							
24	三雲百枚谷 R . . () :	前回		電圧	前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回			今回		今回		基準値	2.0-4.0 A	前回値	MΩ							
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値			前年値		前年値		基準値	2.0-4.0 A	前回値	MΩ							
25	三雲駅南 R . . () :	前回		電圧	前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回			今回		今回		基準値	5.0-6.5 A	前回値	MΩ							
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値			前年値		前年値		基準値	5.0-6.5 A	前回値	MΩ							
26	三雲畑 R . . () :	前回		電圧	前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回			今回		今回		基準値	A	前回値	MΩ							
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値			前年値		前年値		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							

シンボル: ○…異常なし △…停止中 ×…異常ありまたは故障中(内容は備考欄に記入)

No.	施設名 (点検時刻)	電力量(動力) kWh		電力量(電灯) kWh		運転時間(No.1) h		運転時間(No.2) h		水中ポンプ				制御盤			外観		備考欄				
		前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	電流値		絶縁抵抗測定		故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常					
27	三雲リバーサイド R . . () :	前回		電圧	前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常						
		今回			今回		今回		基準値	5.0-6.5 A	前回値	MΩ											
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ											
		前年値			前年値		前年値		基準値	5.0-6.5 A	前回値	MΩ											
						単位:min	単位:min					○	○	○	○	○							
28	夏見 R . . () :	前回		前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常					
		今回		今回		今回		基準値	15.0-16.0 A	前回値	MΩ												
		使用量		使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ												
		前年値		前年値		前年値		基準値	15.0-16.0 A	前回値	MΩ												
29	夏見新田 R . . () :	前回		/	前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常						
		今回			今回		今回		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ											
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ											
		前年値			前年値		前年値		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ											
30	夏見工業団地 R . . () :	前回		前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常					
		今回		今回		今回		基準値	6.0-7.0 A	前回値	MΩ												
		使用量		使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ												
		前年値		前年値		前年値		基準値	6.0-7.0 A	前回値	MΩ												
31	美松苑 R . . () :	前回		/	前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常						
		今回			今回		今回		基準値	5.0-6.5 A	前回値	MΩ											
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ											
		前年値			前年値		前年値		基準値	5.0-6.5 A	前回値	MΩ											
32	阿星 R . . () :	前回		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常							
		今回		今回		今回		基準値	30.0-38.0 A	前回値	MΩ												
		使用量		使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ												
		前年値		前年値		前年値		基準値	30.0-38.0 A	前回値	MΩ												
						運転時間(No.3) h	運転時間(攪拌機)																
						前回		前回		No.3	A							No.3	MΩ	運転号機選択COS			
				今回		今回		基準値	30.0-38.0 A	前回値	MΩ	1,2号・2,3号・3,1号											
33	石部南7丁目東 R . . () :	前回		/	前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常						
		今回			今回		今回		基準値	3.4-4.0 A	前回値	MΩ											
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ											
		前年値			前年値		前年値		基準値	3.4-4.0 A	前回値	MΩ											
34	石部南7丁目西 R . . () :	前回		/	前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常						
		今回			今回		今回		基準値	3.4-4.0 A	前回値	MΩ											
		使用量			使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ											
		前年値			前年値		前年値		基準値	3.4-4.0 A	前回値	MΩ											

シンボル: ○...異常なし △...停止中 ×...異常ありまたは故障中(内容は備考欄に記入)

No.	施設名 (点検時刻)	電力量(動力) kWh		電力量(電灯) kWh		運転時間(No.1) h		運転時間(No.2) h		水中ポンプ				制御盤		外観		備考欄	
		前回	今回	前回	今回	前回	今回	前回	今回	電流値	絶縁抵抗測定	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常			
35	石部南2丁目 R . . () :	前回							No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回							基準値	7.0-8.5 A	前回値	MΩ							
		使用量							No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値							基準値	7.0-8.5 A	前回値	MΩ							
36	宝来坂 R . . () :	前回							No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回							基準値	7.0-14.0 A	前回値	MΩ							
		使用量							No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値							基準値	7.0-14.0 A	前回値	MΩ							
37	石部西 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常	
		今回				今回		今回		基準値	1.5-2.5 A	前回値	MΩ						
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ						
		前年値				単位:min		単位:min		基準値	1.5-2.5 A	前回値	MΩ						
38	イワタニ R . . () :	前回				前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常	
		今回				今回		今回		基準値	5.0-6.0 A	前回値	MΩ						
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ						
		前年値				使用量		使用量		基準値	5.0-6.0 A	前回値	MΩ						
39	三上台 R . . () :	前回				前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常	
		今回				今回		今回		基準値	7.5-9.5 A	前回値	MΩ						
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ						
		前年値				使用量		使用量		基準値	7.5-9.5 A	前回値	MΩ						
40	サイドタウン R . . () :	前回				前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常	
		今回				今回		今回		基準値	5.5-6.5 A	前回値	MΩ						
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ						
		前年値				使用量		使用量		基準値	5.5-6.5 A	前回値	MΩ						
41	妙感寺-1 R . . () :	前回								No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常	
		今回								基準値	2.5-3.0 A	前回値	MΩ						
		使用量								No.2	A	No.2	MΩ						
		前年値								基準値	2.5-3.0 A	前回値	MΩ						
42	妙感寺-2 R . . () :	前回								No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常	
		今回								基準値	6.0-7.0 A	前回値	MΩ						
		使用量								No.2	A	No.2	MΩ						
		前年値								基準値	6.0-7.0 A	前回値	MΩ						

シンボル: ○...異常なし △...停止中 ×...異常ありまたは故障中(内容は備考欄に記入)

No.	施設名 (点検時刻)	電力量(動力)		電力量(電灯)		運転時間(No.1)		運転時間(No.2)		水中ポンプ				制御盤			外観			備考欄
		kWh		kWh		h		h		電流値		絶縁抵抗測定		故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
43	西山川1 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ						故障表示	盤内確認
		今回				今回		今回		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値				単位:min		単位:min		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
44	西山川2 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値				単位:min		単位:min		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
45	正福寺 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	5.0-6.0 A	前回値	MΩ							
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値				単位:min		単位:min		基準値	5.0-6.0 A	前回値	MΩ							
46	朝国 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値				単位:min		単位:min		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
47	石部口1 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値				単位:min		単位:min		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
48	石部北宅内(櫛昭建) R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値				単位:min		単位:min		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
49	石部口2 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値				単位:min		単位:min		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
50	石部口3 R . . () :	前回		電圧		前回		前回		No.1	A	No.1	MΩ	故障表示	盤内確認	通信装置	施錠確認	MH異常		
		今回				今回		今回		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							
		使用量				使用量		使用量		No.2	A	No.2	MΩ							
		前年値				単位:min		単位:min		基準値	3.0-4.0 A	前回値	MΩ							

シンボル:○...異常なし △...停止中 ×...異常ありまたは故障中(内容は備考欄に記入)

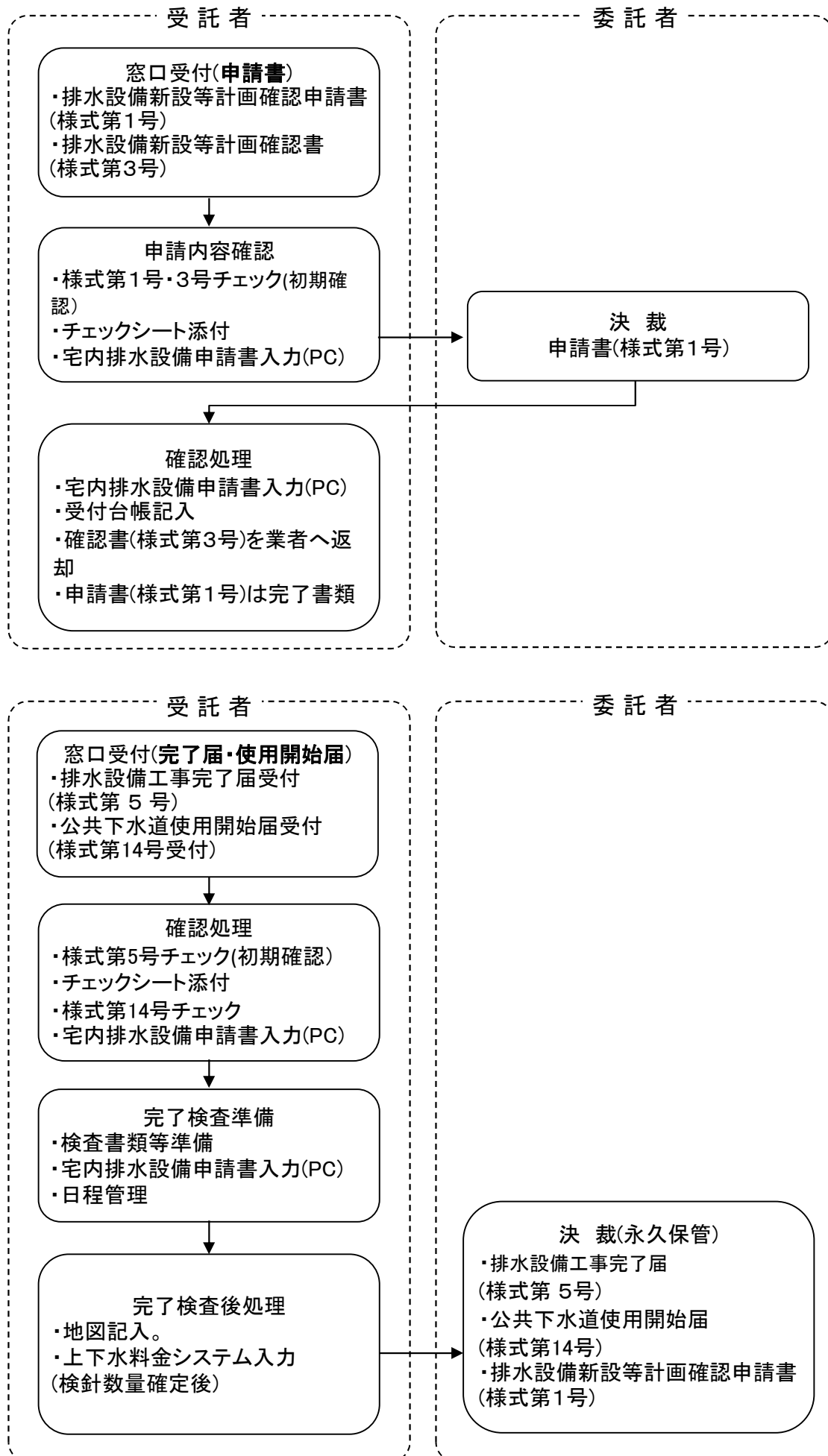
宅内排水設備検査業務手順書

令和 3年 4月 1日見直し

部	上下水道事業所	課等	上下水道課	担当	下水道事業担当
シート 番号	37	業務・事務	宅内排水検査		

業務・事務フロー		事務内容	関連法令等	成果物 記録類
関連部門	当該部門			
申請者		宅内排水設備基準に基づき、排水設備工事指定店への排水設備工事の指導及び手続き等の指導を行い、検査を実施する。		
↓ 依頼				
指定工事店	宅内排水設備工事 計画確認申請書の受付	指定工事店から提出された申請書の受付を行う。	下水道条例 指定工事店規則 宅内排水設備基準	受付簿 確認申請書控
	↓ 申請			
	審査	宅内排水設備基準に適合しているか審査する。		
	↓			
	確認書交付	指定工事店に確認書を交付し 宅内工事指示		
	↓			
	工事完了届 の受理	宅内工事の完了届を受理		完了届
	↓			
	宅内検査	宅内検査を実施し、不都合の場合はやり直し指示		
	↓			
	検査済証の交付	検査の結果、計画通り完了していれば検査済証を申請者に交付する。		下水道 使用開始届
	↓			
	使用開始	完了届・受付簿に検査日を記入する。		

■下水道宅内排水設備フロー [申請・完了・検査]



排水設備新設等計画確認申請書の提出前申告 （窓口持参者にて記入チェック願います。）

指 定 工 事 店 名			
窓 口 持 参 者 氏 名			
責任技術者氏名および連絡先	氏名		連絡先

▼現地の公共汚水ますについて、内部の滞水及び破損等の不具合がないことを確認済みですか？

- 確認済みです 未確認です 今後、新設します

※未確認の場合は、早急に内部を確認してください。（内部に滞水及び破損等があれば上下水道課と着工前協議が必要です。）

▼現地に既設管がありますか？既設管がある場合、検査基準に適合していますか？

- 既設管なし 既設管あり ……………→ 基準適合している 基準適合していない

※既設管が改修困難で検査基準に適合していないときは、申請前に上下水道課と協議してください。確約書提出の場合あり。

▼申請書について、署名、押印、電話番号、使用人数などに未記載箇所がありますか？

- 未記載箇所なし。 未記載箇所あり（箇所名・理由 ）

※署名・押印の未記載は、本人による署名・押印が必要。誓約書は、申請者本人による自筆署名が必須です（法人除く）

▼設計図について、「湖南省下水道排水設備の手引き」に準じて記入していますか？

- 使用している 使用していない（施設名称を日本語表記で記入してください。例：トイレ、洗面所など）

▼設計図について、勾配2/100未満の排水設備配管がありますか？

- 勾配2/100未満なし 勾配2/100未満あり（勾配2/100未満は、設計図に理由根拠を記載、協議必要）

▼設計図について、口径100^{mm}未満の排水設備配管がありますか？

- 口径100^{mm}未満なし 口径100^{mm}未満あり（配管は、口径基準100^{mm}以上、設計図の修正必要）

▼設計図について、2階から1階への屋外配管の露出立管がありますか？

- 露出立管なし 露出立管あり（耐候防護措置を設計図に明示してください。例：VP管、塗装、鞘管など）

▼設計図について、下水接続の屋外洗い場（足洗い場・洗濯場・流し台等）がありますか？

- なし あり（耐候防護措置を設計図に明示してください。例：VP管、塗装、鞘管など）

▼台所流しの排水が流入する防臭ますについて、単独流入または複数流入のどちらですか？

- 台所流し単独流入です
 台所流し他2箇所以上の複数流入です（2箇所までの流入可です。3箇所の流入がある場合は修正してください。）

▼申請書を提出すると、後日に確認書を窓口に取り取りに来ていただくことになります。

- 了解しました

受付者サイン

排水設備新設等計画確認書にかかる一般条件

(湖南省下水道条例施行規程第6条の確認書にかかる一般条件) 湖南省上下水道課

公共汚水ます接続時の内部確認について

- 公共汚水ます接続の際は、バケツ一杯程度の水を流して内部に滞水及び損傷がないことを、確認してから接続すること。滞水及び損傷が見受けられる場合は、上下水道課へ連絡協議すること。

設計図と現地配管について

- 設計図と現地配管に相違が生じる見込みとなった時は、以下を参照のこと。
- ※設計図と相違して現地配管に軽微な変更（配管延長の変更、配管方向の変更等）が工事中生じることが判明したときは、竣工図を工事完了届と同時に提出のこと。
- ※設計図と相違して現地配管に重要な変更（公共ます、中間ます、防臭ます、トラップます等の種類変更及び排水路の変更等）が工事中に生じることが判明したときは、即時に上下水道課と協議を行い、変更設計図を提出して確認を受けること。

工事完了届及び検査について

- 工事完了届及び使用開始届は、工事の完了した日から5日以内に届け出ること。（市下水道条例第8条）
- 工事完了届及び使用開始届は、届出人が署名押印したものを提出のこと。また、届出人の住所、電話番号、使用人員、開始日、開始時メーター指針等を漏れなく記載して提出すること。
- 工事完了届の提出前に設計図と現地配管が一致していることを現地確認すること。
 - ・重要な変更があった場合は、変更設計図を提出のこと。
 - ・検査当日の変更設計図の提出は受領しない。
- 検査は、指定工事店の責任技術者が立ち会いのこと。（市指定工事店規程第8条）
 - ・申請者にも立ち会いを求めること。
- 検査を受けるにあたっては、汚水ますの蓋を開放し、防臭ますのエルボを外しておくこと。
- 検査時にトイレ・流し台から排水を流せるよう事前準備をすること。
- 引渡後等で、屋内に入れられない場合は検査不合格とする。指定工事店にて調整すること。
- 検査が受けられなくなった時点で速やかに上下水道課に連絡すること。

注意事項

- 竣工図と現地配管の整合が取れていること。
- 配管内に滞水がないこと。
- 防臭ますやトラップ付き中間ますへの逆流がないこと。
- 雨水流入がないこと。
- 上記について指導があった場合、検査不合格となるため、修正、修繕のうえ再検査を受けること。

既設配管について

- 『湖南省下水道排水設備の手引き』に準じていない場合は上下水道課と協議を行うこと。
- 既設配管であっても、流し台等からの排水は防臭ますの設置が必要。
- 屋外流し台等からの雨水流入は認めない。

着工延期について

- 着工延期になった場合は、すみやかに上下水道課へ連絡すること。6ヶ月以上の着工延期となる場合は申請書を取り下げ、別途再申請すること。

下水道宅内排水設備工事検査確認表

検査日	メーター指針		検査員
	使用開始時	検査時	
	m^3	m^3	

水道メーター	口径 番号	施工業者名
--------	----------	-------

チェック欄	検査確認	確認(指導)欄
<input type="checkbox"/>	竣工図と差異がないか(マスの種類、数、位置、経路等)	
<input type="checkbox"/>	マス間の配管が正しく接続されているか	
<input type="checkbox"/>	宅内から正しくマスに排水されるか(入りは2本まで)	
<input type="checkbox"/>	配管に水が滞留せずに公共マスまで流れるか	
<input type="checkbox"/>	最上流のマス出口側の土被りは20cm以上あるか	
	(マス周囲をモルタル等で防護している場合、 管径と同じ長さの土被りがあるか)	
チェック欄	防臭マス、阻集器	確認(指導)欄
<input type="checkbox"/>	台所等に防臭柵が設置されているか	
<input type="checkbox"/>	エルボ等で封水されているか	
<input type="checkbox"/>	マスの内側はコーキングされているか	
<input type="checkbox"/>	必要箇所にグリース・ヘア阻集器が設置されているか	
その他確認欄		
<input type="checkbox"/>	外構工事は完了しているか (完了していない場合、仮検査扱いとするが合否は問わない。)	
<input type="checkbox"/>	既設防臭マスは正しく設置されているか (コーキング、エルボの有無、マス深(土被り)が不適合の場合、 備考欄に参考記録として記入するが合否は問わない)	
(特記事項又は不合格の場合、その理由)		

湖南省 上下水道事業所 上下水道課 様

課長	課長補佐	主幹	合議	担当者

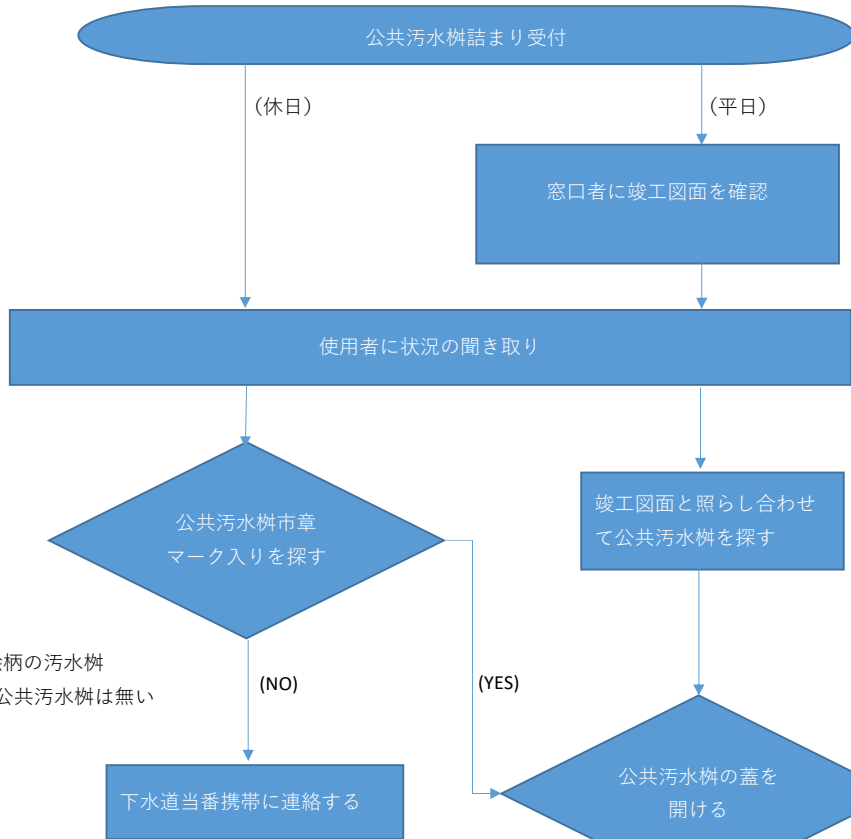
下水道宅内排水設備検査報告書

報告日: 令和 年 月 日
 検査日: 令和 年 月 日
 日本メンテナンスエンジニアリング株式会社

上記の業務について、検査を行いましたので結果を御報告致します。

確認者

番号	検査時間	検査場所	施主	施工業者	判定
1	AM9:00				
	コメント				
2	AM10:00				
	コメント				
3	AM11:00				
	コメント				
4	PM1:30				
	コメント				
5	PM2:30				
	コメント				
6	PM3:30				
	コメント				
合計		件	検査員		
(備考)					



- 凡例と同じ絵柄の汚水柵
- 200mm未満の公共汚水柵は無い



- 湖南省上下水道課
0748-71-2338
- 湖南省下水道当番
090-5067-2600

- 管工事組合相談窓口
(平日8:30~17:00)
0748-72-7238

硫化水素抑制剤調達業務 特記仕様書

(目的)

第1条 本仕様書は、甲西北汚水ポンプ場において発生する硫化水素濃度を一定基準値内に抑えるため、管内に注入する抑制剤を安定的に調達することを目的とする。

(納入規格)

第2条 納入する硫化水素抑制剤は、納入時の品質が下表に適合する製品とする。

(日鉄鉱業(株)製 ダッシュユース K-100 相当品)

表 品質

項目	単位	規格
外観	—	透明な茶褐色
PH	1 v / v %	1.0 以上
比重 (20℃)	G / mL	1.30~1.45
全鉄 (T - Fe)	%	7 以上
硝酸イオン (NO ₃ ⁻)	%	25~35

(品質検査)

第3条 納入する PAC の品質検査については、次のとおりとする。

(1) 試験成績表-1 (初回納入時のみ。)

受託者は、初回納入時までには製品に対する成分表と取扱いに伴う安全データシート (SDS) を提出するものとする。

(2) 試験成績表-2 (納入毎)

受託者は、納入する硫化水素抑制剤の成分分析表及び計量証明書を納入する輸送車ごとに委託者へ提出すること。成分分析表の項目は上記表のとおりとする。また、成績表には、分析機関名を明記するものとする。

(3) 受託者は、委託者が独自に行う検査に必要な試料の採取について指示があった場合は、速やかに提供するものとする。

(4) 品質確認の結果、品質不良と認められたときは、受託者は遅滞なく硫化水素抑制剤の取替えに応じなければならない。

(納入場所及び期間)

第4条 硫化水素抑制剤の納入先及び期間については、次のとおりである。

(1) 納入先

湖南省日枝町 甲西北汚水中継ポンプ場内

(2) 納入期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで

(調達予定数量及び納入方法)

第5条 1回に調達する予定数量及び年間の調達予定数量及び納入方法は次のとおりとする。また調達数量は汚水中継ポンプ場の稼動状況により変動するものとする。

(1) 1回に調達する予定数量 4,000kg~5,000kg

(2) 年間の調達予定数量 55,000kg

(3) 納入方法 タンクローリーによるものとする。(接続部分 50A フランジ)

(添加設備等の設置)

第6条 受注者は甲西北汚水中継ポンプ場内に硫化水素抑制剤を注入するため、次の設備を受注者の負担で設置するものとする。設置場所については委託者と協議して決定するとともに十分な漏洩対策を講じること。

(1) 薬品貯留タンク 6 m³

(2) 薬品注入ポンプ 約 30~300ml/min

(納入時間)

第7条 納入時間は、午前9時から午後4時までとする。

(計量)

第8条 納入量の検収は、受託者が計量法で定める検定に合格した計量器で計量し、これに基づく計量証明書を委託者に提出し、委託者がこれを受領・確認することをもって委託者の検収に代えるものとする。

2 検収の結果、数量不足があるときは、遅滞なく硫化水素抑制剤の不足分を補充しなければならない。

3 前項に係る計量証明の費用は、受託者の負担とする。

(緊急時の対応)

第9条 納入時、受託者の原因で設備等を破損した場合には、受託者の責任で修理・復旧すること。

(請求及び支払)

第10条 薬品納品完了の都度、委託者と受託者で合意した単価により請求及び支払いをおこなう。また単価については、毎年4月に見直しするものとする。

(その他)

第11条 この仕様書に疑義のある場合及び定めのない事項については、その都度、委託者と受託者双方で協議して定める。

委託業務予定件数表

※ 令和7年度実績は集計中のため、令和6年度までの過去3年間の実績を示す。

No.	作業項目	R4年度	R5年度	R6年度	3年平均 (R4~R6)
1	開始届受付	321	324	311	319
2	休止届受付	385	354	405	381
3	名義変更届受付	764	800	866	810
4	公共下水道一時使用開始(廃止)届	25	12	26	21
5	送付先変更届	134	248	305	229
6	口座振替依頼書	1,337	1,369	1,305	1,337
7	下水道使用量に係る使用人数届書	9	5	12	9
8	給水装置工事受付件数	267	234	248	250
9	下水道宅内排水設備工事受付件数	269	233	234	245
10	下水道私設メーター設置届	—	—	—	6
11	下水道私設メーター取替報告	—	—	—	6
12	給水装置工事申込書処理件数	949	810	882	880
13	下水道宅内排水設備工事申請書処理件数	1,311	1,189	1,240	1,247
14	水道料金・下水道使用料の算定に関する特例措置適用申請	92	86	118	99
15	減免申請書(水道料金)	133	160	126	140
16	減免申請書(下水道使用料)	138	149	118	135
17	料金収納件数(水道料金・下水道使用料・受益者負担金)	4,314	4,672	4,718	4,568
18	電話対応件数(内線含む)	—	—	—	5,000
19	給水装置工事竣工検査件数	251	235	252	246
20	下水道宅内排水設備検査件数	270	251	257	259
21	精算調定件数(水道料金)	664	612	654	643
22	精算調定件数(下水道使用料)	412	405	466	428
23	水道メーター検針個数	108,218	108,786	109,142	108,715
24	再検針個数	7,711	8,568	8,116	8,132
25	水量認定件数	9	5	9	8
26	お知らせ票持ち帰り確認	6,882	6,952	7,140	6,991
27	お知らせ票持ち帰り発送準備	3,882	3,955	4,122	3,986
28	下水道私設メーター検針件数	521	527	541	530
29	地理情報システムデータ更新件数	1,455	1,438	1,650	1,514
30	地理情報システムデータ更新枚数	4,452	4,710	5,238	4,800
31	給水台帳新規作成件数	146	167	122	145
32	滞納整理訪問件数	2,510	2,497	2,447	2,485
33	分納誓約書作成	362	388	304	351
34	分割請求に基づく納付書発行件数	2,907	2,926	2,728	2,854
35	分割請求に基づく口座振替依頼件数	353	373	343	356
36	納付書発送数	27,349	28,302	29,181	28,277
37	督促状発送数	6,139	6,422	6,013	6,191
38	催告状発送数	536	586	525	549
39	催告状発送前準備作業	1,041	1,044	950	1,012
40	口座振替のお知らせ発送数	1,046	1,020	971	1,012
41	水道新規登録数(新設及び口径変更登録)	185	133	151	156
42	下水道新規登録数	243	211	101	185
43	料金システム異動処理入力・確認件数	3,831	4,198	4,214	4,081
44	二重納付処理件数	39	44	32	38

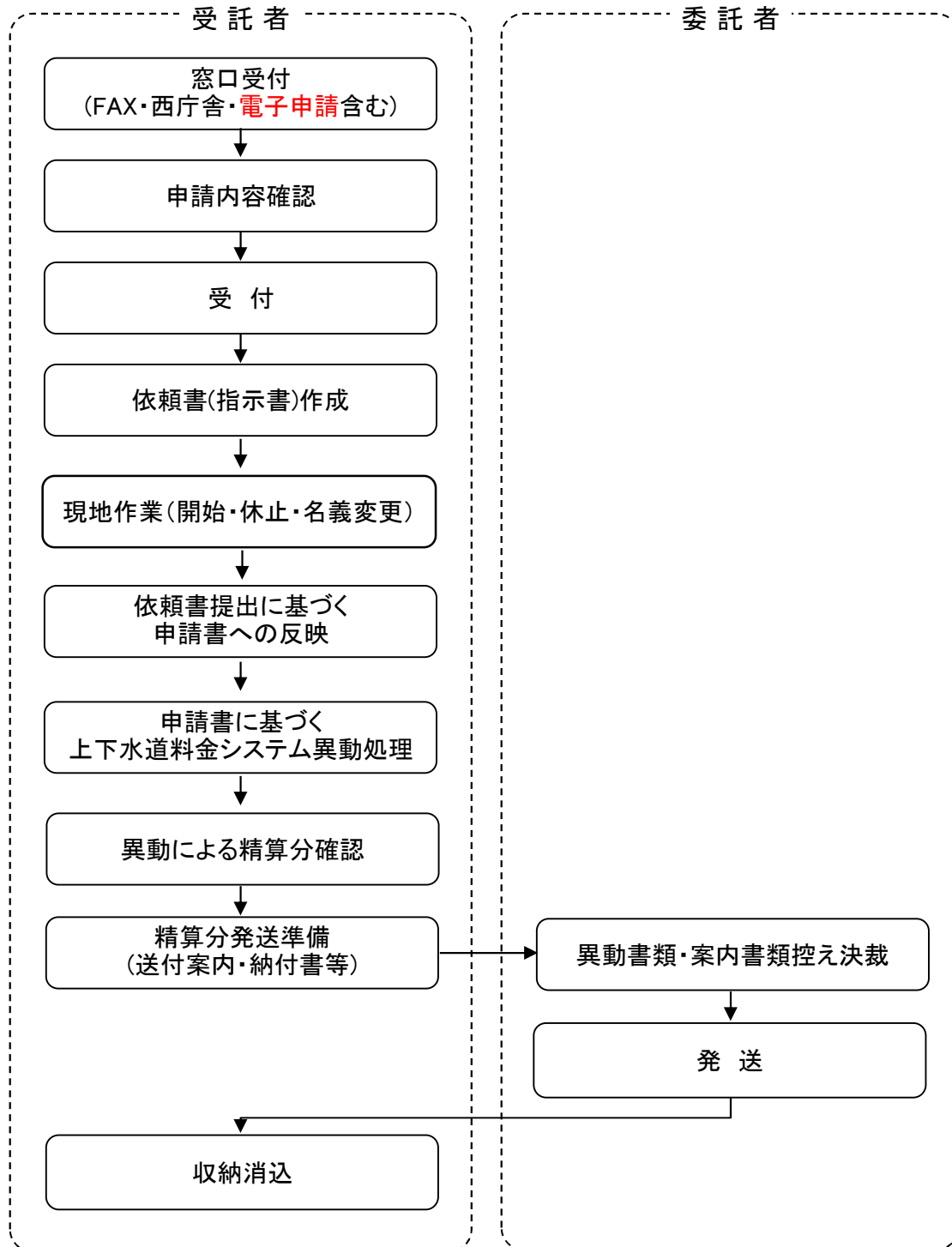
委託業務予定件数表

※ 令和7年度実績は集計中のため、令和6年度までの過去3年間の実績を示す。

No.	作業項目	R4年度	R5年度	R6年度	3年平均 (R4~R6)
45	口座不納処理	121	68	123	104
46	開始依頼書作成件数	277	265	260	267
47	休止依頼書作成件数	341	314	359	338
48	名義変更依頼書作成件数	343	323	338	335
49	現地精算件数	0	0	1	0
50	水道メーター入庫数	2,950	3,000	3,532	3,161
51	水道メーター出庫数	2,336	3,093	3,536	2,988
52	故障メーター取替依頼書作成件数	6	2	6	5
53	検定満期メーター入力件数	2,238	2,183	2,577	2,333
54	郵便不到達調査	54	50	67	57
55	大口使用者割引制度申請者処理件数	150	149	144	148
56	大口使用者割引制度申請者年度更新	24	25	25	25
57	給水停止用納入通知書発行件数	113	114	114	114
58	給水停止予告通知書発行件数	100	100	106	102
59	給水停止執行通知書発行件数（第2火曜日）	48	44	45	46
60	給水停止執行通知書発行件数（第3火曜日）	14	13	4	10
61	総調定件数（水道料金）	—	—	—	110,000
62	総調定件数（下水道使用料）	—	—	—	105,000
63	水道台帳閲覧対応	875	799	858	844
64	下水道台帳閲覧対応	833	778	843	818
65	下水道宅内排水設備完了届書類検査	269	233	234	245
66	公共汚水柵詰まり対応	20	18	12	17
67	宅内ポンプ故障対応	5	3	2	3
68	下水道排水設備責任技術者試験対応（新規・更新）	11	5	14	10
69	水洗化奨励金受付件数	0	0	0	0
70	融資あっせん受付	0	0	0	0
71	公共汚水柵特別設置申請・交付	187	138	154	160
72	占用申請受付	77	68	89	78
73	道路規制申請書	50	36	54	47
74	公共汚水柵特別設置完了届	65	53	54	57
75	下水道指定工事店申請受付（新規・更新）	77	143	58	93
76	受益者負担金確認対応	143	163	164	157
77	給配水施設工事承認申請受付・交付	177	141	166	161
78	給配水施設工事承認申請完了届	60	51	58	56
79	指定給水装置工事事業者申請受付（新規・更新）	255	106	78	146
80	取次ぎ対応（許可、確認など）	—	69	184	127

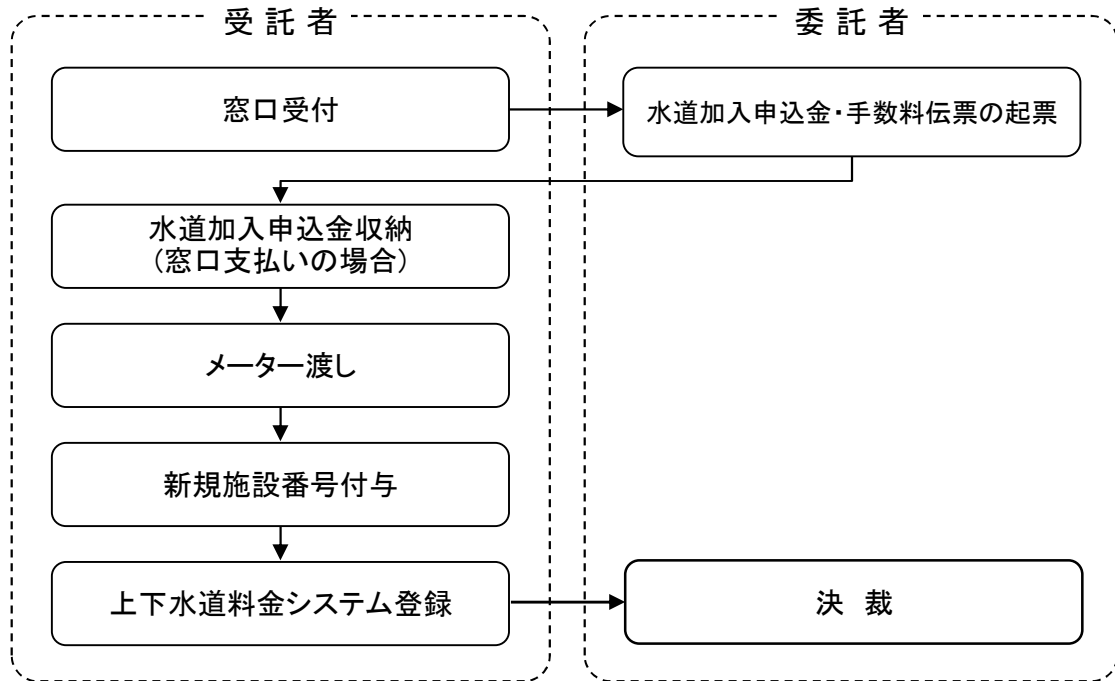
■ 受付業務フロー

[開始・休止・名義変更]

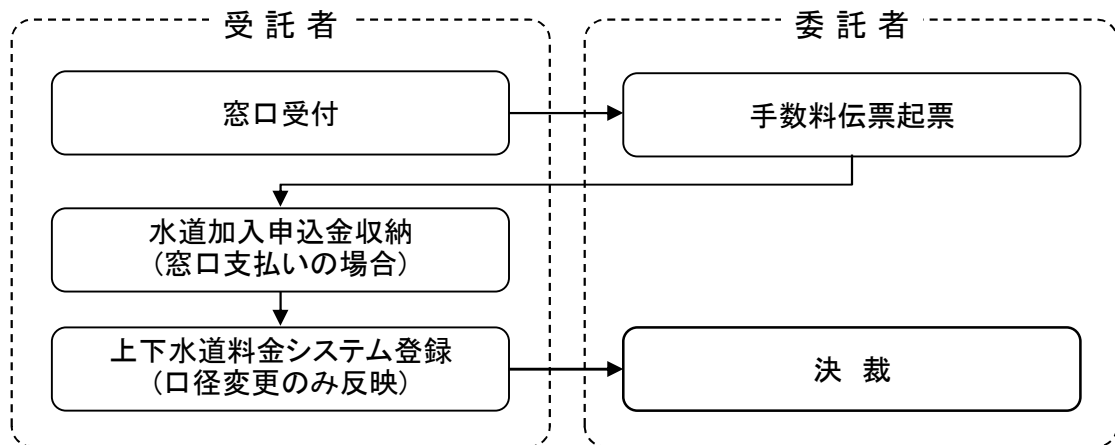


■ 受付業務フロー

[新設]

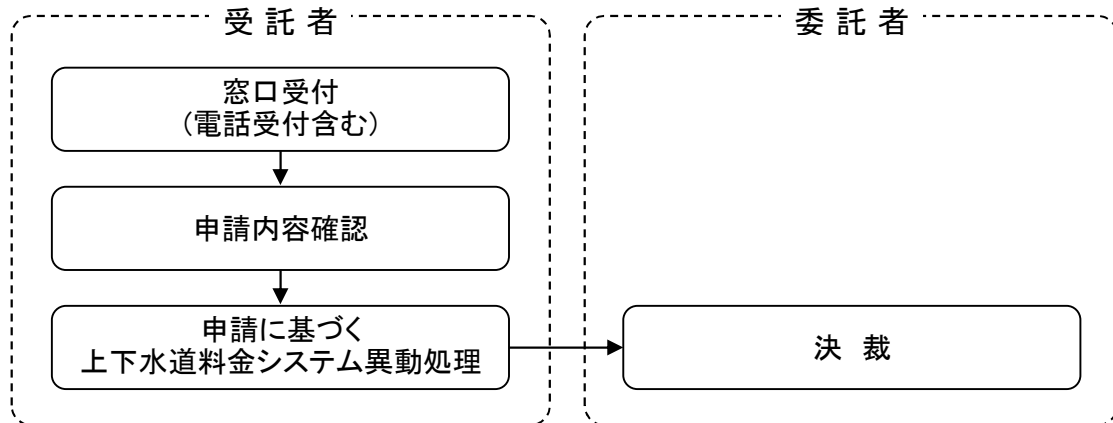


[改造]

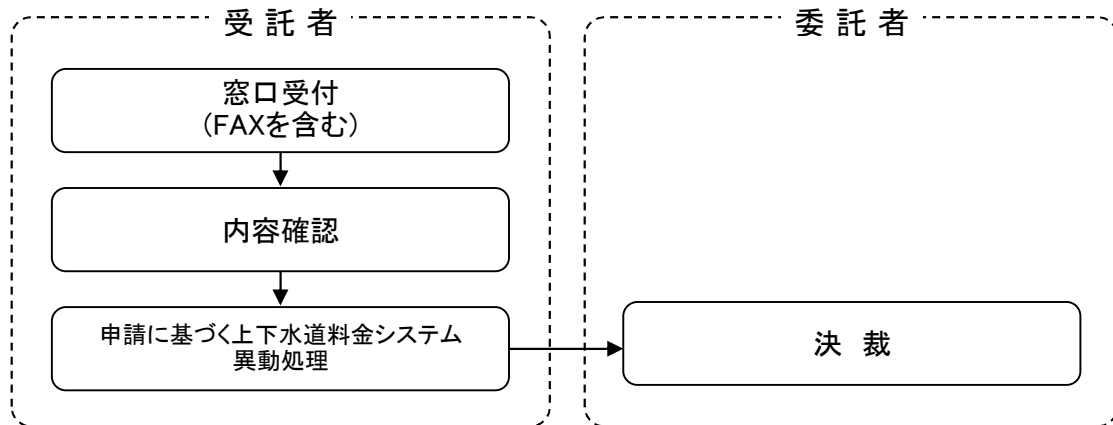


■ 受付業務フロー

[送付先変更]

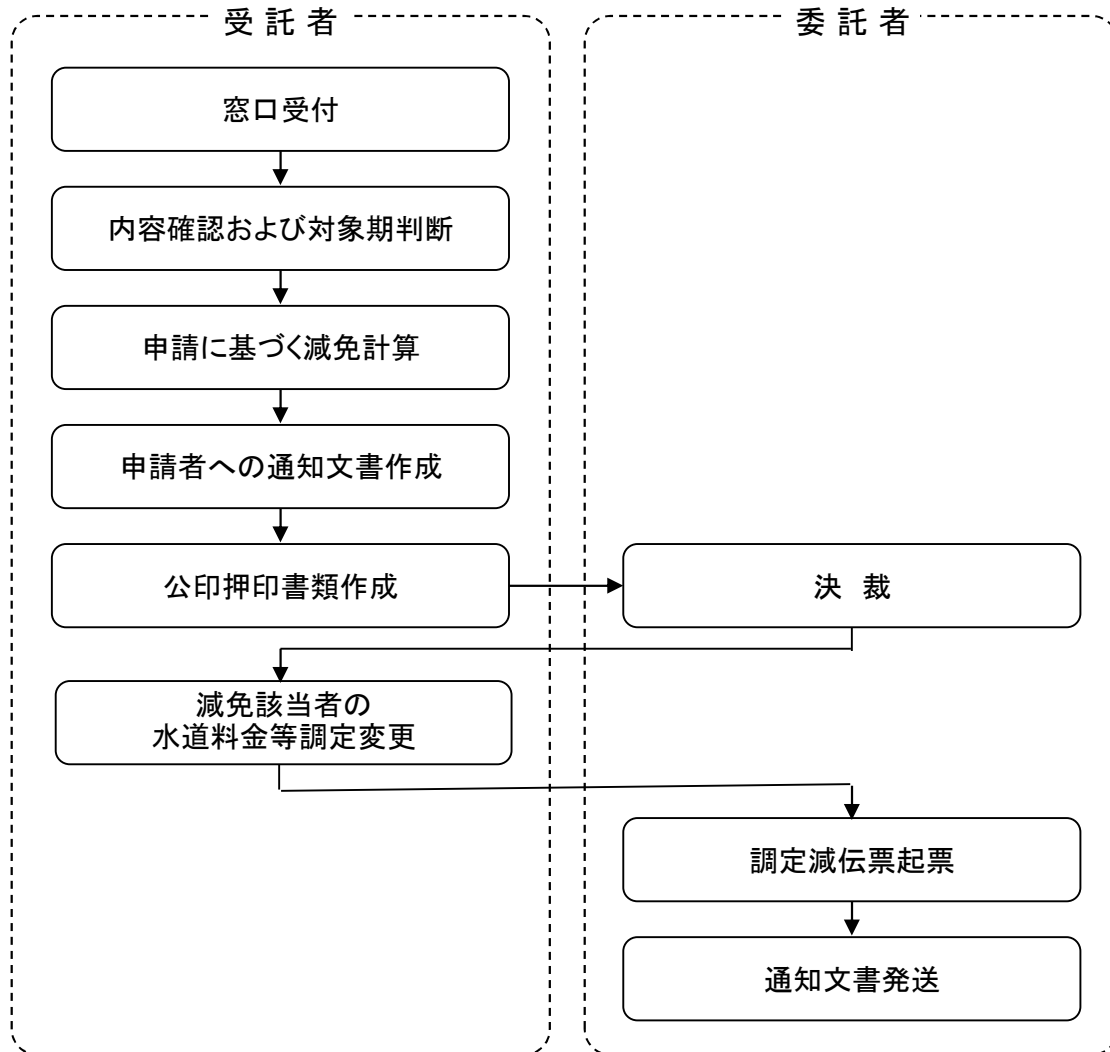


[共同住宅特例措置]



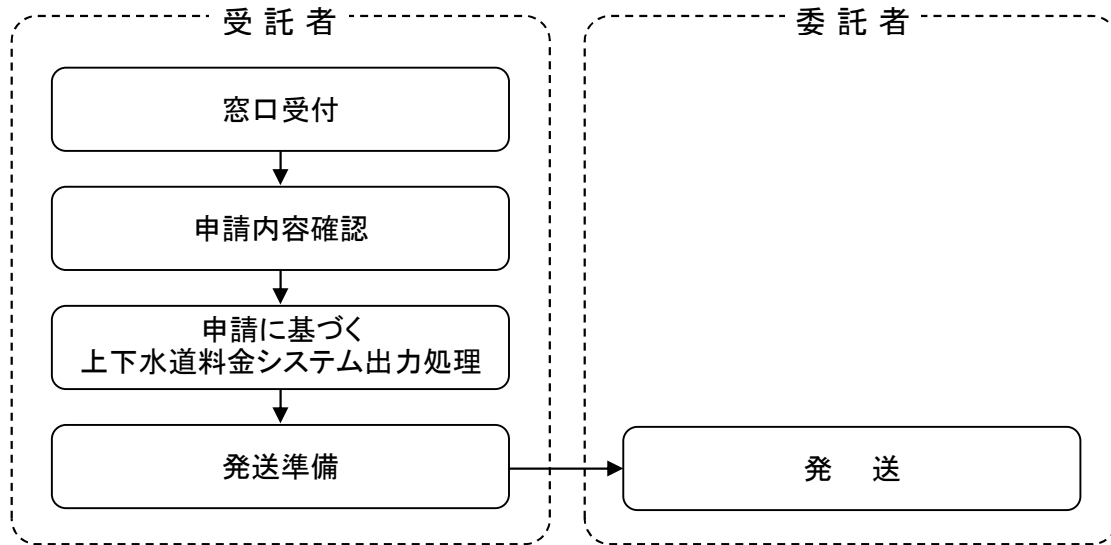
■ 受付業務フロー

[減免申請]

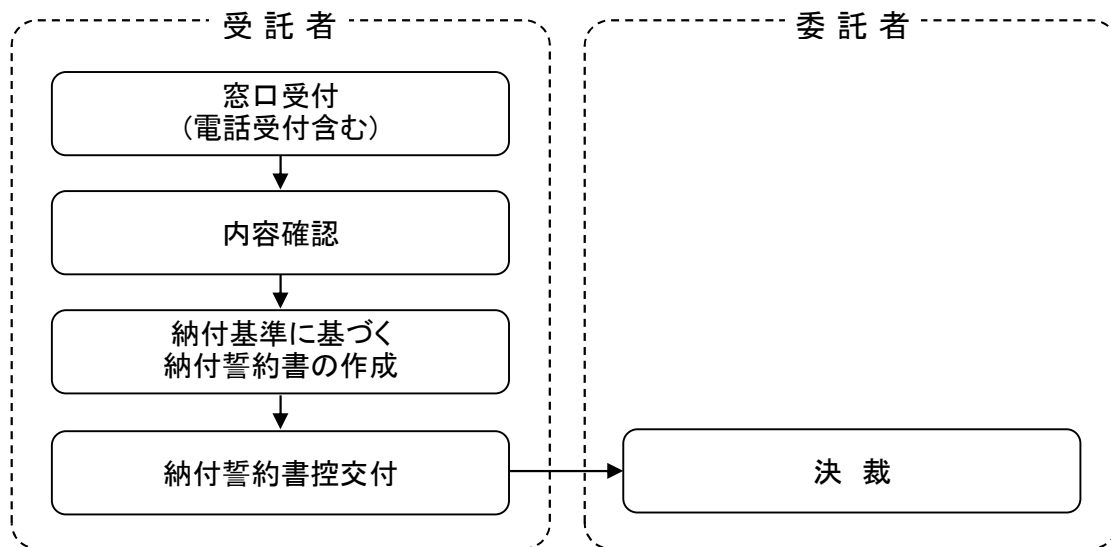


■ 受付業務フロー

[水道料金収納状況のお知らせ等の発行]

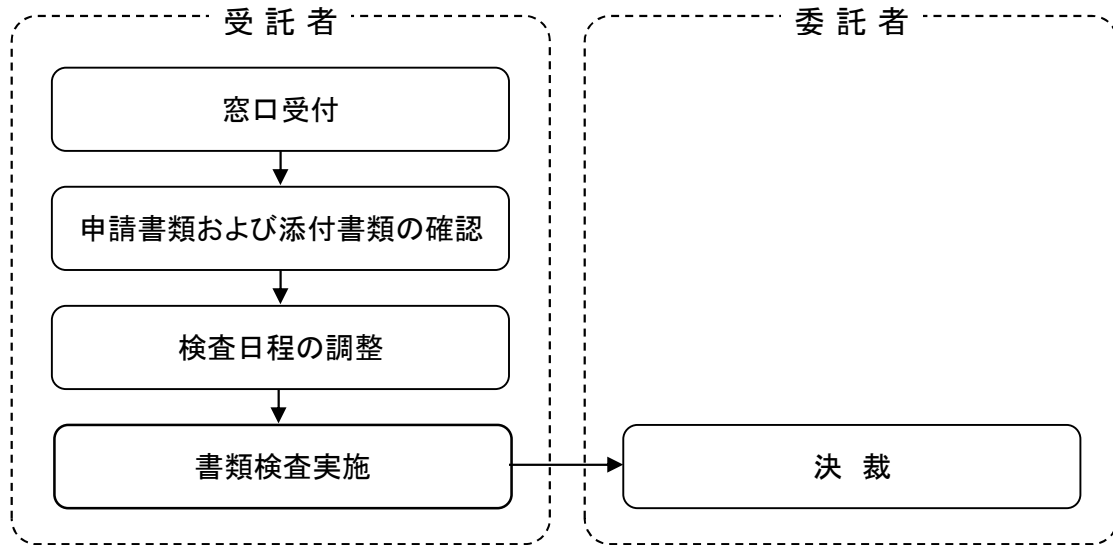


[納付相談]



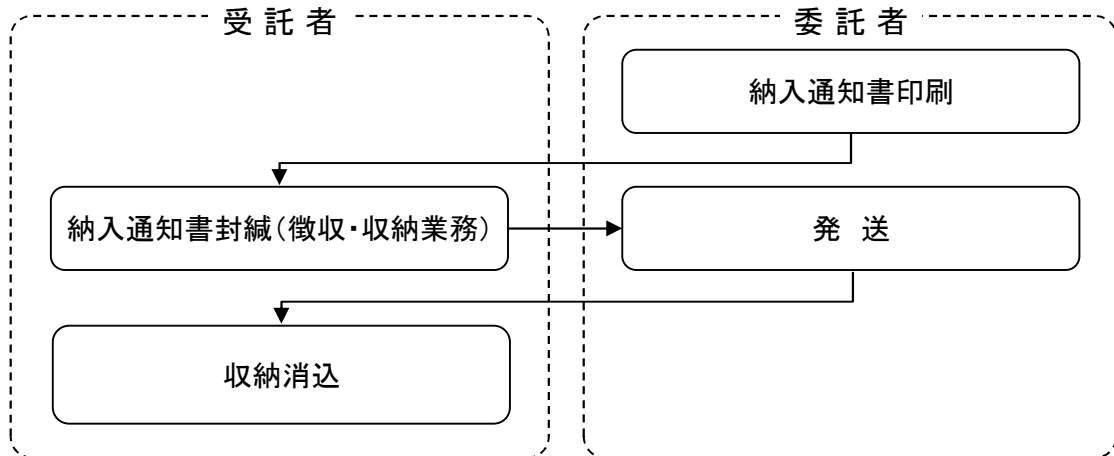
■ 受付業務フロー

[給水装置・排水設備竣工検査受付]

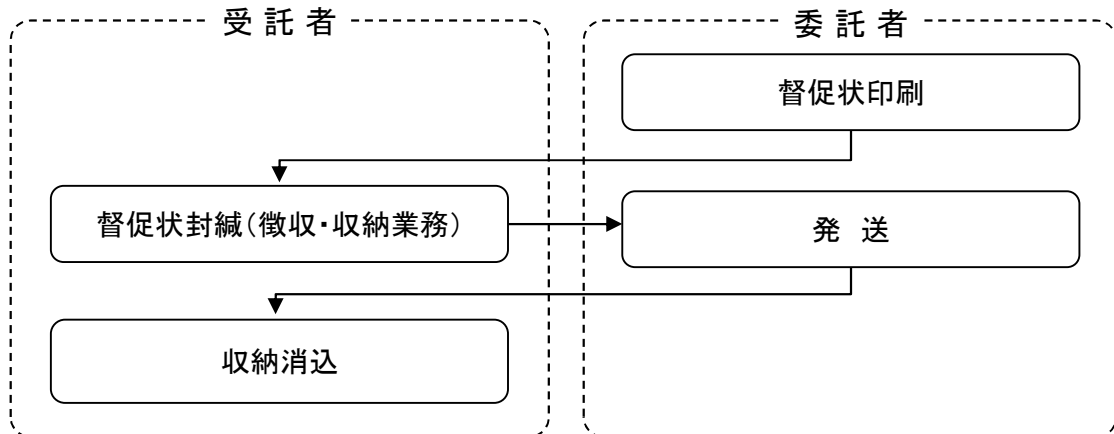


■ 受付業務フロー

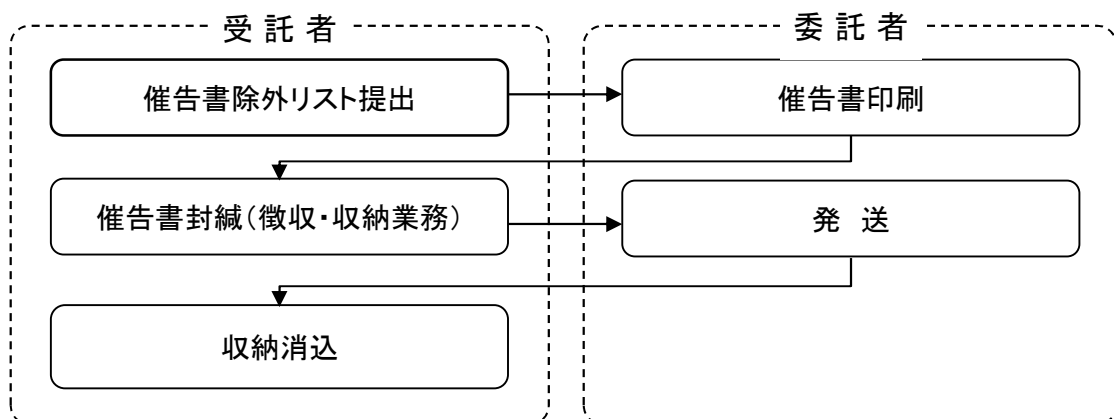
[納入通知書・消込]



[督促状・消込]

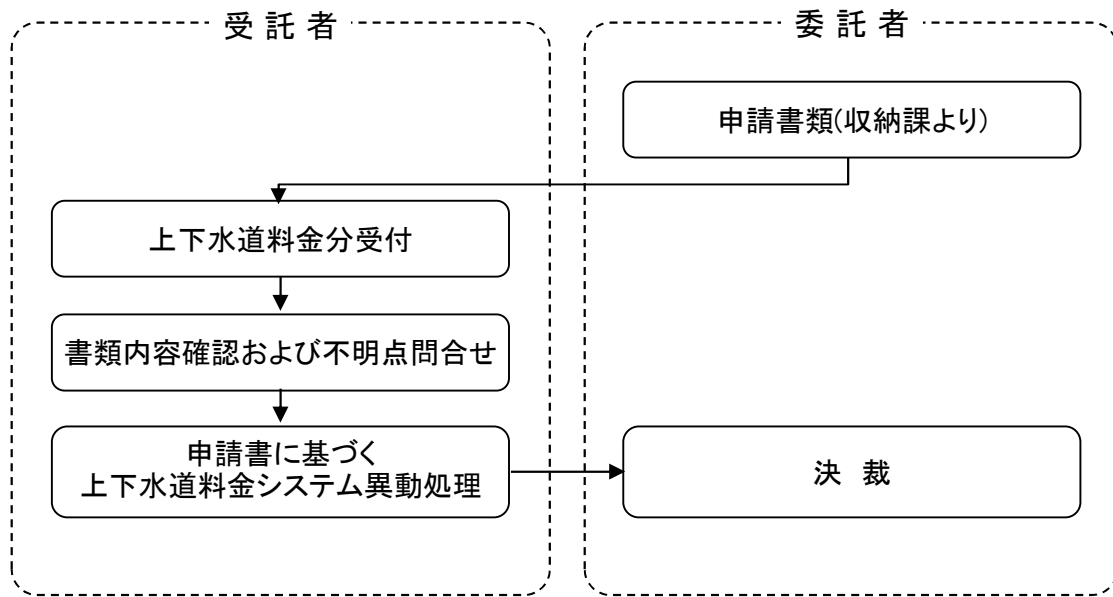


[催告書・消込]



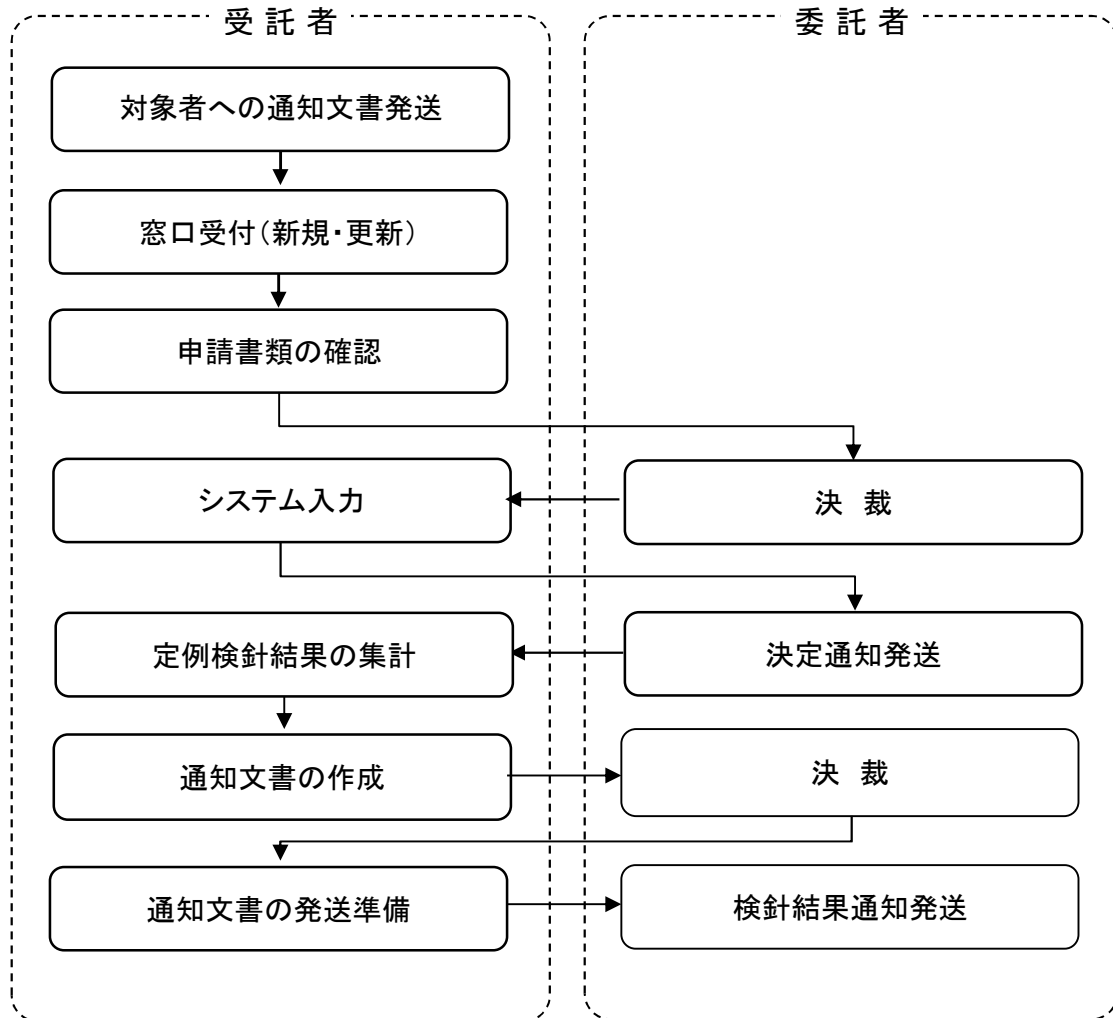
■ 受付業務フロー

[口座振替申込・廃止]

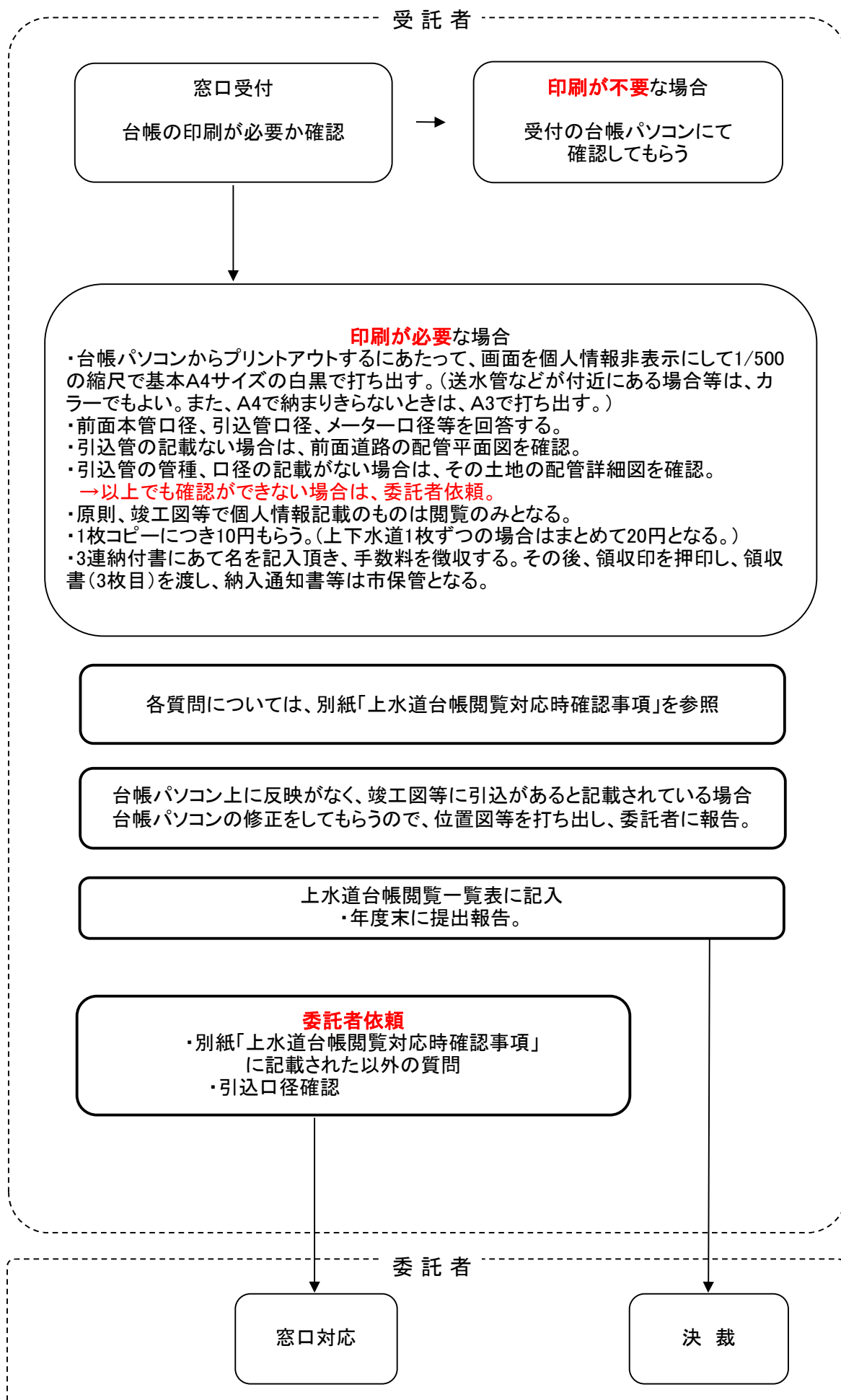


■ 受付業務フロー

[個別受給給水契約申込フロー]

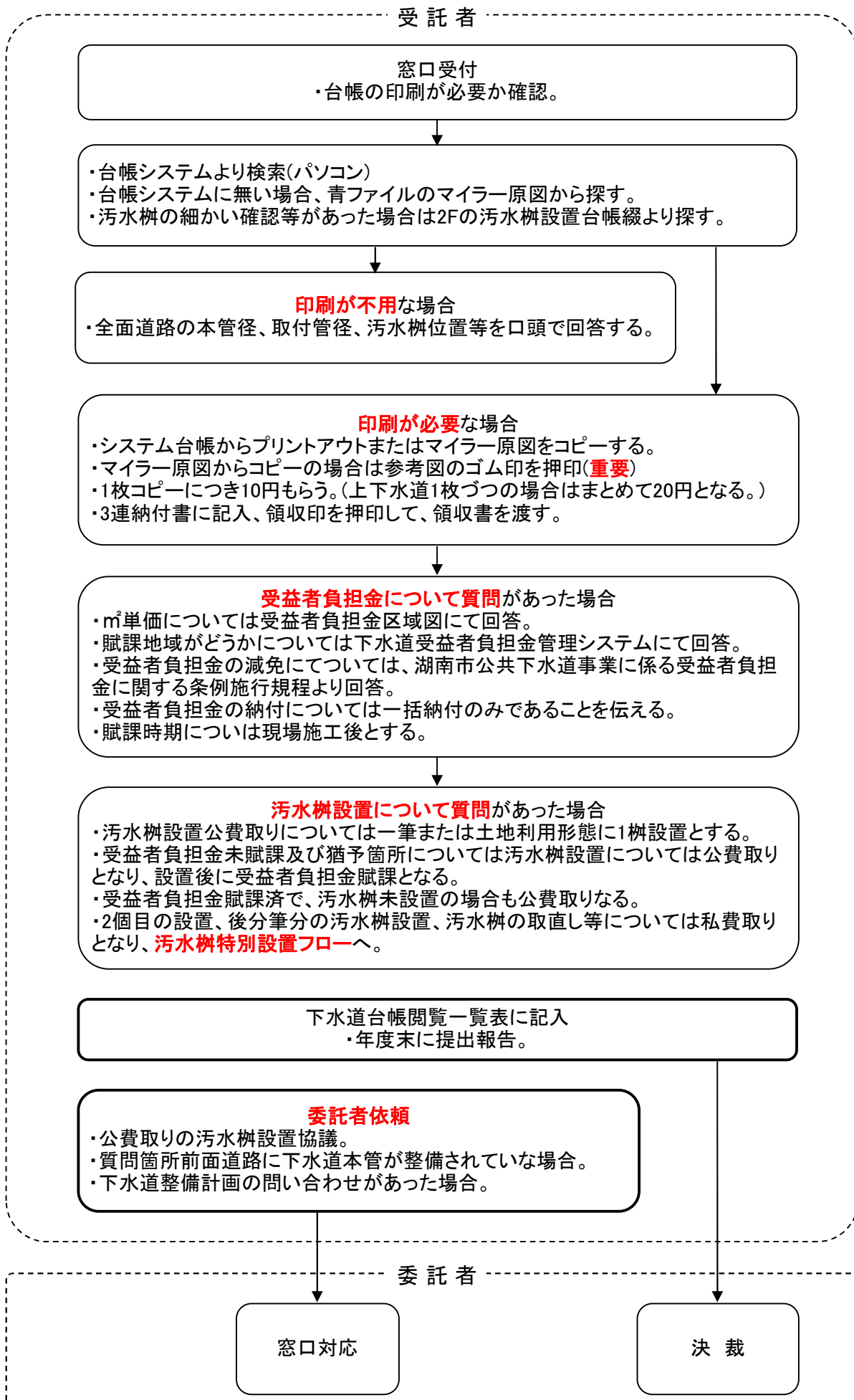


■上水道台帳閲覧対応フロー



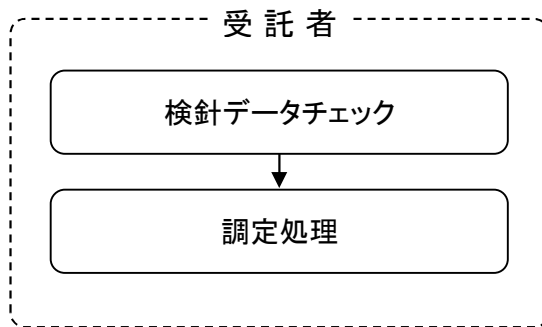
■下水道台帳閲覧対応フロー

■受益者負担金の対応フロー

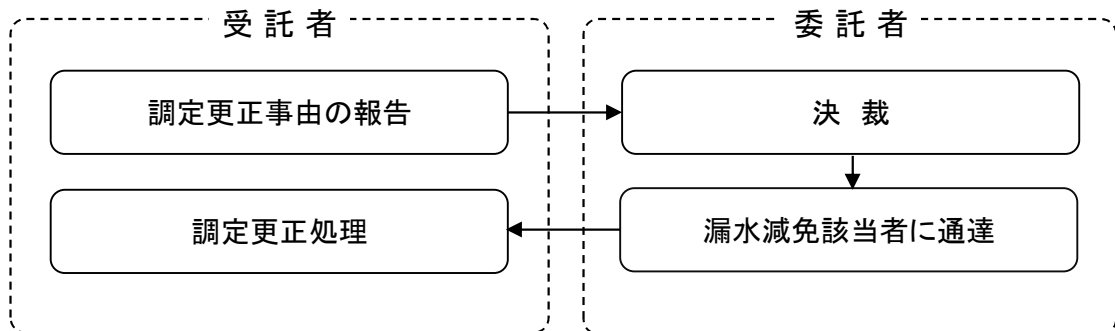


■ 調定・更正業務フロー

[調定]

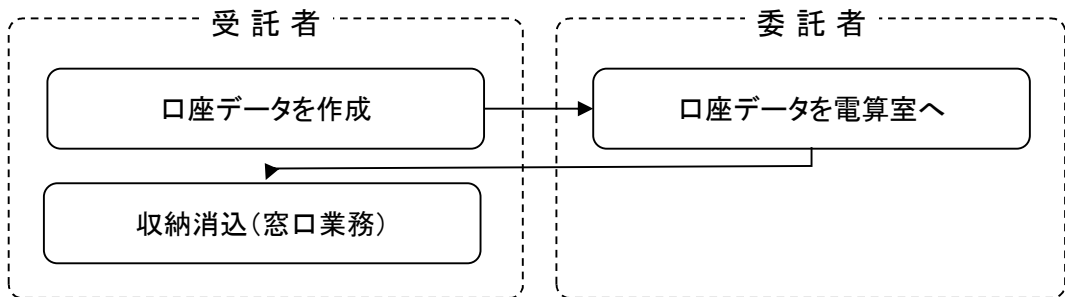


[調定更正]

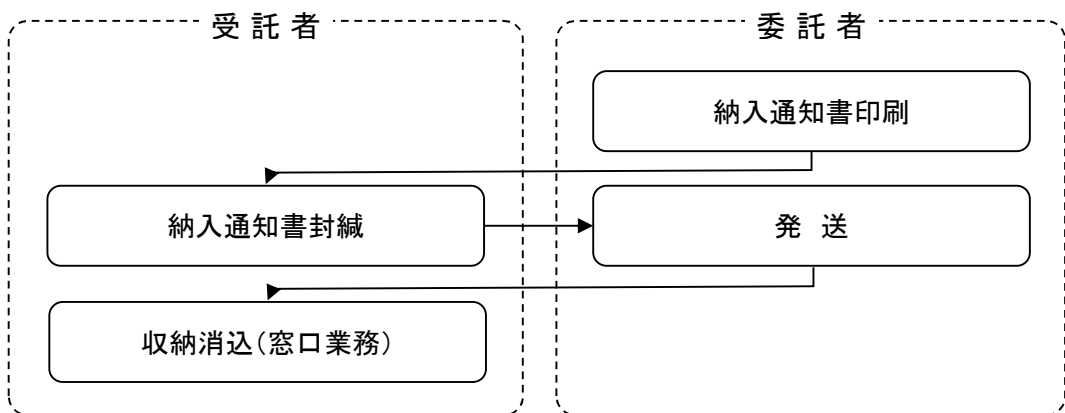


■ 徴収・収納業務フロー

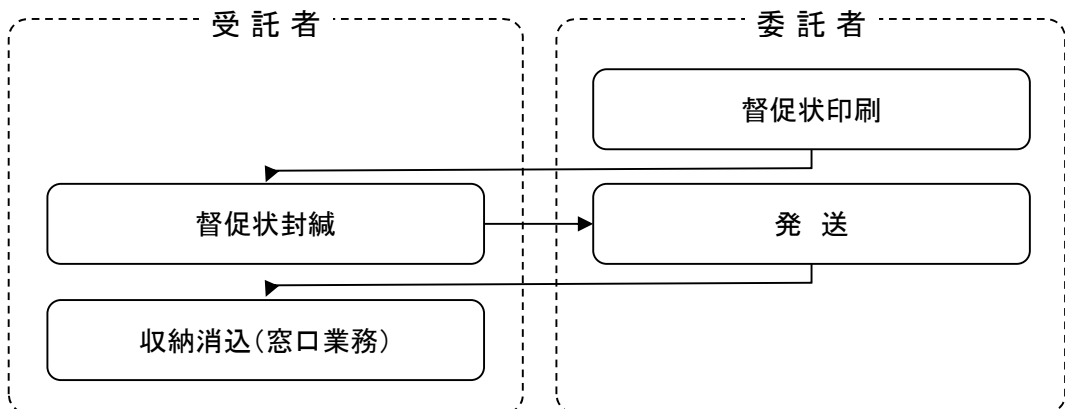
[口座振替]



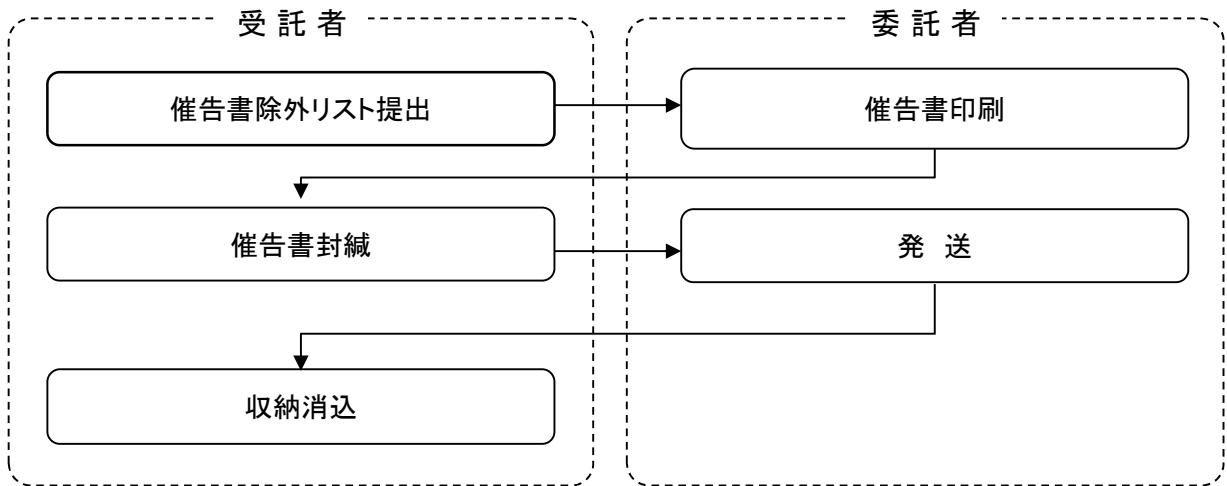
[納入通知書]



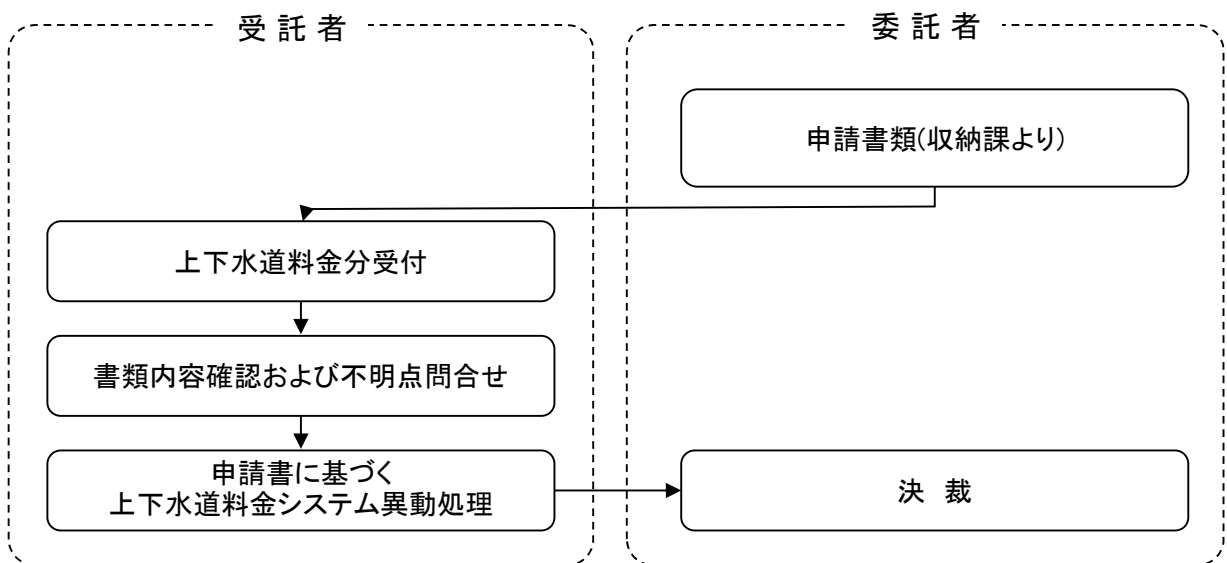
[督促状]



[催告書]

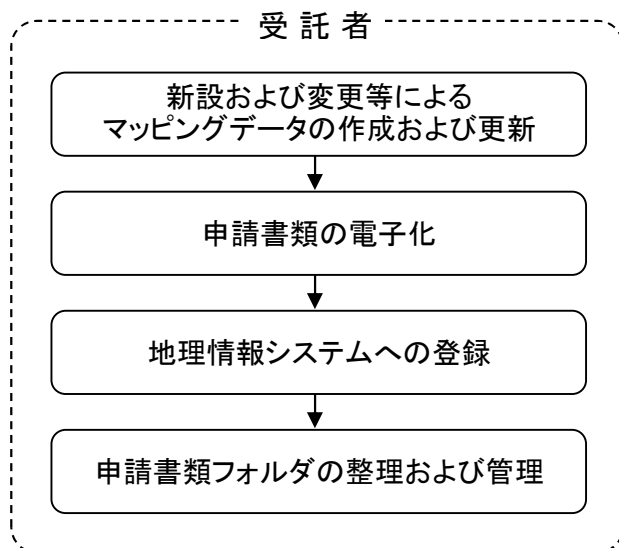


[口座振替申込・廃止]

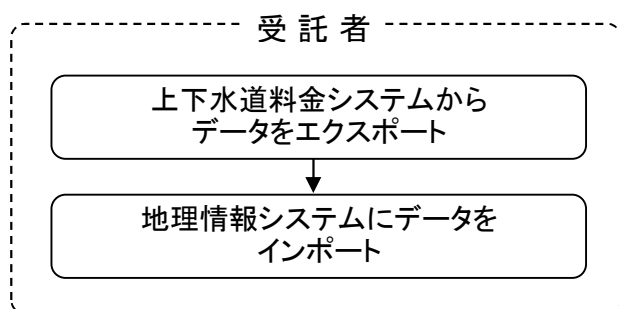


■ 水道施設(メーター)管理地理情報システム運用業務フロー

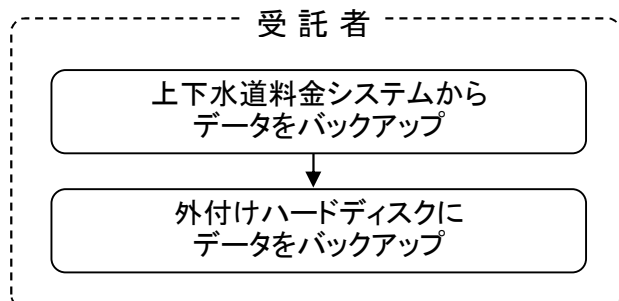
[データの登録・更新及び書類整理]



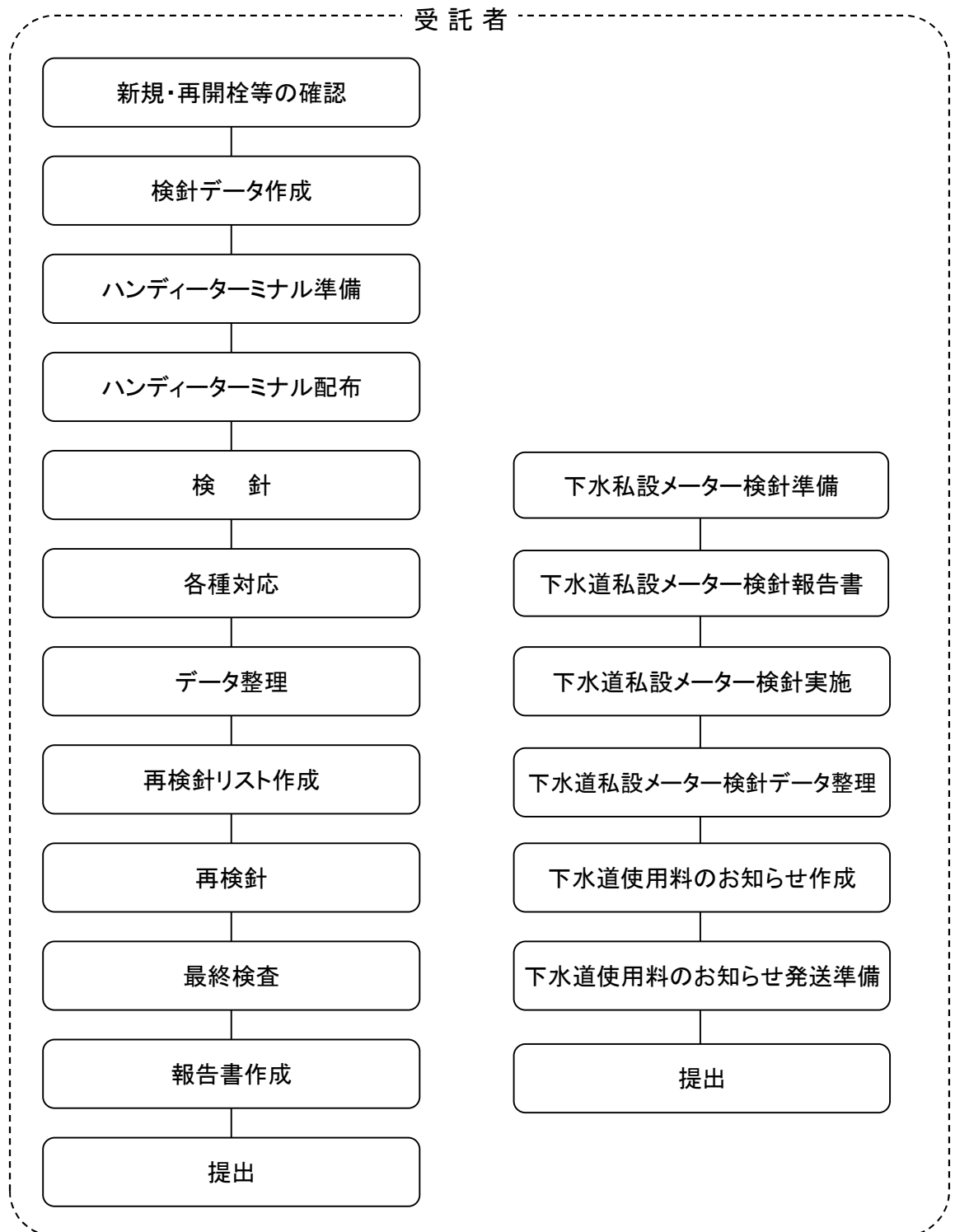
[データのインポート]



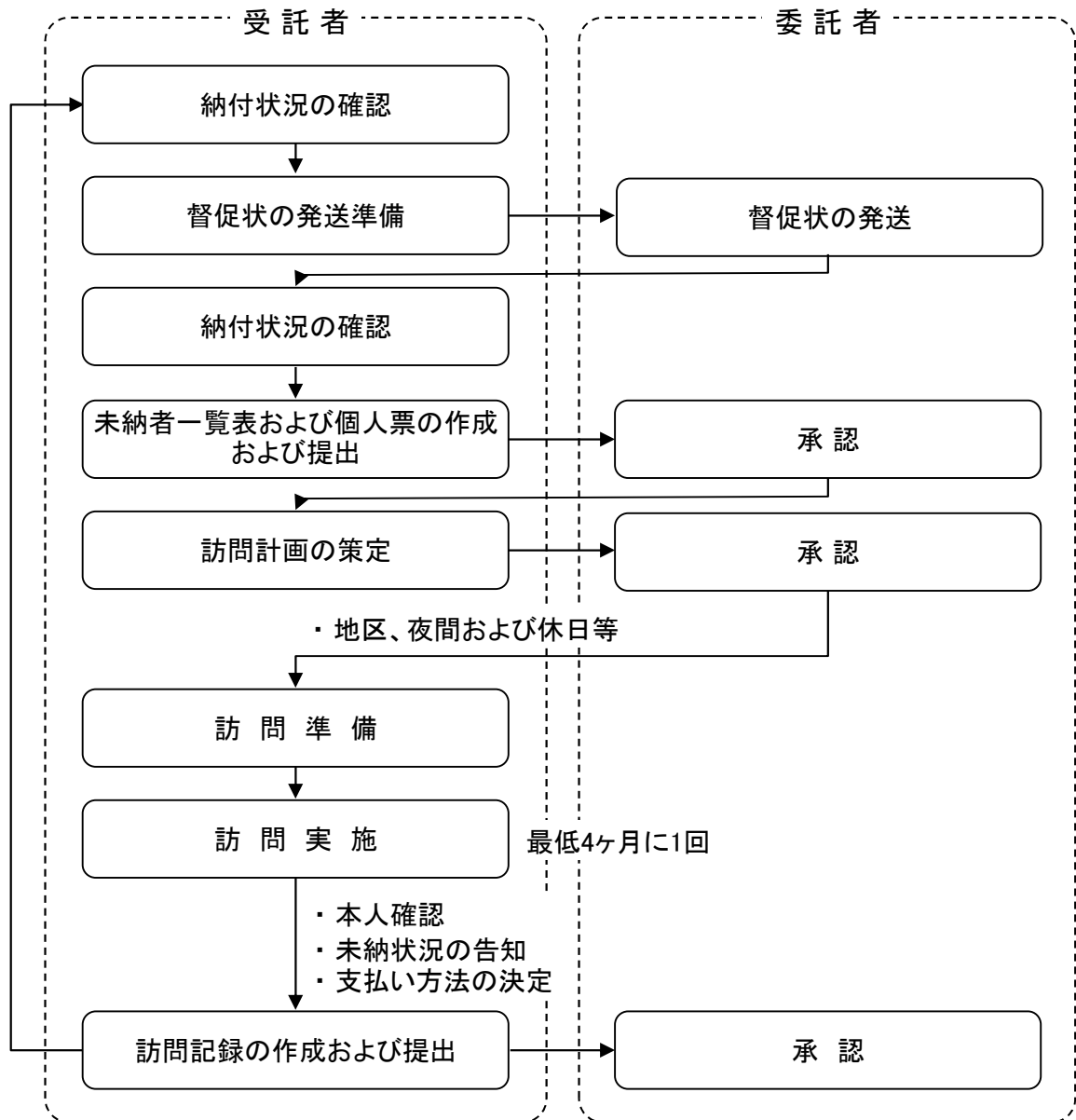
[データのバックアップ]



■ 検針業務フロー



■ 滞納整理業務フロー



市外在住者等については、委託者と協議し適宜訪問する

■ 給水停止業務フロー

